

七年に約そ百四十萬磅、千九百年に八十萬磅（即ち英蘭銀行券の三プロセント）に減少せり。千九百年に於て、英蘭銀行の銀行券流通は六億マルク、獨逸帝國銀行のそれは十一億三千八百萬マルク、奥匈國のそれは十一億五千四百萬マルク、露西亞國立銀行のそれは十一億六千三百萬マルク、佛蘭西銀行のそれは三十二億六千五百萬マルクに増大したり。千八百四十四年の法律はその目的を達し、即ち私立銀行券發行を撲滅し、中央銀行の銀行券流通を制限し得たれども、概して中央銀行の發展を禁止したるの犠牲を拂へり。英蘭銀行は千八百四十四年乃至千九百〇二年の間に漸く以て英蘭信用市場及び貨幣市場に於ける支配的地位を失墜せり。英蘭銀行の地位は高く見積るも爾他のロンドン大銀行に對し同列中の首座と言ひ得べきのみ。その預金は千八百四十四年乃至千九百年の間に、アドルフ・フューエルに從へば、二六三プロセントの増加あれど、ロンドンに於ける四つの最大預金銀行のそれは一二五八プロセントの増加を示したり。英蘭銀行は最早割引市場を支配せず。爾他一切の銀行及び國家に對する正貨準備金庫としても亦十分なりと稱す可らず、加之その機械的取引統制の結果として、

凡そ中央銀行に求めらるゝが如き信用保證の自由を備へざるなり。英蘭銀行は僅かに少數小口の預金を有するに過ぎざれども、大株式銀行は百を以て數ふべき預金を有するの比をなせり。英蘭に於ける銀行所在地は殆んど四千にして、英蘭銀行はその十二を領有するのみ。英蘭銀行組織の改革は數年來日程に上れども、その熱心に攻撃せられ恐らく始めて駁撃せらるゝは、大恐慌の襲來ありて英蘭銀行の禍害を曝露したるの後なるべし。

特殊の規定に依れるスコットランド及び愛蘭の銀行券銀行には吾人こゝに立ち入らず、たゞ英王國のこの部分に於ても亦千八百四十四年以來新銀行券銀行の設立は全く許可せられず、銀行券流通の増加も亦毫も認可せられざりしことを注意するに止めんとす。

佛蘭西銀行は千八百〇三年「ナポレオン」よりその銀行券發行の獨占權を得たり、蓋し「ナポレオン」は爾他二三銀行券銀行の競争が割引に依りて利益を收むべき取引業者の正當淘汰の爲めに有害なりと信じたるなり。「ナポレオン」曰、佛蘭西銀行は株主及び國家に屬し、公的特色を備ふるものなりと。佛蘭西銀行は取引上



の憂慮より諸州に多數の出張所を設立すること全くなかりしが故に、千八百十七年乃至千八百四十八年の間徐々として若干地方銀行券銀行の發達を觀たり。此等地方銀行は好況に際しては輕率に信用を提供し、不況時に當りては全く信用を與へず、これを以て千八百四十八年五月佛蘭西銀行に合併せられたり。爾來田舎にも唯一の大中央銀行券銀行ありて存するのみ。(アルジール銀行は一億五千萬フランの銀行券を發行するの權利を與へられたり)。佛蘭西銀行は爾後愈擴張せられ、現には一億五千四百三十五萬フランの資本と世界に於ける最多額の正貨準備と(その額は千九百年に二十六億二千六百萬マルク、獨逸帝國銀行のそれは八億五千三百萬マルク、英蘭銀行のそれは六億八千萬マルク)、竝に最巨額の銀行券流通とを有せり。佛蘭西銀行に許されたる銀行券發行額は増大し、千八百九十七年には五十億フランに上れり。佛蘭西銀行は始めて後代に至り而かも壓迫政策を反覆して州地方に發展したれども、千八百九十七年には九十四の代理店と三十八の補助取扱所と、而して小地域に毎五日に開かれたる百〇五の支拂所と有したるのみ、これ等機關は千八百九十七年乃至千九百十五年の間

に根本的に増加せらるべき必要に迫れり。佛蘭西銀行は現には二千三百三十一人の事務員を使用し、就中千〇八十三人は中央部にて従業せり。佛蘭西銀行が世界最大の信用設備なること、爾他の如何なる中央銀行よりも低廉に且つ一樣に、五フランに至るまでの小爲替をも割引すること、常に一切の顧客に對して均等率の割引をなすこと、千八百九十年の恐慌時に何等の困難もなく英蘭銀行に七百五十萬フランの貨幣を貸出し得たること―これ佛蘭人が佛蘭西銀行の誇とせる點なり。佛蘭西銀行が大規模にして且つ模範的に管理せられたる設備なることは洵とに然り。然れどもその能く甚しく割引率を引上げるの要を觀ざる所以のもの、一には佛蘭西國民經濟及び商業の痛く停滯せるに在り、二にはその複本位制に在りて存せり。佛蘭西銀行は凡そ金を請求するものには銀を供與し、而して以て容易にその金資本を保留し、而して若し金を欲するものは實に複本位制の爲めに格外金を拂はざる可らず。その二十六億六百萬マルクの正貨準備に對し三十二億六千五百マルクの銀行券を流通せしめたることは、この巨額の銀行券が著大の取引活動を意義するよりは寧ろ銀行券に依りて鑄貨を代用



せしむることを意義せるものなり。佛蘭西銀行の爲替取引額は千九百年の平均六億九千九百萬マルク、獨逸帝國銀行のそれは八億マルク、佛蘭西銀行の擔保貸付(ロンバルド)は概して四億〇八百萬マルク、獨逸帝國銀行のそれは八千萬マルクに在り。總佛蘭西爲替の中佛蘭西銀行の割引したるものは、千八百八十一年に四二プロセント、千八百九十一年に三九プロセントなり、而してその爲替取扱は千八百八十年の末に九億二千六百萬フランにして千八百九十八年には九億〇百萬フランとなりしが、巴里に於てこれと競争せる四つの最大信用銀行のそれは同一時期に三億一千六百萬フラン及び十一億九千九百萬フランの額を示せり(トールワルトの調査に依る)。されば佛蘭西銀行の佛蘭西市場に有する經濟的權力上の地位は、よし英蘭市場に於ける英蘭銀行のそれに優れること萬萬なりと雖も、尙ほ幾分退歩したることを認めざる可らず。

獨逸の銀行券銀行は千八百四十年に至るまでは僅かに四、千八百五十一年に及ぶまでは僅かに九、而して千八百五十七年には二十九、千八百七十年には三十一、千八百七十五年にはプロイセン銀行を合せて三十三となれり。先見ある

プロイセンの銀行政策は千八百七十年に至るまで小聯邦に依りて擾亂せられたり。小聯邦は經濟事情の隆昌時期には過多の銀行券銀行を認可し、さて此等銀行券銀行は故意に銀行券を全獨逸に充溢せしめ、恐慌年代即ち千八百六十六年の如き場合にはこれに應ずべき力なく、甚しく信用取引を制限し、僅かにその取引を維持したるのみ。何となればプロイセンの大中央銀行がこれと反對の政策を取りたればなり。獨逸の銀行券流通は千八百五十年に一億二千萬マルク千八百六十年に四億六千萬マルク、千八百七十三年に十四億三千萬マルクにして一就中十億マルク以上はプロイセン銀行のそれに該當し、六億マルクの正貨は以て準備せられたり。これが制限は一般は要求せられたり。千八百七十五年の銀行法はプロイセン銀行を獨逸帝國銀行に變更し、一般の賛同を得て小銀行券銀行の活動に制限を加へたり。當時現存したる銀行券銀行にして今日(千九百〇二年)に存続するものは帝國銀行の外僅かに六つの銀行券銀行に過ぎず。千九百年に於ける帝國銀行の銀行券流通額は十一億三千八百萬マルクにして、爾他銀行券銀行のそれは一億七千五百萬マルクのみ。千八百九十九年の銀行條例は



小銀行を強制し、若し帝國銀行の割引率が四プロセントに達すれば、小銀行の割引も亦これと同率なるべく、而してその以前にも多くとも帝國銀行より八分の一若しくは四分の一以上低下す可らずとなし、從て帝國銀行の割引低下を著しく制限したり。フランクフルト銀行は爾來銀行券發行の權利を放棄したり。爾他銀行は支店組織を擴張して寧ろ預金銀行に發達せんことに努力せり。今日帝國銀行に對し割引市場に於ける競争の劇烈なる限りは、この競争者は銀行券銀行にあらずして有價證券銀行なり、有價證券銀行の預金取引及び割引取引は帝國銀行のそれと相並びて極めて重視すべきものに屬せり。帝國銀行は獨逸に於て愈々支配的地位を占め、これか資本は數年の間に一億八千萬マルクとなり、正貨準備は六千萬マルクと計上せらるゝに至れり。獨逸爲替總割引の中帝國銀行の割引額は、千八百八十年に三一プロセント、千九百年に三八プロセントを占めたり。千九百年末の状態は、「トリールワルト」の銀行誌に徵するに、銀行に割引せられたる總爲替の中、私立銀行に該當するもの七二プロセント、ベルリンの大有價證券銀行は四〇・二プロセント、而して帝國銀行に該當せる額は五一・九

プロセントなり。されば帝國銀行は事實上ベルリンに於ける割引業を支配し、而して以て獨逸全體に於けるそれをも左右せり、將來益々その勢力を擴大すべし。これと別に千九百年に於て獨逸銀行の資本は一億五千萬マルク、爾他一切の獨逸有價證券銀行の資本は十九億三千九百萬マルクに上り、爾他銀行券銀行の資本は九千九百萬マルクに上るものあり、又千九百年末に於て有價證券銀行は十五億八千三百萬マルクの爲替と九億九千七百萬マルクの預金とを有するあり、而して帝國銀行は僅かに十億八千八百萬マルクの爲替と四億九千七百萬マルクの日日勘定の請求權とを有するに過ぎざらんとも、(爾他の銀行券銀行は一億七千〇八十萬マルクの爲替と四千三百七十萬マルクの同種請求權を有せり)、これ毫も中央銀行(帝國銀行)の支配的地位を變動するに足らざるなり。帝國銀行は夙に多數の支店を設け、千八百七十五年にその數既に百八十三、千九百年には三百三十に上れり。これが職員は千九百年に於て二千三百二十二人、而してその六百六十三人はベルリンの中心にて従業せり。世間屢々帝國銀行の割引率が高きに過ぐるを難ずるものあれども、これ全く誤れり。帝國銀行が千八百六十六年、



千八百七十年、千八百七十三年、千八百九十年乃至千八百九十一年、千九百年乃至千九百〇一年の恐慌を正當に驅逐し得たる所以のもの、實にその割引率の引上げに俟てり。帝國銀行は獨逸の金貨本位と獨逸の金鑄貨流通とを巧妙に監理し且つ防衛し、全獨逸に於ける書換交通及び清算事項を模範的に處置し、その書換交通額は千八百七十六年より千九百年に至る間に年々増加して百億マルクより千六百三十億マルクとなり、依て以て支拂事項は單簡にせられ、獨逸國民經濟が資本と流通手段とを節する實に巨大額に上れり。帝國銀行の制度は漸次に他國の大中央銀行より模倣せられ、露西亞及び日本に至るまで傳播したり、その内部組織に就ては余は後段に尙ほ一言する所あらんとす。

ベルギエンには二つの大銀行券銀行あり、千八百二十二年及び千八百三十五年の創立に係れり。この二つの銀行は千八百四十八年何れもその銀行券兌換を停止せざるを得ざるの運命となれり。千八百五十年新たに設立せられたる國民銀行は國家の監理に屬し、佛蘭西及び獨逸の中央銀行と等しき組織をなし、銀行發行の權利を獨占せり。これを以てこの國民銀行は千八百五十一年乃至千八

\* 本日の引とす  
その證も  
十の

百九十五年の間にその銀行券流通額を三千百萬フランより四億七千六百萬フランに増加したり。ニイデルランドの中央銀行券銀行は千八百十四年に創立せられ、屢その組織に改革あり、銀行券取引上に獨占權を占め。その頭取及び專屬書記は國王より補任せらる。シュウエーデンに於て千六百五十五年乃至千六百六十八年の間に設立せられ、而して獨り帝國監督に屬せる帝國銀行券銀行は、主として千八百二十三年以來私立及び株式組織の銀行券銀行より劇烈に競争せられ、千八百六十三年以降はこの競争一層甚しきものありき。然れども既に千八百八十一年に企業委員會は爾他一切銀行の銀行券發行を廢止せんことを決議し、千八百九十七年の法律は、千九百〇四年一月一日以後は帝國銀行のみをして銀行券を發行せしむべきことを宣言したり。コッペンハーゲンに於て千七百三十六年に創立せられたる銀行は千七百七十三年に至りて國立銀行となれり。この銀行は千八百十三年、國家それ自體と等しく破綻の悲運に陥れり。千八百十八年これに代て創立せられたる國民銀行は株式會社にして而かも國家に附屬し、銀行券發行の獨占權を得てこれを今日に至るまで確保せり。千八百五十四年乃至千



八百五十七年の間に殊に増設せられたる爾他の銀行も銀行券發行の權利を得たり。ノルウェーゲンに於ける銀行組織はデネマルクのそれに相等し。たゞ中央銀行券發行が銀行券發行權を獨占し、全然議會に從屬するの點を異なれりとす。從て又議會はノルウェーゲンに於てこの中央銀行支店の方針を決定し、支店の監理者を選定するの權利あり。

奥匈國は常に唯一の中央銀行券銀行を有するのみ、この中央銀行は千八百七十八年以來奥匈銀行と稱せられたり。奥匈銀行は千八百九十八年二百〇四ヶ所に代理店を設けたり。千八百九十九年の改革に依りて奥匈國銀行は常にその銀行券發行の權利を保留したるのみならず、その全銀行管理上に兩國政府の影響を根本的に増大したり。シュウイツには千九百年に至るまで三十五の銀行券銀行(十四の株式銀行、二十一のカントン銀行)あり、その割引率引下競争と銀行券取引と爾他の非銀行的取引との兼營とその無能力(所謂銀行相互の間に幾多の契約——コンコルダトテ締結せられて、共通株式、正當なる割引政策、支拂均衡及流通手段に及ぼすべき十分なる影響等を期したるあるにも拘らず)とに依りて甚し

き不振状態を呈し、爲めに千八百七十年以來改革運動の勃發となり、銀行同盟及び銀行券發行の集中に依りて銀行券を統制せんとするに至れり。その二三の効果を擧げ得たれども主要の點に於て未だその目的を達せず。統一的中央銀行券銀行を設立せんとするの計畫は、諸州將た現存諸銀行の利害不一致の爲め、且つは州資本及び同盟資本を以て株式銀行及び國立銀行を設立すべきか將た私的資本を以てすべきかの爭議一決せざるが爲めに、今日に至るまで畫餅に歸せり。伊太利に於ては千八百六十六年に至るまで個々國家に若干の銀行券銀行あり。何れも殆んど單一の銀行なりしが、既に千八百六十六年伊太利國民銀行は嶄然として頭角を露はすに至れり。然れども千八百九十三年までは六つのやゝ大なる銀行券銀行あり、その發行權の濫用は人爲的投機を愈誘致し、その腐敗は全公的生活に悪影響を及ぼせり。千八百九十三年八月十日附の法律は終にこれ等の弊を一掃し、後にはたゞ伊太利、ネアールベル及びビシ、リーの三銀行券銀行のみ残存し、就中後の二者はその地位を制限せられ、獨り伊太利銀行のみ嚴密なる意味に於ける中央銀行として、全王國に於ける國家の支拂に當ることゝ



なれり。國家はこれが爲めに一勢力を得たり。千八百六十年現存若干銀行の合同に依て設立せられたる露西亞の帝國銀行は、先きにも説明したるが如く、國家制度なり。銀行券發行の權利を獨占し、殊にこの時より國家が正貨支拂の制を施行したるを以て看過す可らざる意義あり。その千九百年に於ける状態如何と顧みるに、資本は一億〇八百萬マルク、銀行券流通額は十一億六千三百萬マルク、爾他日々清算の貸借額は十三億四千五百萬マルク、正貨準備は十八億二千六百萬マルク、爲替は四億五千三百萬マルクと計上せらる。

北米合衆國に於ては、千八百三十六年乃至千八百六十年の間、輕率なる銀行券發行と預金に對する準備の缺陷との爲め、千八百六十三年乃至千八百八十二年の間に於ける合衆國立法の制定となれり、これ吾人の既に業に陳述したる所なり。この法律は凡そ通常の銀行及び國家より認可せられたる銀行をして、十プロセントの高率税の爲めに殆んど銀行券發行を不可能ならしめたり。新たに設立せられたる國民銀行は今日その株式資本に對する一定割合額以上に銀行券を發行するとを得ず。國民銀行はその銀行券の五プロセントに相當する正金と

又別に合衆國債(その額は株式資本の四分の一より少からず、少なくとも五萬弗ならざる可らず)とを國庫に預け入れ、而して銀行券發行額はこの預金の九十プロセントを越ゆ可らず、銀行券流通に對しては〇五プロセントの税金を納め、而して本位検査官より一樣の銀行券書式を受けざる可らざるなり。この結果は愈以て銀行券流通を減少せしめ、一切の銀行をして益預金取引小切手取引を發達せしむるに至れり。かく減少せる銀行券流通は殆んど信用に利用せらるゝ特質を失ひ、概して國家紙幣其他の證券流通と何等相異なきことゝなれり。これに依て大恐慌は禁止せられず、千八百九十三年の恐慌時に際しては百の國民銀行と百七十二の州立銀行と百七十七の私立銀行とは破綻の運命に陥れり。合衆國庫局は國民銀行の銀行券を悉く兌換し、これに引き換へて該銀行より預金を入れしめ、合衆國債證券を賣買し、清算交通に参加し、かくして國庫局は貨幣市場を支配し、さながらに一種の合衆國中央銀行となれり、而かも一般中央銀行の如く割引に對して影響を及ぼすことなく、又歐洲に於ける中央銀行の然るが如く銀行資本の弾力性を備ふることなし。千八百九十四年以來この組織の到



底維持す可からざることは看破せられたれども、未だ有效なる改革を果すに至らず。是れ千九百年本位法の發布に依りて小銀行券銀行の創立が容易にせられ、爲めにその銀行券を流通せる小銀行券銀行の新設せられたるもの一ヶ年の間に人口六千人以下の地域に亘りて少なくとも五百六十三の多きに上り、銀行券流通は非常に増加せられ、取引活動は人爲的に昂進せられ、而かも弾力性に富みたる大中央銀行券銀行は則ち未だ創立せられざるに職由せり。

凡そ此の如き差別あるにも拘らず、最も重要な文明諸國の銀行券銀行發展に關するこの要略的報告は以て既に陳述したる大體上の一致點を明にし得べし。即ち一般に大中央銀行が優勢となり、小銀行券銀行は衰頽し若しくは消滅したること是れなり。これに與て大に力ありたるものは、玉石を鑑別し難き異種類の夥多小銀行券が社會公衆より觀て不便なること、殆んど一切の小銀行券銀行の信用が薄弱なること、概して小銀行券銀行の競争が容易に且つ輕卒に銀行券を發行せしめ信用を供給せしめたること、更に小銀行の取引報告が甚だ杜撰にして多く公表せられざりしこと、最後に大經營が凡そこれが原因とその費用節

減一般との特徴に依りて愈優勢となれることなりとす。然り而して最も重大なる原因は何れの處にこれを觀るも立法の制限にして、これが爲めに小銀行は不利の地位に陥り反對に大銀行は促進せられ若しくは強制的に規定せられたり。而してこの立法の動機は常に銀行券流通と國民經濟上及び法律上の總利害との關係に在りて存し、國家社會の總利害は中央銀行に俟て始めて確保せらるべしと信ぜられたり。本位及び良貨流通の確立、貴金屬輸出入に及ぼす正當なる影響、爾他一切の銀行に對し政府及び國民經濟に對して苟くも正貨準備を不足ならしめざること―凡そ此の如きは大中央銀行券銀行及び割引銀行の發達を俟て始めて期待し得べし。大中央銀行にして始めて大規模に割引政策を實行し得て以て、凡そ商用短期信用の提供と國民的生産とを全國國民經濟及び國家安寧てふ遠大なる見地より正當に指導することを得べし。かくの如き中央銀行は、よしその如何なる組織をなせる場合にありても、これが事體の性質に顧みて絶對的に若しくは主として利潤を博せんことを斷念せずんばあらず。かくの如き中央銀行は公共的の制度となり、全國國民經濟の最も重要なる機關となる。實にこの



機關を以て絶對的に若しくは主として一旦の恐慌を驅逐し且つ阻止することを得べし。

かくの如く今日資本力に富み且つ文明上に進歩せる國民にとりて銀行券銀行制度の集中は正當なり、然り幾分不可缺の政策に屬すれども、而かも國民經濟上の發展低下にして資本も亦貧弱なれば、須らく先づ銀行券制度を地方に分權し、多少銀行券發行の自由を施行すべきこと不當なりとせず。蓋し銀行制度一般の發達はこれに依て根本的に促進せられ、爾他機關の未だ發展せざる限り、愈以て地方的欲望を満足することを得ればなり。

大中央銀行券銀行が遺憾なくその職能を果し得るは、その國家に對し幾分の獨立を維持し、而して爾他の大銀行と親密なる關係を結びて且つこれに凌駕し、なるべく多く地方に投資して常に首府のみならず又全國土を概觀し、これに影響し、然りこれを支配する場合に在り。

中央銀行の國家に對する獨立は、その國立銀行にして國家の資本を以て經營せらるゝ場合には失はれ。やゝもすれば國庫的傾向を帶び、單に財政のみの機

關となり、國民經濟の融通機關たる特色は則ち失はる。反之その純株式銀行なる場合には、經濟上これか支配人に依て監理せられ、支配人は即ち株主の選舉せる所にして又同時に大株主たり。故に中央銀行と稱するも全然大資本家の權力に歸し、最高率の配當を分配せんとに努力す。これ多くは國家社會の總利害と矛盾せざる能はざる所のものなり。佛蘭西銀行が千八百七十八年乃至千八百八十四年の間、平均一九プロセントの配當を、伊太利國民銀行が一二六プロセントのそれを、英蘭銀行が九八プロセントのそれを、而して獨逸帝國銀行が千八百七十六年乃至千八百八十八年の間に僅かに五七プロセントの配當を分配したるもの、その理由は、よし絶對的と稱す可らざらんも、而かも幾分はかくの如き組織上の相異に職由せずんばあらず。

英蘭銀行は年々株主より選舉せられたる二十四人のディレクトルより管理せられ、これ等ディレクトルは常に商人にして銀行家にはあらず。ガッパナーの補任も亦これに準ず。選舉せられたるものは先づ年度末に常に開散し、數年の後に始めて再び選舉せらるゝの慣例となれり。管理者の職能は舊慣を墨守し且つ偏頗



なる形式をなせり。これが爲めに經營上に慣例をして全然支配せしむ、其結果は良經營を妨害するの憂なけれども、苟くも天才的にして大膽なる經營將た改革を阻止せずんばならず。英蘭銀行はその組織舊弊を固執し繁冗に陥れり、これ尙ほ能くこれをして國家に從屬せしむるを廢せずと雖もその當初の大勢力を失墜せしめたる所以なりとす。

歐羅巴に於ける中央銀行の大多數は今日株式組織をなし、株式所有者の資本を以て經營せらるれども、全然若しくは一部分國家より任命せらるゝ官吏の監督に屬せり。佛蘭西銀行の組織は、支配人及二人の副支配人は國家より任命せられ、而して委員會及び三人の監査役は株主總會より選舉せらる。悉く任命に俟てども而かも巨額の株券を所持することを要す。獨逸に於ては、帝國銀行の後見役は帝國宰相及び聯邦の二三大臣並に聯邦議會の議員より組織せられて最高監督権を有し、理事(ディレクトル)は八人の任命せられたる官吏(もとは商人及び國家の官吏なりき)より成り、何等銀行株式を所有することを許さず從て配當を受くるの權利なきものなり、これ等理事は名義上には帝國宰相の委任を受けそ

の下僚たることを出でざれども、實際上に銀行經營に當れり。理事の下に爾他一切の職員あり、この全職員は商人より補任せられ、帝國銀行に永く勤務せることに依りて事務に熟練し、而してその比較的高級なるものは俸給の外に配當を受く、而かもこの配當は直接に支拂はれず、擔當せる取引の損失に對し配當を以て退社まで責に任ずるの規定となれり。商略上及び法律上に訓練あるこの官吏組織體の外に株主代表會と有力なる銀行家より選出せられたる中央委員會とこれあり。この二機關は月々に會合し、その權限は單に助言を與へ、爲替割引を監査し、三人の代理者を選舉して理事會に出席せしむるに在り。帝國銀行が帝國若しくは個々聯邦に對し條例規定額以上の信用を供給せる場合に限りてこの二機關は一定の容喙権を有せり。この規定的機關の組織は抑帝國銀行の任務と地位とを説明するものなり。株主の勢力が制限せらるゝこと獨逸帝國銀行の如きは何處にも決してこれが類例を求む可らず。然るにも拘らずこの制限せられたる權力は以てこれをして爾他銀行界と正當に關係せしめ、銀行經營上に妥當なる専門知識を發達せしむるに十分の效力あり。獨逸帝國銀行は秩序訓練



極めて整頓し、爾他銀行は多く帝國銀行及びその支店にて訓練せられたるものをその最も重要な地位に補任せんとするの傾向あり。プロイセンの良官僚傳説と商人的訓練との融合—これ實に帝國銀行の本質をなせり。この兩特質の混融は以て帝國の利害と株主の利潤とを有効に調節せしむるもの、是を以て近時獨逸より他國に傳播してその中央銀行券銀行の立法を發達せしめたり、例へば埃地利、佛蘭西、ベルギエン及び伊太利の中央銀行制度の如きこれなり。

さてこゝに吾人は銀行券銀行に關する吾人の論議を結ばんとす。これを概観するに千五百八十年乃至千六百二十年の間二三商業都市に於ける書換銀行は、猶ほ千八百年乃至千九百年の間大國家に於ける銀行券銀行の如し。即ち國家社會の總利害に立ちて銀行業を集中し、一切の取引を遠大なる法律秩序より統制し且つこれと聯關せしめたるもの是れなり。かくの如くにして現今信用組織の最も發達せる部分は、毫も國家化せられたるにあらざれども、その組織上非資本主義的に變更せられたり。銀行經營の方針は、常に配當を多からしめんと欲するのみにならず、又國家及び國民經濟の總利益を促進せんことを期するに至

れり。「トウルク」の有名なる語に云、銀行券發行の自由とは換言すれば輕卒なる企圖を放任するに外ならずと。今日文明國の大多數に於て信ぜらるゝ所を攝要すれば即ち次の如し。曰、銀行券取引は隨所に恐らく餘りに制限せられ、銀行券は餘りに信用手段たる職能を失して單に支拂手段と化し、銀行行政は幾分餘りに官僚化せられ且つ形式化せられたるの觀なきにあらざれども、大體に於て國家に災せることよりは寧ろ遙かに幸福を齎らし、即ち千八百四十四年乃至千九百〇二年の間に銀行券銀行制度を集中的統制的に改革したる國家は皆これに依りて大に國運の進展を來たせり、然り而して商人的専門知識と利潤の期待とを全然銀行組織より除却したるが如きことあらざるなり。

**百九十七** 爾他の都市的商人的銀行、私的銀行取引家、預金銀行、割引銀行、有價證券銀行、殖民銀行及び其他の銀行。千七百年乃至千九百年の間に於ける銀行券銀行の發展と相平行して、差當りは小大銀行家取引の發達これありき。主として私立大銀行家は屢既に大銀行券銀行の發展に先ちて千七百年乃至千八百五十年の間に、西歐羅巴の中心點に於て支配的地位を占むるに至れり、例へ



ば嘗て第十三世紀乃至第十七世紀の間に伊太利、和蘭、東部獨逸の豪家が優勢なる權力を克ち得たりしが如き是れなり。其後第十九世紀の間、主として千八百五十年乃至千九百年の間に、幾分銀行券銀行の分化として新たに一系列の大株式銀行發達し、幾分私的豪家より發展し若しくは新たに益設立せられたり。吾人は差當り商人信用に屬する銀行形式、主として株式會社の組織をなせるもの即ち預金銀行、割引銀行、有價證券銀行及び殖民銀行を論述せんとす。

余は先づ私的銀行家取引發展の寫象を究明せんとす。吾人は既に本譯補の第五冊 **百五十六** に於て、プロイセン聯邦が千八百三十七年に信用業に従事せる大商人三百六十八人を有し、千八百六十一年に六百二人を有したることを觀察したり。關稅同盟統計は千八百六十一年に銀行業者千五百五十一人、その補助員三千八百八十三人を計上せり。千八百八十二年及び千八百九十五年の職業調査に依れば、經營者として貨幣商業及び信用商業に従事せるもの五千八百八十一人及び五千九百六十九人、これが補助事務員一萬七千六百〇八人及び三萬三千六百八十九人と註せられ、千八百九十五年の營業統計に従へば、主要經營六千二百

三十三、就中千六百〇五は單獨經營、四千三百九十三は二人乃至二十人を使用し、二百十四は二十一人乃至百人を、二十一は百〇一人乃至千人を使用せるものなり。これ英蘭及び佛蘭西、ベルギエン及び和蘭は進歩に於て獨逸より三十年若しくはそれ以上も先んじたるありしも、尙ほ此等の統計數は以て西歐羅巴に於ける發展一般の概觀を示すに足るべし。獨逸に於ける普通銀行取引は千八百四十年乃至千八百六十年の間には著しき發展なく、其後非常の盛運を呈し、主として千八百六十年乃至千八百八十二年の間に顯著となり、この最近二十年間に經營數には殆んど増加なけれどもこれが範圍は擴大せられたり、而かも千八百九十五年にありても尙ほ實に小銀行取引を主とし、二萬三千七百六十人の従業員は従業員二十人以下の經營に屬し、一萬二千八百十八人は二十人以上のそれに該當せり。尙ほ余はこゝに「ウイッドフェルド」のベルリンに關する研究を擧げんに、千八百四十六年銀行家取引に於ける獨立者は百十人、從屬者は二百〇五人、千八百六十一年には百六十人及び三百四十七人、千八百九十年には千三百十五人及び六千六百九十七人なり。獨逸銀行家名簿に載する所に依れば、私立



銀行は千八百九十八年ベルリンに於て四百十、ブレスラウに於て三十三、フランクフルト・アム・マインに於て百三十五、ハンブルヒに於て六十五とあり、これ恐らく比較的大銀行のみを計上したるものなるべし。又恐らくこの統計數は千八百八十五年以來、小銀行が大銀行の爲めに著しく併合せられたりし過程をも證明するものならん。この併合過程は鐵道及び電信の布設將た大銀行の支店増設にその端を發し、而して近時益劇増せり。

從來小規模なりし地方銀行家の任務は、その直接相識の顧客に對して爲替信用及び交互計算信用を供給し、これより預金を受領し、彼等の爲めに有價證券を賣買し且つ保存し、彼等に直接の助言を與へ、場合に依りては彼等の爲めに取引所に投機取引をなすに在りき。既に投機取引の増加するに應じて、顧客が小地域に踞踏してこゝに資本を没し費用を節せんよりは寧ろ州市若しくは國都の大銀行に轉向するを利益とせざるかは問題となれり。苟くも大恐慌に際して小銀行家の若干數は破綻し、而してその信用を失ひたれども、反之大銀行は定期に支拂均衡を公告して容易に信用を維持することを得たり。

主要商業地に於ける最も有能なる大銀行家は第十九世紀の間に、漸次その從來の地方的顧客取引のみに踞踏せざるに至り。即ち進んで大資産を積集し、敢て君侯及び政府に大信用を供給し、株式會社を組織し、外國の起債に應じ、貴金屬商業を營み、外國爲替を購入する等一大にその取引領域を擴大し、而してこれと併せて依然舊顧客信用をも持續したり。此等銀行家の取引は隨所に尙ほ久しく商品取引を兼ね營みたり。英蘭に於て此等の私立大銀行家例へば「ロスチャイルド」、「ペーリング」、「ハッス」の如きは尙ほ主として商人マーチャントと稱せられ、殊にその主として自家の資本を以て經營し、預金業及び割引業を中心とせず、大投機をなさざりし場合に於て然りとす。されども此等銀行家はロンドンに於て漸く消滅し、轉じて株式銀行となれり。「シャプリー」に依れば、此の如き大私立銀行にして清算所の組合員たりしもの千八百十年に四十、千八百七十三年に尙ほ十七、千九百年に至りては減じて僅かに三となれり。ベルリン、フランクフルト・アム・マイン、巴里に於ても亦僅かに此等大私立銀行の殘影を存するのみ。例へばベルリンにこれを求むれば「メンデルスゾーン」、「ブラヒローエデル」、「ワルシャウエル」、「ク



ラウゼ等の如し。「ジャッフェ」謂へらく、英蘭の地方に於てはその中心點に於けるよりも多く私立銀行家の残存するものこれあれども、而かもその幾分は轉じて高利貸的擔保貸付業者となれり。又英蘭に於ける私立銀行業は恐らく獨逸に於けるそれよりもやゝ多し、その故は英蘭の貯蓄銀行は一切の資本を國債證書に投ぜざる可らず、而して英蘭に於ては獨逸に於ける都市及び田舎の信用組合、土地抵當銀行、擔保證券銀行等の如きは毫も發達せざりしに在りと。

さて益優勢となり愈擴張せる株式銀行を考察するに先ちて、こゝに一言注意すべきことあり。そは他にあらず、私立銀行及び一若しくは二三の銀行券銀行の營みたる多數小口の地方取引に係かる舊信用組織が殆んど文明諸國一般に、よし詳細の點に於ては幾多の相異あらんも、尙ほ發展年代等の大體に於て寧ろ相一致し、即ち千八百四十年乃至千九百年の間に起れる銀行發展にして、根本的に株式形式に依り、益分業を發達したること是れなり。既に株式法が全然相異せるの事情は、彼此の間に大なる差別を來たすの因となれり(例へば英蘭に於て資本償還は屢僅かに三分の一乃至五分の一に止まり或はこれよりも少額に制

限せられ、獨逸に於ては全然此の如き制限なし)。而して又信用慣習及び欲望も極めて相異し、銀行はそれぞれの國民經濟に依て提供せらるゝ任務の甚しく齟齬せるが爲めに、種々雜多に分化せり。この故に近世銀行制度を要略的に叙述せんことは極めて難事たらずんばあらず。これに對する準備研究も亦現狀に於ては甚だ乏し。故に吾人はこゝに英蘭に於ける發展と獨逸即ち從て大陸に於ける發展との間に存する最も重要な相異點を略述するに止めざる可らざるなり。英蘭に於て株式銀行は始めて千八百二十六年而かもロンドンに於て認許せられたの地に於て設立を許され、千八百三十三年始めてロンドンに於て認許せられたり。ロンドンに於ける最初の大銀行たるロンドン及びウエストミンスターは千八百三十四年に創立せられたり。千八百七十九年英蘭に於ける銀行數は(殖民銀行及び所謂外國銀行を除きて)七十九、千八百八十五年に百十、千九百〇一年には併合の結果として減じて七十七となり、この外に蘇蘭銀行十及び愛蘭銀行八あり。その主要なる負債取引は預金の積集なりき。千八百四十年乃至千八百六十年來の一般習慣として、凡そ資産家より比較的貧資産の中流階級に至るまで荷



くも取引業はその収入を銀行に預け入れ、銀行をして支拂に當らしむる事となり。預金銀行はその支店開設に依りて一般田舎に於ても郊外の町に於ても顧客を得んとするの策をとれり。銀行は預金に對し全然利足を附せず、若しくはこれを附するもその額は僅少なりき。上掲銀行の預金額は千八百七十九年に至るまでに一億九千八百萬磅となり、千九百〇一年に至るまでに五億四千萬磅となれり(本冊 **百八十七** の(ロ)に掲げたる英蘭預金統計と比較せよ)。大預金の爲めに銀行は僅少の自家資本を以て經營することを得たり。預金償還額は平均百萬磅に上らず。その正貨準備も亦多からず、全く英蘭銀行に依頼せり。其の主要の受動的業務は爲替割引、擔保貸付信用(ロンバルド)、極めて短期に償還するの必要な交互計算信用にして、投機信用及び起業信用はその取扱はざる所なり。堅固にして一様の經營を持續し既に多少長期に亙りて動搖を蒙るとなかりし銀行の主要經營は主として大に利潤あるものにはあらざりき。尙ほこれが活動を容易ならしめたるは、その自ら大部分爲替割引に當らずして、爲替仲立業者の仲介ありたることなりとす。

この仲立業者は夙に信用需要者と銀行との間を仲介したるが、其後漸次に自らこの業務を引き受け、而して以て銀行家となれり。その最大なる者は株式會社に擴張し、現に割引所と稱せらる。千八百八十年既にロンドンには此の如き割引所三ヶ所あり、別に約そ三十ヶ所の爲替仲立業者ありき。彼等は預金銀行よりも低率にて割引することを得たり、これその人間及び物件上に多大の知識を有せる特殊の取引部門を分業とするが故なり。彼等は自家の資本も預金も多額を要せず。その經營資本は根本的に預金銀行の短期信用に俟ち、而してこの資本を貸出するにその借りたるよりもやゝ高率を以てす。彼等相互の競争は極めて劇甚なるが故に、これが取引は概して大膽なる信用提供に出でざるを得ず。恐慌時に際し預金銀行より供給せらるゝ信用が制限せらるれば、彼等の地位は危険ならざるを得ず。英蘭に於ける大恐慌は常に割引所の破綻を以て始められ、千八百五十七年、千八百六十六年及び千八百九十年に於ける商人信用銀行の最大破綻は一として割引所の免かれざりし所なり。その殊に破綻に陥るは、割引所がその顧客をして自家に宛て爲替を振出さしめ、これを引受けて以て顧客を



してこの引受手形を大銀行にて有利に割引せしむることに在り。「ペーリング」兄弟はその破綻に先ち千八百九十年、四百萬磅に足らざる自家の資本に對して千七百萬乃至二千萬磅の引受手形を振出さしめたり。其の後この引受信用は幾分制限せられたり。「ジャッフェ」信ずらく、爲替仲立人及び割引所は將來競争の劇甚なるが爲めに消滅すべく、而して預金銀行は漸次にこれを併合し、その益發展し支店増設に依りて到る處に連絡を保つに從ひ仲立人の取引を益奪取するに至るべしと。

英蘭のこの預金組織及び割引銀行組織の特徴を數へ來れば、一にその投機取引、取引所取引、起業取引、貸付業の危険より遠かり、二に商品商業及び商品生産と密接に關係しこれが事情を知悉し、これを支持し指導すること、三に全國民の節約心を養成し、一切の支拂を小切手、書換、手形交換に依て決済すれども、尙ほこれが短所も亦なきにあらざるなり。即ち自家資本の餘りに少額なること、英蘭銀行の正貨準備に餘りに依頼すること、ロンバルド取引を餘りに擴張しこれが爲めに不確實なる證券を受理すること、當該銀行相互の競争餘り

に劇烈なること、その薄利なること、公告の偏頗にして且つ杜撰なることこれ一般に非難を免かれざる點なりとす。

大體に於て堅固なる預金銀行の發達を期せんが爲めには、これが前提として比較的大膽なる信用取引に對し特殊の機關あるを必要となす。即ち嘗て株式殖民銀行の如き、其後所謂外國銀行の如き、最後に商會社、トラスト等の如き之に屬せり。嘗て此の種の取引は全く大商家即ち商人の取扱ひし所なり。大商家は國際間及び殖民地との間に貴金屬取引、爲替取引、アービトラージ（貨幣及び爲替相場の相異を比較し、その最も利益多き地點を求めんとするもの）、并に起業引受、國債引受を取扱ひ、到る處にその代理者を派遣せり。現には三十の殖民銀行ありて、分業的に英蘭殖民地との貨幣取引及び信用取引に當れり。又殆んどこれと同數の所謂外國株式銀行ありて外國との間にこれと同一の取引をなせり。所謂外國銀行の中には英商人の設立に係からざる大取引業も亦これあり。例へば獨逸銀行の如き、リヨン銀行の如き是れなり。これ等外人の經營に屬する大取引業はその故國に對する貨幣取引及び信用取引の大部分を



英蘭人の設立に係られる銀行より奪ひ取れり。

既に此等の銀行は公債引受及び起業引受上に大活動をなせるが、未だ彼の株式の外債務證書をも發行せる特殊の財政株式會社及びトラスト株式會社のそれに及ばず。此等の株式會社は巴里動産銀行(Credit mobilier)を模倣したるものにして、獨逸有價證券銀行と等しく大取引をなしたるが、その大資本あるなく、又普通銀行業務は即ちこれを營まず。彼等は千八百八十七年乃至千八百九十五年の間に不信用に陥れり。その多くは株式及び有價證券に對する投資機會を私人資本家の手より奪はんと欲し、或は巧妙に且つ正當なる方法に訴てこれを成功したるものも亦少なからざれども、或は然らざるものも亦これあり。その根本的目標は詭騙的利潤と銀行理事の大俸給とを博せんとするに在り。多くは當時既に破綻の運命に陥れり。

大陸殊に獨逸に於ける發展は全くこれと異なれり。銀行券銀行は大體に於て千八百五十年に至るまで然り千八百七十年に至るまで一般に銀行そのもの、如く見做されたるが、比較的危險なる取引將た比較的長期間資本を固定せしむる

取引が銀行券銀行に對し禁止せらるるに應じて、別種の信用設備なかる可らず。株式會社の創立、私的大取引を株式形式に變換すること、株式、債務證書、國債の處置の爲めには、分業的にこれが訓練あり専門知識を備へ大資本能力ある機關の發達を必要とす。到る處に政府及び取引界は「ロスタイルド」、「シナ等の如き巨大資本を有する私立銀行の獨占支配を脱せんと欲したり。プロイセンに於ては既に第十八紀世の間この目的の爲めに國家的海上業の創設を觀たるが、「ナポレオン三世及び舊社會主義者、「ベレール兄弟は動産銀行(Credit mobilier)より巨大設備を創立したり。この動産銀行はその大資本と、天才的にして而かも輕卒なる取引法と、起業投機及び取引所投機とを以て佛蘭西國及び外國に於ける爾他幾多の銀行の模範となれり。數年間は多額の配當をなしたるが、其後大破綻を以て終りを告げたり。墺地利の富豪貴族及び門閥貴族は千八百五十五年ウイーンに商工業を目標とする信用設備を創立せり。ベルリンに於て割引會社の發展あり、別に「ダルムシュタット銀行の成立あり、その取引法に於て組織に於て何れも巴里動産銀行を模範となせり。獨逸の小聯邦及びその君侯は此種の銀行將た銀



行券に關しては最も自由に認可を與へ、千八百六十九年乃至千八百七十五年の間に、今日獨逸に活動せる爾他の最大有價證券銀行及び投機銀行は創立せられたり。一方に株式會社が國家の認可を不必要とするに至りたると他方に取引界の隆興及び實際上の欲望とを相待てこの運動を促進せり。而かも千八百七十三年乃至千八百七十九年の間に此の種銀行の幾多は再び破滅したり。獨逸に於て千八百七十三年乃至千八百七十八年の間に解體したる銀行總數七十三、その資本四億三千二百萬マルクに上れり。其後と雖も凡そ取引界の盛運に際しては再び多數銀行の創立あり、基礎の堅固なると甚だしく然らざるものとあり、從來銀行は大にその資本を積集したり。その最も劣惡なるは極端なる巴里 Union Bank of Paris の創立なり、この會社は奧地利其他にも廣く姉妹會社を發達せり。千八百八十二年に於けるこれが破綻は佛蘭西に對する一恐慌なりき。主として取引界の隆昌時期即ち千八百七十九年乃至千八百八十二年、千八百八十七年乃至千八百九十年、千八百九十五年乃至千九百年に於て、獨逸及び其他國土に有價證券銀行の擴張ありたれども、その堅固なる取引は大體に於て最近二十年來に屬せ

り。千八百七十五年及び千八百七十八年に對する「バウジ」の調査は、獨逸に於て銀行券銀行及び抵當銀行にあらざる銀行數三十七及び五十二を數へ。千八百八十三年來獨逸エコノミスト誌上の統計(この統計は資本金百萬マルク及びそれ以上の銀行を網羅したるものなるが)に徴するに、千八百八十三年に於ける信用銀行七十一、千八百九十一年に於けるもの九十五、千九百年に於けるもの百十八、就中五銀行は自家の資本一億マルク以上を有し(獨逸銀行、ドレスデン銀行、割引會社、シャッフハウゼン銀行同盟、商工業銀行)、四銀行は五千萬乃至九千萬マルク、十銀行は三千萬乃至四千二百萬マルクの資本を有せり。

此等の銀行は或は起業銀行及び投機銀行と稱せられ或は預金銀行及び割引銀行と稱せられ、嘗ては工業銀行若しくは信用銀行、近時に至りては有價證券銀行と唱へらる。命名の困難なる所以は、此等銀行の特色としてその大多數が普通銀行業務(預金、割引、ロンバルド、交互計算—銀行券發行を伴はざる)と兼ねて起業引受、有價證券發行、公債引受并に公債引受と聯關せる投機をも營める點に在り。此等銀行の多くは殊に千八百五十三年乃至千八百七十三年の間殆んど



絶對的に大膽なる投機的活動に投じたり。巴里の動産銀行、ダラムシュタット銀行の初期、次では巴里、ベルリン、ウィーン、ブリュッセルに於ける爾他多くの大銀行皆然らざるなし。然れども此の如き業務が勞働力と資本とを必要とするは單に一時の好況年代に限らるゝが故に、凡そ此の種の銀行はこれと併せて堅固なる顧客取引をなすべきの要を看取したり。然り而して吾人はこれに關し下の如く言ふも不可なからん。曰、此等銀行にして益この顧客取引に出で、その顧客範圍が益擴大し、支店開設に依て益これに應ずるに従ひ、その地位は愈強固にして愈信用を博し、その起業引受、有價證券及び投機取引は愈膨脹し、而して以て工業を促進し且つ刺戟する上にも亦愈大なる影響を及ぼし得べしと。則ち然りと雖も互に性質を異にせる信用取引の二部門を兼營するとは自然多少の危険を伴はずんばあらず。而してこの危険は銀行條例及び取引方法に依り、個々部門に投ぜられたる資本額に依り、資産と負債(アクチーヴ及びパッシヴ)との正當なる適應に依て始めて恐らく避去せられ、若しくは全く排除せらるゝを得べし。急速に正貨に引換へ得べき資本に對し短期債務が如何なる割合をなせるかはこ

の場合に於ても亦至要の事項たり。

凡そ有價證券銀行はなるべく巨額の自家資本と巨額の正貨準備とこれなかる可らず、この二者は決して有價證券銀行の缺くべからざるものなり。又絶對的に銀行券を發行す可らず、又餘りに輕卒に自家に宛て引受手形を振出さしむ可らず。日々請求せられ得べき預金額は過大なる可らず、寧ろこれと併せて一ヶ月、半ヶ年にて拂戻し得べきものをも取扱はば妙なりとす。ロンバルド及びピレポルト(前に説明せり、本冊に在り)の取引は銀行券銀行に於けるよりも巨額なることを得べし、然れども良爲替に對する投資は有價證券銀行の場合にも亦一層確實なりとす。巨額の株式及び有價證券其他は有價證券銀行の本質に在りて存せり。余は獨逸に於ける有價證券銀行に對する獨逸エコノミスト誌上の年報告より次表三年の主要額をこゝに引用せんとす。

百萬マルク單位の銀行資産

銀行數	現金	爲替	ロンバルド及 ピレポルト	有價證券、抵 當、組合分擔	諸般債務者
-----	----	----	-----------------	------------------	-------



年次	銀行數		株式資本		正貨準備		債主		預金		引受手形		配當絕對數		配當百分數	
	銀行數	株式資本	正貨準備	債主	預金	引受手形	配當絕對數	配當百分數								
千八百八十三年	七一	一〇〇	四五三	二三三	二四七	八八六										
千八百九十一年	九五	二〇六	七九三	三〇六	三四七	一三六五										
千九百年	一一八	三二一	一五九三	五九七	七四一	三六〇二										

百萬マルク單位の銀行負債

年次	銀行數	株式資本	正貨準備	債主	預金	引受手形	配當絕對數	配當百分數
千八百八十三年	七一	七〇五	九〇	四九八	二五〇	三四六	四九	六・九九
千八百九十一年	九五	一〇五三	一九一	八五五	三八五	五〇三	六四	六・一一
千九百年	一一八	一九五九	三九四	二一三〇	九九七	一二九四	一四〇	七・一八

二二六

この統計に徴するにロンバルド貸付も有價證券も銀行自家の資本及び現金に對し法外の巨額に上らず。預金は現金に依りて二分の一以上若しくは三分の一準備せられ、現金及び爲替を以てすれば非常に餘裕あり。然れどもこの統計數は以て銀行の地位とその融通力とを明細に證明せず。何となれば債主及び負債主に關し有價證券の種類に關して毫も知るに由なければ也。引受手形の劇増が如何なる危険を伴ふかも亦この統計數より推測するに能はざる也。有價證券銀行の預金業務は妥當の發展をなさずとの非難は正當ならざるか如し。アドルフ

ウヰーベルに依れば千八百九十年乃至千八百九十一年の間に有價證券銀行はその預金を増加せること二四四プロセントに上りたれども、英蘭の合資會社は僅かにその預金の一六プロセントを増加したるに過ぎざるなり。

畢竟中心問題は則ち、有價證券銀行が果して起業引受、有價證券投機に於て機宜を失はず且つ妥當なるか、社會公衆を餘りに取引所投機に誘致することなきか、而して又普通銀行業務を相當に促進し、その信用供給に依りて商工業を正當に指導し、差控ゆべき時に差控へ前進すべき時に前進するを誤らざるか是れなり。

起業引受及び發行業務は有價證券銀行活動の有效にして且つ正當なる一部門なり。この部門は私人及び無名の小銀行に於けるよりも寧ろ事情の一般に知れ渡りたる大有價證券銀行に於て經營せらるゝを遙かに優れりとす。その最も可なる場合は、天才的にして幾分は屢々輕躁的且つ無良心的なるも亦痛切に義務を感ずる所の大理事、換言すれば今日多くの有價證券銀行に首腦たるが如き理事の手腕に待つに在り。それら有價證券銀行はその引受けたる公債將た創立したる

二二七



株式會社の大資本を長期に亘りて所持し、以てこれが相場を確保し新株式會社の行政に對して干涉せざる可ならず。然れども有價證券銀行は漸次に再びこの負擔より脱し、新たなる目的に向てその資本を轉用せざる可らざるや説明を俟たず。然り而してその發行せる有價證券を取引所にて賣買せざる可らざるなり。然れども有價證券銀行は決して故意にこれが相場を騰貴せしめて以て投機の巨利を博すべきにあらず。更に取引所投機者に對し引受手形、ロンバルド、レポ、ロトの形式にて信用供給を法外に容易ならしめ、單に高率の手數料を收得せんが爲め若しくは奸策を弄しその投機顧客をして利益を收得せしめんが爲めに、私人及び職業的投機者の取引所投機を故意に促進するが如き怪事ある可らざるとは言を俟たず。此の如き奸策及び爾他權謀の患をしたゝかに蒙りたる銀行は、一旦の恐慌に際して破綻を免かれず。千八百七十三年乃至千八百七十五年の間に於ける幾多の實例の如き、千八百八十二年巴里に於ける「ポントゥークス」(ユニオン・ジェネラル銀行)の如き、千八百九十年乃至九十年及千九百〇一年、獨逸及び英蘭に於ける個々大銀行家の如き皆然らざるなし。この破綻を以て弊害は

一掃せらるべけんも、破綻したるものは果して事實上痴鈍なる者に外ならざるか、若しくは最も惡むべきものは到底排除せられざるにあらざるか—これ問題なり。今日まで持續せる第一流の有價證券銀行の實跡に顧みるも、その歷程決して易々たらず、一旦は數百萬マルクの損失を自らも蒙り且つその顧客にも蒙らしめ、その巨額の缺陷を屢人爲的に補充し、而して再び新たに僥倖なる投機及び合同に依りてこれを相殺したり。然れども獨逸に於ける大有價證券銀行を通じて恐らく進歩の傾向を認め得べく。社會の輿論は強制的にこれを改善せしめ、過去恐慌の經驗はこれが爲めに殷鑑となれり。

獨逸に於ける優秀の有價證券銀行殊に獨逸銀行の如きは、熱心に且つ巧妙に當座顧客取引を發達し、而して遠大なる眼識を以て獨逸國民經濟問題を國內及び世界市場に處理し、工業及び輸出の發展を有力に促進し、かくて取引が畢竟不確實にして短期なることを免かれざる銀行信用を捨て、自家資本のみに依て發展するを當然となす場合に於ても、尙ほ低率なる短期信用に依りて過度にこれを促進したるあり。恐慌に際しても亦堅固なる良取引業を維持せんとする帝



國銀行の政策を助勢し、竝に自家破産に基かずして倒れんとする會社を救済しその債權者に大損失を蒙らしむることなく新たにこれが基礎を確立して、以て漸く自ら安固なることを得たり。有價證券銀行は急遽なる不當の預金引出に對して必らずしも準備と方法と完からず。或るベルリンの銀行は最近恐慌の際、預金取付に會ひ、爾他銀行より融通して數日中に六千萬マルクを拂戻すことを得たるが、かくの如きは千八百七十三年、然り千八百九十年に於ても恐らく殆んど不可能なりしなるべし。

尙ほ多くの點に於て愈改善を加へられ得べく。現に千九百年乃至千九百〇二年の恐慌に際してはあらゆる種類の改革は要求せられたり。就中正當なる希望少なしとせず、例へばやがて爲替賣買を墮落せしむべき引受信用を大に制限するが如き、私人の取引所投機を促進することを著しく差控ふるが如き、更に屢時詳細なる報告—然り廣汎なる年度報告を公表せしむべきが如き皆然り、現にこの最後の點に關する不備は銀行取引の實狀を屢隱蔽せり。而かも銀行券銀行立法の先例に倣ひ條例若しくは法律に依りて、果して預金準備、正當取引及び

不當取引の種類を嚴密に確定するを得るか確定すべきか、若し然りとせばその範圍如何は當に討究せらるべき問題なり。又例へば嘗て海上取引に於て然りしが如くこれに利付債務證書の發行を許すべきか、而してその如何なる拂戻期限を以てすべきか、その自家の株式を貸付け若しくはこれを買戻すの權利を認むべきか、これが起業引受け若しくは抵當引受を制限すべきか、その取引所投機將た定期取引を増大せしむべきか若しくは減少せしむべきか—これ等の問題も亦前同斷なり。吾人は凡てこれ等の問題に深く立ち入らんことを欲せず。健實なる實行は屢將に實施せらるべき立法の準備をなせり。

急進主義は大陸に於ける有價證券銀行が英蘭の模範に従ひ純預金銀行及び割引銀行と純有價證券銀行とに分化せざる可らずと主張すれども、これ實際上に行ふ可らず。この兩部門を正當に結合するは、先きにも觀察したるが如く、寧ろ利益多く、これが結果は有價證券銀行をして止むを得ず起業引受に出でしむるが如きことなく、却て全國民經濟上の利害得失に顧慮せしむることを得べし。既にこの兩部門の結合せる場合、萬一非常の不祥状態を現出するあらば、その



時に限りてこれを禁止すること不可能にあらざるべし。然れども此の如きは今日杞憂に屬せり。

これを實際に顧みるに取引上の欲望は有價證券銀行の活動範圍より多少分化せり。大陸に於ても亦特殊の殖民銀行及び海外取引銀行の成立ありてもとより幾分は有價證券銀行と密接な關係をなし人的に合同せり。これと等しくトラスト會社及び財政會社の發達あり、即ち例へばフランクフルト・アム・マインに於ける鐵道利子銀行の如きは外國の支線鐵道株將た一般に布設株を買收し監理し、而して一般公衆はこれを購入すること容易ならず、これに對し判斷を下すこと能はず。

然れどもこの遠心的分化運動に反對せる集中的運動も亦英蘭並に大陸にこれあり。既に千八百六十年代及び七十年代以來大發行銀行は合同して若干の組合組織となり、其後幾もなくして又永久的群組織(獨逸にありては「ロスマイルド」群及びその反對群、ベルリンに於ては現に所謂スタンプ同盟なる十八銀行)をなし、大に競争を排除し得て獨占的地位に上りたる後、最後十年及び十五年以來中銀

行及び大銀行のフジョーン(合同)あり、首府銀行と田舎銀行との混融あり、支店組織の大擴張あり、依て以て愈強大なる組織を發展したり。この運動は大小私立銀行の大部分を排除し、愈繼續したれば恐らく銀行券銀行に於けるより更に著しき集中政策を齎らすなるべく、その自今の活動よりは寧ろ從來の受動的活動より、又濫用の増大よりは寧ろ濫用の輕減よりして國家及び立法をも有價證券銀行に有利なる處置に出でしむべき所のものなり。

集中の原因は幾分銀行券銀行に於けると等しく、小銀行に對する信用薄弱に、その費用は屢割合に多く、而して地方銀行が首府に確實なる代表者を有せざる可らざりしことに在り。其後組合組織の發達は以てこの運動の準備となれり。合同の動機に至りては屢相場の利潤を收めんことに出でざりき。例へば併合せられたる小銀行の株式が百マルクにして併合したる大銀行のそれが二百マルクなりとせば、併合の結果は兩株式相場の差額即ち百マルクの利潤を得べし。英蘭に於て「パークレー」銀行は數年の間に十三銀行を併合し、獨逸に於て「ベルリン」の大銀行は主として千八百九十五年以來、幾分はフジョーン(合同)の形式に依り



幾分は合資組織に依りて、他に比類なき大集中を遂行したり。獨逸帝國銀行に次で大規模なる獨逸銀行は、現に恰かもその支店なるかの如くに八大銀行を左右せり。これを以て大都市の銀行界が地方に對する優勝力は從來未だ嘗て觀ざる極度に達せり。千九百年有價證券銀行の資本十九億三千八百萬マルクの中十億千九百萬マルクはベルリンのそれに屬せり。有價證券銀行の自家資本及び借入資本は六十九億五千八百萬マルクにしてその三十八億二千百萬マルクはベルリンのそれに該當せり。これが爲めに銀行監理者の權力は絶大となりたれども、それに等しく監理の困難及び責任も亦増加せり。これ大工業上のカルテル及びトラスト發達に相隨伴せる現象なり。

貧困者、中流階級の政策家、地方の利害關係者はこの運動を非議せり。この運動は自ら惡半面をも伴ひ、幾分競争を輕減すれども、場合に依りては一地方の事情に精通し獨立せる取引業者に代ふるに官吏を以てし、而してこの官吏は首府より來り、何等自己の意志と責任とを示す能はざるなり。「セイウイス」は最近佛蘭西に於ける銀行業の集中過程に就き、その最惡方面のみを擧げて曰、大

銀行は獨立頭腦より支配せられずして一に銀行規定より左右せられ、この結果信用を供給すること狹量にしてたゞ取引所及び首府のみに投資せんと欲すと。これ然るべしと雖もこれと同時に集中の方法必らずしも一律なるを要せざるべしと、支店の監理者も亦恐らく地方の事情に精通しその業務に専門知識を備へたる獨立者たることを得べきこと―これ看過す可らざる點なり。加之集中そのものは費用の節約と信用の容易とを意義せり。而して差當りは尙ほ何れの國土にも幾多大銀行の相互競争あり、概して從來の小銀行に比し監理の方法も改善せられ眼識も亦擴大せられたれども、而かも多く國家社會の統制に屬せり。この運動の究竟は、恰かも大銀行券銀行の場合に於けるが如く、且つは將來恐らく又トラスト及びカルテルの場合に於けると等しく、銀行監理上に何等か社會國家の總利害を代表するものとなるべきか、而して然らざる可らざるか―これ吾人の深くこゝ論議せざらんと欲する所なり。一言以てこれに及べば吾人は將來恐らくその然るべきを想像す。

百九十八

共同經濟的土地信用銀行。上來陳述したる銀行は商人的銀行取引



より發達し、而して商人組織は大體に於て銀行なりき、その國家の統制に屬し法律に依て規定せられたる場合に於ても亦然り。銀行の主要任務は古今を通じて商人的に訓練せられたる範圍に信用を供給し、これが爲めに信用取引、支拂取引、起業引受及び其他の取引をなさんとするに在り。

さて吾人はこれより進んで上に叙したると別の經濟界を考察し、地主及び農民、手工及び製造業者、貧民及び勞働者に利用せらるゝ信用を究明せんとす。此等の範圍に屬する者はその幾分高級なると低級なるとに論なく、何れも商人取引に必要な商人的信用知識もなく、信用を供給すべき場所と人とを發見し且つは裁斷するとも容易ならず。大小農民の所有信用、土地改良信用、經營信用、抵當信用、並に農民の對人信用、家畜貸借信用、中流及び貧民階級の全擔保信用、對人信用、一切の消費信用及び危急信用は皆この領域に屬せり。これに信用を供給したるものは、吾人の既に觀察したるが如く、先づ親切なる友人、隣人あり。次てはこれよりも多く私的小資本所有者、家畜商人、小商人あり。漸次にして曖昧なる名望家及び高利貸も亦これあり。これ等信用の惡結果に就

ては前節に吾人の屢記述したる所なり。この取引に對し堅實にして廣汎に且つ非高利的信用組織を設定することは久しく不可能なりき。これこの信用が危険餘りに甚しく、その行政餘りに醜名を負ひしと、而して現在資本が差當り別途に利用せられて而かも利益多く且つ妥當なりしに依れり。この故に不祥狀態が明かに感受せられたる場合、私的信用供給及び高利貸の妨害なかりし場合には、當初より教會及び國家、共同團體及び其他の合同ありて大に活動したり。この活動の發展は諸國の間恐らく預金銀行及び有價證券銀行の場合に於けるよりも甚しき相異あり、これこの發展運動に關係する所は單に經濟的原因のみにあらず、道德的、政治的及び行政的原因ありて存すればなり。大體に於てこの問題を攝要すれば、取引的に處理せざる可らざれどもこれを私的貸付業に委棄すれば―負債者たるものに信用機關を創設すべき取引上の知識を缺くが故に―やゝもすれば高利貸的過程に惡變すべきが如き信用領域及び信用過程に對し、私的信用に優れる設備をなし、即ち取引的にして而かも高尚なる標的に準じ、大利潤を期せず若しくは概して自家の利潤を捨てしめんとするに在り。吾人は先づ



抵當物件信用の機關を論究すべし。これが機關としては舊發展に屬する共同經濟的機關とこれに模倣せる後代發展の株式會社とこれあり。

私的信用機關のやゝ發達せる場合にも多くは需給を遺憾なく融通するに足らず、然り壓迫的にして高價に且つ不確實なるを免かれざるなり。供給と需要との調和は困難なり、抵當市場及び抵當仲立人も亦根本的に缺陷を補ふ能はず、僅かに中心地點に於てこれを求め得べきのみ。仲立人の如きは徒らに費用を増せり。僻遠地に於ける資本需要者は偶然にして資本供給者を求め得るまでに空しく數週間及び數ヶ月を経過し、而して尙ほやゝもすればその目的を達せず。危急時期に至れば土地抵當信用は解除せられ、土地所有者は急地に陥らざるべからず。依て土地所有者はなるべく中途解除なき信用を得ざる可らず。凡そ此の種の難を妨げせんが爲めには、資本家と資本を需要する土地所有者との間に社會一般の信用を博せる一設備を必要となし、これをして土地を估價し、これに資本と利子支拂とを調達せしむるに在り。かくの如き設備は容易に且つ廉價に資本を積集することを得べく、而してその信用を解除するは土地所有者が信

用を受くの資格なきに至れる場合に限り。資本家はこの設備に對し好んで長期契約にて資本を投下せん、何となればこの設備は取引上の知識に遺憾なく、抵當市場及び負債者の事情を知悉し且つ討究することを得ればなり。この設備は小額年賦償還(Amortisationsbeträge)の方法を立つることを得べし、これこの設備は幾多の年賦償還を受理して再びこれを供給するを得ればなり、而して一方に私的債權者はこれが爲めに恐らく困難の地位に陥るべし。

(イ)ランドシャフテン(田舎信用機關)。七年戦争の後プロイセンの騎士領は抵當となりたるもの甚だ多く、其の利足は一〇プロセント以下、仲立人手數料は二乃至三プロセントに上れり。かくて土地が舊領家の手を離れたるもの實に數百ベルリンの商人「ビエリッング」は千七百六十七年「フリードリッヒ」二世に對し「シレジア」に對する信用合同の一計畫を建議せり。其後二年「フリードリッヒ」王及び後年の大宰相「カルマー」は「シレジア」に「ランドシャフト」を設立すべき思想を實行し、千七百七十七年乃至千七百八十八年の間に東部諸州これに倣ひ、幾ならずして爾他の國土及び都市も亦これを實現せり。千八百五十年より千八百八十二年に至るの



間、この設備は屢改革せられ、而してこれに類似せる信用機關は北東部歐羅巴領域に隨處に新設せられたり。ランドシヤフテン、土地信用合同、擔保證券組合と稱せらるゝもの皆これなり。

此等の機關は公法上の結社なり。土地所有者の組合なり。始めは連帶責任の制をとり其後はこの規定を撤し、而して一州の全騎士領を包括し、現在に於てはこれに附屬とせられたる大小土地をも網羅せり。これが行政は現に國家の監督の下に州行政機關に一任せらる。取引上の事務は官吏之を施行す。ランドシヤフトは苟くも組合員に對し、その土地を擔保としこれが確實評價の二分の一若しくは三分の二を限度として信用を供給し、一方に擔保證券を發行して資本を積集す、この擔保證券は即ちランドシヤフトの債務證書にして、所持人呈示拂とし、利足を付し、本來は當該土地を擔保として明記したり。この擔保證券は嘗ては所持人の請求に依りて解除するを得たるが、現にはこのこと最早不可能なり。言ふまでもなく何時にても賣却することを得。負債者はランドシヤフトに對して利足を支拂ひ、而して利足支拂を滞らしむることなく且つ土地經營に蹉

躓なき限り、この契約は解除せらるゝことなし。現今の制にては負債主は一般に利足の外年賦額を支拂ひ、而してこの年賦額は漸次にその負債を濟崩す。ランドシヤフトは年賦若しくは爾他の返済に應じて擔保證券を買戻し、若しくはこれが抽籤支拂をなす。

ランドシヤフトは過去に於ても現在に於ても大地主の抵當信用需要を目的とする機關にして、小農民所有の爲めには本來何等の利用なく、今日と雖もこの範圍に對しては不完全なる信用機關たらずんばあらず。ランドシヤフトは本來大特權を有したり、蓋しこれ當時の法律事情が不安固なりし爲めに必要なりしなり。ランドシヤフトの效用は、その行政比較的單純にして廉價に、且つ全然信用を置くに足り、躁急に取引資本を回收することなく、以てこれが組合員に安固にして低廉に且つ長期持續の信用を供給し、擔保證券を以て一般に信用篤き投資機會となり、年賦の制は以て負債の逐次償却を可能ならしめたる點に在り。苟くもこれが發展は今日と雖もそれぞれ地域に於て一切の大所有者に對する最善の土地信用機關たるが如し。爾他の銀行取引並に苟くも利潤欲はその全く關せざ



らんとする所なり。たゞその貸出利子及び借入利子の差額並に多少の手数料に依りて、積集せる正貨準備の形式にて若干の資本を保有し、而して正貨準備を保有し得る限り或る貯蓄資産を所有するに至らんとす。舊プロイセン州のランドシャフト及び千八百七十三年創立の中央ランドシャフトの發行に繋かる擔保證券額は、千八百〇五年に一億六千百萬マルク、千八百六十年に五億一千百萬マルク、千九百年には二十億マルク以上と算せらる。これが正貨準備及び自家資産は漸次に著大となり、ブランデンブルグの騎士領のそれは千八百九十七年に千〇九十萬マルクに上り、六州に於てそれぞれ百二十萬マルク乃至五百萬マルクを以て特殊田舎貸付銀行設立の爲め利用せられたり。この銀行取引は州の中央に位し州機關より經營せられ、その目的は擔保證券の發行、買戻及び保存を容易ならしめ、凡そ抵當取引と關係せる支拂及び信用を遂行し、ランドシャフトに合同せるものに對し對人信用を供給するに在り。ベルリンの該銀行は年流通額十三億マルクに達せり。該銀行(カッセン)は擔保證券銀行に對し極めて良影響を及ぼし、これをして多少貨幣市場及び信用市場より獨立せしめたり。

ランドシャフト及びこれが貸付銀行の全發展は、その職員が犯す可らざる規定に束縛せらるゝが故に幾分官僚的ならざる可らず。小土地所有者の爲めに何等の效用なからんとし。これが二三十億マルクの擔保證券は到底以て私的抵當額に達せざるべしと雖も。これに引き換へ一方に大なる特徴あり、其取引の堅實、年賦の制、解除不可能、估價制度の秩序ある發達、一切組合員をして組合的精神と自治とを訓練せしむると―これ等は最も尊重すべき事項なりとす。この制度よりこれを觀るに、有爲なる商人的及び官僚的職員及び名譽職的首班の設定は、或る單純なる信用取引を大規模に遂行し得て、而して配當及び個人的利潤を貪らしむるの危険なきこと明瞭なり。

(ロ)土地信用機關(Landeskreditanstalten)及びこれと類似の銀行。利潤の期待を排斥し共同的利益を效さんとする特徴に於てランドシャフトに相等しき信用機關は、幾分夙に既に設立せられ主として千八百三十年來中部獨逸の諸國に創立せられたる土地信用銀行なり。ブラウンシュヴァイヒは千七百六十五年、アルテンブルグは千七百九十二年、クルムヘッセンは千八百三十二年、ナッサウは千八百四十年、



ハンノーベルは千八百四十二年、ザクセンのオーベルラウジッハ千八百四十四年、マイニンゲンは千八百四十九年、ゴータは千八百五十三年これを設立せり。次で爾他のチュリッゲル諸邦、オルデンブルグ、ヘッセン大公國は千八百六十九年乃至千八百九十年の間にこれが設立を觀たり。この信用金庫(銀行)は本來多くは一方賦還支拂に依て農民をしてその封建的負擔を免かれしめ、而してこれが從來の權利者にそれに相當する債務證書を交付せざる可らず、而して他方には都市及び田舎に對し大小土地所有者に對して、主として土地評定價格の二分の一若しくは三分の二を限度とし確實低廉なる抵當信用を供給し、これが資本は幾分利付債務證券の發行に依り、幾分國家若しくは州より與へられたる資産に俟てり。近時は共同團體に對しても亦無擔保の結社信用を供給せり。小銀行は國家官廳より副業的に處理せられたるが、やゝ大規模なるものに至りては獨立の職制を備へて國家若しくは洲の監督に屬し、傍らなるべく多數の準官吏的代理者を設け、苟くも農民をして最寄代理人を介して口づから交通するの便宜を得せしめたり。これに依りてこの銀行は眞の農民銀行となれり。その貸付額最低

限度は五〇マルクにして、主として年賦償還とし、始んど解除不可能の信用のみを供給し、毫も爾他の銀行業務を取扱はず、對人信用は即ち全く關係せざる所なり(ラウジッ及びアルテンブルグの銀行はこれが除外例たり)。これが影響は極めて良好なるものあり。農民の状態はこの銀行制度と關聯して面目を革めたるもの隨所にこれが實例あり。この銀行はランドシャフテンの如き組合的特色を缺き、其の業務は官僚的に處理せられたれども、負債主并に債主の信用は一般に厚く、これが發行に係る債務證券は千九百年に於て既に業に五億マルクを超過せり。

從來この種の制度と沒交渉なりしプロイセンに於て、千八百五十年その個々州に地代銀行(Landbank)の設立あり。國家の官吏をこれが行政に任命したるが、僅かに舊封建制解體の業務を引受けたるに過ぎず。その發行せる地代證券は千八百九十五年に至るまでに五億二千六百萬マルク、就中當時流通せる額は三億三千七百萬マルクと算せらる。千八百九十一年七月七日附の地代制土地法の發布に基き、この銀行は地代制土地の新土着者に對し、地代證券の發行に依



りて必要に臨みては極めて廣汎なる信用を供給せざる可らざることとなり、中部獨逸の土地銀行(Landeskreditkassen)に類似の性質を帯ぶに至れり。千八百八十八年州の救助金庫より設立せられたるライン州の土地銀行、ウエストファーレンに於ける同種の土地銀行、并にシレジエン及びオストプロイセンに於ける州の救助金庫は何れも皆其性質を等うし。州機關として州の公共資本を以て經營せられ、主として公共團體、組合、州立制度に對して、又私人に對して物件信用を供給せり。殊に危急時に際して、例へば國家の補助を受けたるシレジア銀行の如く、信用需要者に對し、土地銀行の形式にて廣汎に且つ有效なる信用救助をなし、信用額は其資本の六分の五に上りしも、尙ほ能く人間と事情との吟味に遺漏なく何等の損失を招きたることなし。

千八百六十一年以來ザクセンに於て、千八百八十一年以來二三のプロイセン州并にヘッセンに於て成立したる所謂土地開墾地代銀行(Landeskulturrentenbanken)も亦もとより幾分これと相近似せる任務に當れり。殊にシレジエンに於けるが如く、その土地地代銀行即ち換言すれば封建制解體の業務と結合して大發展を遂

げ、抵當土地改良信用を供給せざる可らざりし場合に於て然りとす。この銀行は國家制度若しくは州制度にして、開墾地代證券を發行し、土地改良及び土地開墾の爲めに個人及び組合に對して抵當貸付をなせり。

大體に於て第十九世紀の間に廣く發達したる公共的貯蓄銀行の抵當取引は、ランドシャフト及び土地信用銀行とその特色を等うせり。尙ほこの貯蓄銀行に就ては後段に論及すべし。こゝには單に、貯蓄銀行が理論上その性質に顧み決して解除不可能の信用を供給すること能はざること、貯金の拂戻に當りては貯蓄銀行は到底信用を解除せざるを得ず、而かもこのこと實際上には容易に起らず、たゞ原理上には解除不可能の原則を採らざりしことを注意するに止めん。年賦償還の制もこの貯蓄銀行より觀てこれが官吏職制に顧みし不適當なり。則ち此の如き缺點あるにも拘らず貯蓄銀行の抵當取引は極めて巨額に上り、千九百年に於けるこれが貯金額は八十億マルク以上にして、その五〇プロツェント以上は抵當取引に供用せられ、而かもその二分の一は田舎に投ぜられたり。この故に貯蓄銀行は四十億マルクを、ランドシャフトは約そ二十五億マルクを、土地信



用銀行及び土地開墾銀行は恐らく十五億マルクを抵當信用の爲めに供用したるなり。更に教院及び教會の創立に係る機關も亦之と等しく主として抵當取引を營み、獨逸に於ける大保險銀行も大に抵當取引をなしたるに顧んか、吾人は恐らく獨逸に於て公共的の制度(銀行)に依りて抵當取引に供用せられたる資本額が百億マルク以上に出でたるべしと言ふも亦不可なるべし。「エーベルシュタット」曰、獨逸に於ける抵當債務は四百二十億マルクに上れりと、これを事實とすれば上に掲げたる百億マルクは辛うじてその四分の一に及ぶべきのみならん。吾人の觀察に依れば、千九百年に於て抵當銀行は約そ六十億マルクを土地所有の爲めに供用したり。

獨逸以外の國土に於ても抵當信用は種々の點に顧みて相類似せる共同經濟的發展をなせり。「クニース」に依れば、シウイツに於ては共同組織をなせる保證組合ありて、抵當及び土地負擔の解體を引受け、共同的に出資し、土地共有を實行したり。其他シウイツには殆んど各州に銀行券銀行及び爾他の銀行ありて抵當信用をも兼ね營み、幾分は又特殊の抵當銀行あり。墺地利に於ては、「プラー

フに從へば、既に第十六世紀乃至第十八世紀以來、抵當信用に供用せられたる機關として、教院の設立に係かる財團あり、政府の行政に屬する孤兒基金あり、并に公共的倉庫を基礎として千七百八十八年に設立せられたる穀物寄進所あり。然れども千八百四十年乃至千八百七十年の間、これ等機關の活動は全く言ふに足らざりき。墺地利は差當り抵當銀行の角觚場となりしが、千八百七十三年乃至千八百七十八年の間にこれが大部分は破綻し、既に千八百四十一年ガリチエニ、(千八百六十二年ゴエーメンに、千八百六十七年シロレジエンに於けるが加く)、千八百七十六年乃至千九百年の間に何れの州にも州機關として土地抵當銀行の設立あり。銀行それ自體に資産なく、利潤の期待を排斥し、而して解除不可能の抵當信用を都市并に田舎に供給し、年賦の形式をとり、殆んど一般に私的信用に比して〇五乃至一プロセントの低利率をなせり。實に千八百九十五年末に於ける抵當銀行の活動は、未だ到底貯蓄銀行(資本十億六千八百萬グルデン)のそれには及ばざりしも、尙ほ二億五千萬グルデンの抵當信用を以て既に株式銀行(三億〇百萬グルデンの物件信用を供給したる)と伯仲の間に在り。この當時孤



兒基金は七千七百萬グルデン、前貸銀行は一億三千六百萬グルデンの信用を供給したり。

露西亞に於ては千八百〇二年乃至千八百二十五年以來、獨逸領域及びポロンド領域に獨逸のランドシャフトを模倣せる機關の發達あり。千八百七十一年以降は幾多の株式抵當銀行の成立あり、而して例へば千八百九十八年に於けるこれが平均配當は一八乃至一九プロセントなりき。貴族及び農民の信用需要に一層順應せんが爲めに、國家機關として千八百八十二年に農民農業銀行、千八百八十五年に帝國貴族農業銀行の設置あり、獨逸エコノミスト誌に依ればこれが抵當信用額は千八百九十六年に五億五千五百五十萬ルーブル、而して當時露西亞の抵當信用總額は十一億七千四百七十萬ルーブル、その株式銀行に該當せる分は三億四百萬ルーブルなりとあり。最後に余は千八百九十五年以來ニュージーランド及び爾他二三の濠洲聯邦に於て國營抵當貸付官廳の設立せられたることをこゝに掲げん。

總じて共同經濟的物件信用組織の全運動が主として識別せらるべき二時期を

劃せることを觀察するは重要なことなり。千七百七十年乃至千八百五十年の時期には、この目的を達せんとする商人銀行未だ發達せず。而して絶對的若しくは善意的憲法的官吏國家は、抵當信用を改善し、地主及び農民の地位を維持せんことに努力したり。次に千八百七十五年乃至千九百年の時期に於ては、千八百五十年乃至七十五年の間其當時の時代思潮に投じたる抵當銀行が既にその裏面を曝露し、農民及び土地所有者の階級意識を喚發し、これが爲めに商人銀行に對抗してその負債者の組織を設けんと欲し、而してこゝに國家及び結社に對する信用は、千八百五十年乃至千八百七十五年即ち自由主義なるマンチェスター派經濟學說の隆盛なりし時期に比し再び優勢となれり。

この共同經濟的土地信用組織を全く若しくは殆んど全く缺ける國土(英蘭佛蘭西伊太利和蘭北米合衆國の如き)は、これ一つには資本主義的商人階級が政治上にも亦支配し、二つには一般が官吏活動に多く依頼せず且つその要なかりしに在り。凡そ共同經濟的土地信用銀行は商人銀行の如く自由ならず。場合に依りてはしかく有力に新取引及び新取引形式に進むともなかる可し。而してやゝもすれ



ば常套の弊に陥り、將來を慮りて餘りに細心なり。然れどもこれ大體に於て高價ならずして却て低廉なり、而してこれが配當は六乃至一八プロセントを出でず。共同經濟的土地信用銀行は小地主に確實低廉なる抵當信用を供給する上に殆んど獨特の機關にして、價格概算法に於ても亦確實にして技術的に發達せり。而して解除不可能及び年賦償還法の信用を創始したるものなりとす。これが實例に依り、この取引部門に對して、國家若しくは州官廳の監督の下に官吏行政を施くこと可能となれり。是れに依てこれを觀るに、一切の抵當取引を國家經營に變ぜんとし、結社の組合的組織にして絕對的特權を有する抵當組織を設けんとし、解除し得べき個人抵當を悉く排斥せんとする觀念が、この先例に依り抵當信用の危急時代に反覆喚發せられ、而かもこれを唱ふるものが單に社會主義的學者のみにあらずして、又實に保守的農業的傾向を有する學者（シェフラー、「ウイスマンス」、「ベッケル」、「ルーランド」等）なること——これ毫も怪むに足らざるなり。かくの如き希望は現在の共同經濟的抵當機關を促進せしめ發達せしめ完成せしむる限りに於て正當の理由あり。現抵當銀行は益擴張し、なるべく一切の土地

抵當をその手に收め、依て以てなるべく廣く解除不可能と年賦の制とを發展せざる可らず、而して同時に對人信用及びこれが機關と正當に連絡を保たざる可らず、然れば則ちこの希望の根本義は達せらるべし。然れども能くこの効果を擧げ得んが爲めには、この機關を率ゐる監理者が一面義務に忠實なる官吏なると同時に他面聰明にして進歩に貢獻する所の商人的取引者たり、而かも從來に比しこの取引者たる資質に於て一段の強度を加ふべきこと必要なり。

### 百九十九

抵當銀行、上來論述したる銀行は以て第十九世紀の間に於ける信用需要を満足せしむること能はず、殊に技術上の農業進歩、土地改良、土地解放、遺産分與の増加の爲めに愈巨額の資本を需要し、經濟隆昌の時期に於て資本が著しく工業若しくは國債將た資本輸出に供せられ、利率騰貴の時代に多くの信用解除を來たせる場合に殊に然りとなす。言ふまでもなく上掲設備を全然缺乏したる國土も亦多かりしに拘らず、尙ほ千八百五十年後の佛蘭西、統一後の伊太利に於けるが如く、抵當信用機關に對するの需要愈益強烈なるものあり。私的信用業者に對し共同經濟的信用供給の競争全くこれなかりし處に於ては、



第十九世紀の間貨幣經濟及び信用經濟の昂進に伴ひ、農民の利益は漸次に益々  
 斷せられたり。

されば既に千八百二十年乃至千八百六十年の間、貯蓄銀行の外に普通銀行も  
 亦設立せられたるは自然の理數なり、而してこの普通銀行はその當初屢銀行券  
 を發行し兼ねて抵當貸付を營み毫も不都合なかりき。プロイセン銀行は第十八  
 世紀の間に此の如き業務を營み、勿論それが爲めに千八百〇六年に破綻し、ホ  
 ンメルンの騎士銀行も亦千八百二十四年に同一運命に陥れり。バイエルンの抵  
 當及び爲替銀行は千八百三十五年に創設せられ、爾他一切の銀行業務と併せて  
 その株式資本の一部分より(二千萬グルデンの中千二百萬グルデンを以て)抵當貸  
 付をも取扱ふべきことを命ぜられたり。該銀行は千八百六十四年以來始めてこ  
 の目的の爲めに擔保證券を發行せり。千八百四十年乃至千八百六十年の間に於  
 ける他の獨逸の個々銀行券銀行及び有價證券銀行亦此の如き混合的特色を維持  
 し、今日と雖も多くの獨逸抵當銀行はこの二重性質を失はず。シニウイツに於て  
 も亦吾人はこれと同一の發展を觀察す、而して墺地利及び伊太利に於て近時に

至るまでかくの如き状態を呈し、而かもそのこれ等國土に大に禍したることに  
 關しては後段に論及せんとす。何れにしてもこの發展を以て未だ時代の需要を  
 充足するに足らず。特に抵當信用の爲めに商人的に經營せらるゝ株式銀行の必  
 要は一般に唱導せられ、乃ちこの株式銀行にして始めて抵當信用を供給すべき  
 唯一の正當なる形式と認められたり—これもとより千八百五十年乃至千八百七  
 十五年の間に支配したる經濟學說(自由主義)と歩調を一にせるものなり。即ち一  
 般の信ずる所を以てすれば、この種株式銀行の營利衝動は公共的(組合的)銀行の  
 到底企及す可らざる活氣と勢力とを生ぜしめ得べしとなり。

千八百十五年乃至千八百七十五年の時代思潮は一般に簡便なる抵當銀行の設  
 立を求めたり。田舎以外都市に於ても亦、その急劇の膨脹とその改造及び新設  
 とに依り、抵當信用に對する需要の劇増あり。都市の全建築事項は統制その宜  
 しきを得たる大規模の抵當信用を俟つにあらざれば發展すると能はず。これが  
 爲めには差當り商人的に經營せらるゝ抵當銀行を以て最も適當となす。されば  
 諸國もこの點に顧み、既に株式會社の認可將た銀行條例の審査に於て、過去に



比し一段寛大の處置を採れり。佛蘭西に於て「ナポレオン」三世は各州にそれぞれ抵當銀行を設立せんとする計畫を起し、而して全佛蘭西の需要に應ぜしむる巨大規模の株式銀行即ち *Credit foncier* を創立し、これが擔保證券を小規模なる州銀行のそれよりも遙かに容易に融通せしめて、その間に利潤を收めんとしたり。この *Credit foncier* は一たびは希望を以て迎へられ、全佛蘭西に亘りて抵當債務を解放し（該抵當債務額當時八十億フラン現には百八十億フランと概算せらる）、これが經營資本は始め六千萬フラン、其後には一億千〇五十萬フランとなれり。この大株式銀行はその創立の當時より千八百九十八年十二月に至る間四十四億フランの抵當信用を供給し、而して田舎の土地信用に提供せる額は僅かにその四分の一、四分の三は都市信用及び建築信用に供給したり。これが抵當状態は千八百九十八年に於て僅かに十七億フラン、而かもこれ殆んど悉く大口信用のみ。その取引の主要事項は、千八百九十年に於ける有價證券取引及び取引所投機の調査に至るまでは幾分最も劣悪なりき。即ち巴里新聞の賄賂を形式的に系統立て、これに對し通則として年々百萬乃至二百萬フランを支出したるが、そ

れにも拘らず殆んど常に極めて高率の配當をなすことを得たり。佛蘭西の農民はこの銀行より毫末の益する所なく、たゞ爾他抵當銀行がこれか爲めに防害せられたるに過ぎず。殊に不幸なりしは、恰かも *Credit mobilier* の然りしが如く、今また *Credit foncier* が墺地利、和蘭、伊太利等の諸國に於ける幾多銀行の模範となりたることは是れなり。

墺地利に關しては吾人既に前節に論及する所あり。舊銀行及び貯蓄銀行が最早時代の需要を満足せざるに及びて、差當り千八百五十六年國民銀行に抵當取引の一分科を設け、特別資本をこれに供し而して擔保證券を發行せしめ、この額は千八百六十五年に至るまでに増加して五千百萬グレンとなれり。この抵當分科は殆んど單に大土地所有に對して信用を供給したるに過ぎず。千八百六十四年には佛蘭西の *Credit foncier* に模倣し、特權を附與せられたる一般墺地利土地信用銀行 (K.K.) は株式形式にて設立せられ。これに次で類似の幾多會社は主として千八百七十三年までに創立せられたり。當時經濟界の隆興に際し、銀行は極めて自由に認可せられ而してその條例も亦寛大なりき。千八百六十年には



擔保證券は一般に保證せられたり。抵當銀行の多くは起業引受、有價證券商業、大都市の建築投機に参加せり、而して千八百七十三年乃至七十六年の間にその大多數は破綻し若しくは解體したり。貯蓄銀行は既にこれよりも遙かに膨脹し、當時設立せられたる上掲の公共的土地銀行の取引額も亦千八百九十五年までに殆んどこれに匹敵せり。然れども爾他の株式銀行は盛大なる取引を營み、例へば千八百八十九年に平均一九プロセントの配當をなせり、而かもこれもとより田舎の土地に對する貸付に依れるものにあらず。

從來準高利貸の大私立銀行の行はれたる伊太利に於て、良抵當銀行の設立を望むの切なる他國土にこれが比類を求む可らず。政府、投機、議會及び出版物の爭議と實驗とは、千八百六十六年來未だ嘗て絶えざりしも、たゞこれが資本と經驗とを缺けり。二三の大貯蓄銀行、寄進銀行及び大銀行券銀行はこの缺陷を充實せんことを力め、而かも銀行券銀行は主として千八百八十五年乃至千八百九十年の間、これが爲めに極めて不健全なる銀行投機に陥り、貸出は過大評定價の爲めに増大し、依て嚴密なる意味に於て破綻の悲境に陥りたり。千八百

九十年よりこれが補充計畫あり、即ち殊に羅馬に *Credit foncier* の創設ありて、大銀行に對し向後の抵當取引を禁止し、千八百九十四年以來その不確實なる擔保證券負債を清算したり。かくて痛く信用を失したる擔保證券は漸次に再び一般の信用を得るに至れり。然れどもこれを大體に觀るに、大抵當銀行の補助は、伊太利に對し今日と雖も未だ全く十分にはあらず。私的信用供給者は現今と雖も尙伊太利の大半に亘りて八分乃至一〇プロセントを占む。*Credit foncier* はよし年賦制を以て僅かに四六四プロセントの年利を請求したるに過ぎざれども、發展迅速なる能はざるなり。されば伊太利の一學者が、伊太利の土地信用は全く死屍の如しと言へるは、尙ほ近時のことに屬せり。

獨逸は既に叙述せる土地信用銀行の外、主として千八百六十二年乃至千八百七十二年、次では又千八百九十三年乃至千八百九十七年、多數の抵當株式銀行を發達したり。抵當銀行數とこれが擔保證券及び市債證書とは、千八百七十年の十三銀行に對する一億三千六百萬マルク、千八百七十五年の二十六銀行に對する九億五千百萬マルク、千八百九十年の三十一銀行に對する三十億八千百萬



マルク、及び千九百年の四十銀行に對する六十五億千三百萬マルクに上れり。これ等抵當銀行は田舎の信用需要に對しても亦幾分必要にして且つ有效なりき、殊にバイエルン、バーデンに於けるが如く、爾他の大銀行これなかりし場合に於て然りとす。幾分はこれが有力なる商人的活動に依りて公共的舊銀行に對する競争を劇甚ならしめ、資本缺乏せる地方に資本を輸入すること—これ一般の期待なりき。殊にプロイセンに於てこれを觀る。主として自由主義の時代及び千八百六十四年乃至千八百七十年に於ける田舎信用の危急時代に際し、この株式會社は政府及び輿論の寵兒たり、而してその競争が多く關係上に活力と進歩とを效せることも亦否認す可らず。然れどもその充足したる最も重要な實際的慾望は都市の抵當信用なり、株式銀行の多くは絶對的に若しくは殆んど全く都市の抵當信用を營まんとし、田舎信用需要に對しては概して全く何等の機關をも備へず。然り而してこれ等正統なる原因の外獨逸に於ても亦、不正なる投機と輕卒なる起業引受と以て幾多の抵當銀行を笈生せしめ、極めて堅固にして隱健なる銀行と相並びて獨逸に昔も今も雜多の高利貸的銀行あり、而して恐ら

く爾他の銀行事項に於けるよりもこの抵當信用の領域に於て寧ろ甚しきものありたることは否定す可らざるなり。都市の土地投機と聯關せる業務は場合に依りては巨大利潤を獲得せんとする業務と等しく危険なり。かくの如くして誑惑と不正と枚擧に遑あらず。これに加ふるに現今の大都市に於て、不正なる若しくは賄賂を以て左右し得べき評定者あり、狡猾なる土地投機者あり、傍若無人の代理人あり、代務者あり、理事及び監査役あり。自然これが結果はベルリン、ミンヒェン、ハンブルヒ其他に於ても、巴里、羅馬、ウィーンに於けるが如き不祥状態なき能はざるなり。

則ち然りと雖も獨逸の官吏政府は苟くも疎忽ならず。凡そ抵當銀行には政府の認可を必要とし、銀行條例に依りてこれが取引を規定し、多くの場合に於て或る程度まで國家より監督せり。プロイセンは千八百六十三年七月六日、千八百六十七年七月二十二日及び千八百九十三年六月廿七日の三回、制限的規範的條件を公布し、認可は概して(悉くとは言ふ可らざれども)これに準據せり。南獨逸の諸邦にありては、主として田舎取引を營みたるこの種の銀行は、殆んど獨



逸に於ける一切抵當銀行の取引の四分の一を占めたるが、苟くも不確實なる取引に干渉する政府と密接に關聯し、即ち事實上殆んど公共的土地信用銀行と區別なかりき。然れども爾他の諸邦にありては銀行條例極めて區々、國家の監督も亦甚だ寛大なりしかば、殆んどありとあらゆる取引形式を發達せしめたり。プロイセンに於ては規範的規定は、爾他の諸邦殊に中部獨逸及びプロイセン以外の北部獨逸諸聯邦と比し、多くの關係上に取引を禁止したること遙かに嚴なるものあり。法律の不平等は由々しき不調状態を醸し、殊にプロイセン以外の自由制度は、プロイセンに於ても亦取引上に許容せられたり。千八百九十九年六月十三日始めて抵當銀行制度に關する帝國法律の制定あり、以て取引を統一的に規定したれども、許容せられたる取引に關する重要規定に於てもとより直に現在銀行に應用せらる可らざるなり。

然れども吾人の觀察上に肝要なる事項は、この全發展が嘗て書換銀行、次では銀行券銀行に然りしが如く、株式會社の抵當取引を爾他の銀行業務と法律上に分離し、法律を以てこれを統制せんとするの傾向をとれることは是れなり。蓋

しかくの如くせずんば、不正及び輕舉、詐偽及び不健全なる取引發展は、營利欲の昂進、將た經濟的自由及び競争の劇烈なる結果として起り來るべきを以てなり。吾人は行政の實際と立法の行程とを一々ここに叙述す可らず、ただその主要の點を略述するに止まる、獨逸に於て并に爾他國土に於て吾人の主として取扱ふ所はこれに出でざるなり。

株式抵當銀行は現に獨逸に於ては聯邦議會の認可を要す。而してその主要問題は、果して慾望が精査せられたるか、又伊太利に於て一時然りしが如く、自然競争の劇甚を大に制限せんが爲めに果して個々銀行が一定地域に制限せられたるか是れなり。

株式抵當銀行の主要業務として當然都市及び田舎の抵當貸付を認可せられ、而してなるべく利子支拂に遲滯なきものに對してはこれを解除せず、年賦償還の方法をとらざる可らず。この外に抵當銀行は一般に共同團體若しくは爾他の自治體、小鐵道に信用を供給することを許可せられたり。これが資本は餘りに小額ならざる自家の資本に依るの外、正貨準備の積集、擔保證券(抵當に對し)及



び債務證書(市債に對し)の發行に依りて調達せらる。擔保證券發行額は銀行それ自體の資本の多寡に從て決せられ、新に制定せられたる獨逸の法律に從へば十五倍、其他に於ては五倍二十倍等の規定あり。擔保證券は決して抵當引受以上に發行す可らず。これに關しは抵當が既にその引受人に對し質物の形式に變ぜざるかの疑嘗て屢起れり。千八百九十九年の獨逸法律は、一切の抵當が登録せられ、保管の爲め受託者に交付せらるべきことを規定せり。何處にこれを觀察するも銀行條例、行政の實際、若しくは法律は土地及び家屋に對する貸付制度と價格評定法とを規定せざるなく、多くは評定價の二分の一乃至三分の二を問題とせり。輕卒なる銀行行政は恣のままにこの制限を破り、外觀上には法を侵犯せずして實際には客體の普通價格に遙かに超加せるが如き評定價を定むることあり。これ大都市に於て建築投機を刺戟し、家屋價格を騰貴し、巨額の手數料を收得する所以の術策なり。賄賂を以て左右す可らざる正直なる評定人若しくは評定官を設け、以て評定制度を正當に秩序することは堅實なる抵當銀行取引を發達せしめんが爲めの一前提たり。

これが規定の最も重要な點は恐らく普通銀行取引と爾他取引とに關する制限なるべし。抵當銀行は銀行券銀行、起業銀行、預金銀行、有價證券銀行の業務を營むべきにあらず。何となればこれ危険なる兼業にして、抵當銀行の支拂能力はこれが爲めに危機に陥るべければなり。この故に抵當銀行は通則として銀行券を發行す可らず、利付預金を預かる可らず若しくはこれを預かる場合には制限あるを必要とす。而して又その爲替及び有價證券を購入するは、一時かくする以外に資金を求むること能はざる場合に限らざる可らず。これを犯すの災害は測り知る可らず、限界を劃することは至難のことたり。抵當銀行は又通則として抵當を救はんとする目的以外に土地を取得す可らず、自ら家屋を建築し、建築物投機を營む可らず、抵當以外に自ら取引を經營すべきにあらざるなり。何となれば抵當銀行のその信用顧客に對する地位はこれが爲めに惡變すべければなり。不正銀行が木偶人配置に依り將た同一人を戴き而かも擔保證券を發行せざるが故に認可を受くべき義務もあらざる姉妹銀行の設立策に依りて、この最後の禁制を犯したるの事例一再にあらず。これと等しく良心麻痺せる理



事に至りては、同一取引を自己の爲め并に銀行の爲めに同時に營み、而して好結果なれば自らその利益を占め、惡結果なれば則ちこれが損害を銀行に嫁するを敢て辭せざるなり。

一般にありのままに一定の貸借表を呈示せしむるの強制、それに應じて業務報告を毎半年及び毎年公表せしめ、尙ほ更に短期の間に監査人に之を呈示せしむるの強制は、苟くも缺く可らざる所。これと等しく専門知識ある特殊の官吏に依り、將た帳簿の査閱等に依りて國家よりこれを監督することも亦なかる可らず。

銀行の商人監理者には正直なるものなきにあらざれども、多くは然らず、而して常に凡そ此の如き制限を不可とし、取引上この種の制限の害ありて寧ろ益なきことを主張せざるはあらず。老獪なる理事に至りては恐らく國家の委員然り苟くも監査人を瞞着するに遺算なかるべし。これ或る程度までは事實ならん。然れども統制その宜しきに從へば漸次に概して銀行業務上に眞實と正直とを増進せずんばあらず。傍若無人の貪慾者が大銀行を總理するが如き場合には、必

らずや國家及び法律の干涉なかる可らず。これを以てよし銀行取引状態を改善すること能はずとも、更に益これが方法を講ずるに躊躇す可らず、而して健實なる競争に依てこれが弊を矯めざる可らざるなり。この競争が共同團體及び州より施さるるか若しくは國家の政策に基するかは論ずる所にあらず。

これを概觀するに獨逸の抵當銀行は多く都市信用を堅實に發展せり。これが配當は總じて六乃至九プロセントの間に在り、佛蘭西、埃地利、伊太利に於ける該銀行の平均率に及ばず、これ獨逸の抵當銀行が堅實なる發展をなせる證左たり。その二三は田舎の信用需要に對しても亦良機關たり。抵當銀行が一般に困難とする所は、その田舎信用に對して十分なる集中機關を有せざること、及びこれが擔保證券の好況を呈するは資本市場が爾他の需要を缺ける場合に限らるること是れなり。千八百九十六年乃至千九百年の經濟好況時期に當り、抵當銀行は屢勃興都市に於て堅實なる建築物取引をも拒絶したること極めて多かりしかば、既に個々の都市、例へばデッセルドルフの如きは、建築事項促進の目的を以て特殊の抵當銀行を設立し、而して獨逸の廢兵保險機關も亦これが缺陷を



補ひ、既にこの各保険機關内に特殊の抵當部門を設け、同時にこれをして堅實なる建築銀行業務を営ましめんとするの計畫を觀るに至れり。

吾人の觀察する所に依れば、發展行程はこの場合に於ても亦銀行券銀行のそれと相等しく、國家の統制愈加はり、必要あれば公共的銀行の競争を促進するに至れり。田舎に對し著大なる効果を擧げたるものは僅かに南獨逸に於ける若干の抵當銀行と特殊の國家監督に屬したるプロイセンの中央土地抵當銀行とこれなり。

吾人が土地信用に關して叙述したる總發展を攝要すれば下の如し。曰、抵當信用及び銀行信用の増加に依り、第十九世紀の間に、一切の土地所有及び家屋所有は過半債權者の手に屬することとなり。然れどもこの附屬關係は、債權者それ自體が漸次に銀行となり、公共團體となりたるが故に、人格的より銀行的非人格的となり、國民經濟及び國家の總利害の見地より支配せらるるものとなれり。この發展は最近將來世紀に於て尙ほ益かくの如き關係に推移すべく、而してこれが結果は殆んど未だ豫測す可らず。經濟生活の社會化増進運動も亦

この行程に存せりと。

**二百** 貧民及び労働者の信用機關、(イ)擔保貸付機關、(ロ)貯蓄銀行。吾人は

土地信用の瞥見に際しても先きに叙述したる高利論に關説する所ありたるが。今や貧民の信用を論究するに當り、更に痛切にこの取引領域に獨特の前提に想ひ到らざる可らず。貧民信用の領域にありては今日に及ぶまで半ば危急信用を問題とし、これが信用需要者たる貧民將た労働者は、實際信用を利用すれども、先づ信用利用範圍以外に置かれざる可らざるもの、彼等は差當り信用の取引形式を洞察するの力なく、貨幣事項相場秩序ある取引經營に經驗なく、將來の負擔を正當に評價するの能あらず、是を以てややもすれば高利貸、詐偽的家畜商人、周旋人、小商人、家屋貸入人の陥穽に陥るを免かれず。これ等の貧民及び労働者とその文明水準に順應せる慣習、取引形式及び法律形式に馴致し、漸次に彼等を近世的貨幣經濟及び信用經濟に啓導し、而して以て彼等をして能く自ら高利貸の策略を看破し、これが難を遠け得せしむるは、社會政策の最も重要な一問題たり。手工及び小商人、將た遙かにこれより後代に至るも尙ほ中小農民



の、秩序ある簿記計理を會得するの困難なる。既に幾世借金組織に慣れ來れる中産及び貧困の全階級が今日尙ほ一切の現金支拂に對して抗爭するの頑強なる。支拂期限嚴守の習慣か懈怠せらるるの常なる。一として思半ばに過ぎざるはなし。而かも凡そ此等の事項に一大變動を起さざる可らざる必要あり。既にこの變動は成功したるものも少からざれど、將來の努力を要するものもとより更に多からざらばあらざるなり。

改革の主眼は、貧民及び勞働者の慣習を考量し彼等を啓導すべき良信用機關を設立することに在り。小商人の高利貸的富籤信用に代ふるに消費組合を以てしたる。貧民相互の私的不當貸借に代ふるに貯蓄銀行の制を以てしたる。田舎の高利貸に代ふるに信用組合を以てしたる、皆これ不正有害なる信用取引を健全なる信用取引と變じ、一般に經濟的良慣習を教せるもの。これ等の改革は單に取引及び利潤の見地のみより能く成功したるものあらず。宗教的人類的、教育的、國民的、社會的、組合的衝動及び理想も亦必らずや與からざる可らず。(イ)擔保貸付機關(質屋)。抑この種の計畫は數世紀の過去に濫觴し、而して先

づ伊太利諸市に起れり。吾人は差當り公共的及び教會的貸付機關の起源に就て説述する所あるべし。

凡そ危急信用及び取引信用の過半は中世時代に擔保貸付取引の形式を以て行はれたり。猶ほ市民がその動産、裝飾品及び衣服を典したるが如く、國王はその王位を質物として提供したり。擔保貸付業者が伊太利に於て中世末葉以降銀行家及び貨幣貸付業者と分化したることは、吾人の既に觀察したる所に屬せり。而してその社會的地位の下るに應じて愈高率の利足を貪り、益以て高利貸となりたることも亦先きに論及したる所なり。この業務は第十二世紀乃至第十五世紀の間、専ら猶太人に依て營まれ、その利率は二〇乃至八〇プロセントの高率なりき。而してこれと關聯せる幾多の濫用を妨止すべき唯一の方法として、畢竟都市それ自體若しくは教會の設立に係かる機關を以てこの取引に當らしめ、條件を引き下げ高利收得を期待せしめざらんこと、一般の認むる所となれり。巴里大學の總理がコンスタンツの宗教會議に對し新高利令の發布を禁止したるの當時、猶太人虐殺のこと全く止みたるの當時、一切貸付業の大に隆興したる當



時—この當時即ち千四百七十三年に於てフロレンツはその *mous subventionis et pi-*  
*ctatis* を國家設備(國家機關)として創立し。而してその後フランチスカール派は  
 フェルテレの人大牧師「マルナルディノ」の監督の下に *Montes pietatis* を設立し、同業務  
 に従事したる猶太人と反抗を好めるドミニカン派とのあらゆる反對に毫も顧慮  
 する所なかりき。千五百年の頃伊太利諸市にこの種機關の設立せられたるもの  
 既に數十。而して第十六世紀の間に急劇に普及したり。この擔保貸付機關の資  
 本は、始め贈與、寄進、君侯及び共同體の補助に依り、千五百五十年以降は資  
 本積集の爲めに利足を支拂ふことをも辭せざりき。一ヶ月若しくは數ヶ月期限(譯  
 者曰、本邦舊制にては多く八ヶ月なりしが、新制にては六ヶ月、四ヶ月なり、  
 擔保物件に依てこの相異あり)にて貧民に擔保貸付をなし、始めは無償なりしが、  
 其後所謂補償として八乃至一五プロセントの利足を取れり(譯者曰、本邦舊制は  
 十五兩一、十七兩一、やや大口にして二十兩一等あり、新制にては一ヶ月百分  
 率を以て計算す、新制にも最近數十年の間に一たび改正引上げあり、百分の二、  
 百分の二五、百分の三等の如し、但し極めて小口なるものは百分率を用ひず、

苟くも一口なれば一ヶ月例へば八厘若しくは一錢と定めて計算することとなれ  
 り、この場合にも期限の場合と等しく擔保物に従ひ即ち例へば衣類なるか若し  
 くは穀物なるかに従て相異を設く。尤も期限並に利率に關する譯者の補説は必  
 らずしも日本全國に亘りて精密に調査したる結果にあらず。然れども日本の一  
 地方に於ては少なくとも大體上陳の組合規定に準據せり。もとの機關は僧正  
 の監督に屬せり。第十七世紀の間に擔保貸付所は中部歐羅巴、獨逸、佛蘭西、  
 フランダールにも亦普及したれども、獨逸に於ては永續して繁昌せざりき。第十  
 八世紀の間にこれが設立は再び一般に推賞せられたり。もとより幾多の私的擔  
 保貸付所の發達もこれありたれども、その公共的經營に係かれるものも亦頗る  
 多く、例へば千八百七十八年のプロイセンに於けるが如きは嚴重なる國家の監  
 督を受けたり。佛蘭西に於ては多數の公共的擔保貸付所は革命の爲めに撤廢せ  
 られ、「ナポレオン」再びこれを起し、而して其後一切の私的擔保貸付所を妨止せ  
 んとするの傾向漸く優勢となれり。されどもこれが行政は第十九世紀の間その  
 當を失したるが如く、一般に非難を蒙れり。英蘭に於ては近時私的擔保貸付業



の外これなく、而して幾分高利貸と認めらるるも亦失當とせず。獨逸に在りては依然として混合系統をとり、比較的大なる共同團體に於ては千八百六十年の頃に至るまで、公共的設備主として共同團體の經營に係られるものを促進せんとしたるが、其後營業の自由が宣布せられたるに伴ひ屢私的活動の自由に放任するを可と見做したるが如し。この私營擔保貸付所は、これ近時に至りては再び幾分警察の干渉と制限とを蒙れども、千八百六十年以來貧民階級の爲めに甚だ好ましからざる發展をなせり。

この事項が最近三四十年来如何なる状態をなせるかを一瞥すれば即ち次の如し。適度の條件にて典物に對し小口貸付を求むるの欲望は、組合的信用銀行の設立以來、手工及びこれに近似せる階級の間に減退したり。然れども貧民階級に於けるこの欲望は尙ほ強烈なるものあり、而して苟くも危急に際しては著しく増大せざんばならず。私的擔保貸付業者及び賣戻商人に比すれば公共的機關は悉く優れり、苟くも秘密を避け、決して貧民の危急を奇貨としてこれが利益を高利貸的に裁斷することなし。然れども亦短所もこれなきにあらず、公共的

設備は數代以來殆んど何等の改革もなく、依然として舊式の經營を脱せざるなり。蓋し擔保貸付機關は種々の方面に改革を要し、慈善設備たるの特色を脱せざるべからず。典物それ自體を吟味するのみならず兼ねてその人間を精査せざる可らず。而して苟くも質屋營業者はただ單に典物價値の二分の一を標準として信用を供給するを以て能事となさず(譯者曰、これ本邦の現状態等より觀察すれば根據なき妄論なり、二分の一云々の如きは到底信ず可らず)。更に進んで前貸組合の實行せるが如くその債務者を啓導し、教育し而して統制することに努力せざる可らざるなり。

擔保貸付所の發達は嘗て一進歩なりき、而して久しく能く進歩の實を示したり。然れども現に二時代以來何處にこれを觀察するも、概して全く時代の進運に應ぜず。否恐らく廢頽制度と化し、正當なる信用を教育するの效力を失ひて寧ろ徒らに輕卒なる心を促進するの機となれり。

(ロ)貯蓄銀行。貧民の危急信用に對する人類的共同經濟的貸付機關の建設ありてより後三百年、ここに始めて貧民の爲めに金庫を設けこれをして通じて貧民



の些細節約金を確實に且つ利付にて貯蓄せしめんとするの計畫起れり。貯蓄銀行即ちこれなり。抑これか濫觴は千七百六十五年乃至千八百年の間に在り。その熱心に組織せられたるは千八百四十年より千八百七十年に至るまで。これが増加は千八百七十年より現在に及ぶまで、國民經濟上及び社會上に重大の意義を有せり。而してこの貯蓄銀行は更に益改革を計らんとす。

人若し何が故に貧民が銀行家及び小貨幣貸付者の許に預金の形式にてその節約金を貯蓄することをなさざるかと問はば、これが答案は單簡なり。曰、貧民は銀行家を信用せず、屢又銀行家その人を知悉せず。貧民が銀行に預金する限り、貧民は爲めに屢利益を壟斷せられ、恐慌に臨みてはこれを拂戻すこと能はず。預金利率は餘りに低く且そ動搖甚し、以て貧民を誘致するに足らざるなりと。銀行は一乃至一五〇マルクの小額預金を多くは預かりてこれに利足を附すること能はず。今日と雖も貯蓄銀行はその貸出に依りて利する所よりも更に多くを小口貯金の監理費の爲めに犠牲に供せざるなし。貯蓄銀行の始めて建設せられたるの當時、多くの地方に於ては此の種の貨幣貸付者未だ起らず。銀行は未

だその多數の支店を開設せざりき。現に貯蓄銀行と競争せる信用組合は千八百六十年以前には存在せず、田舎の信用組合は千八百八十年まで殆んど未だ創立せられず。かくの如くこの種設備を設立し且つ監理するの任務は、共益組合、都市行政及び郡區行政、君侯及び政府に屬し、後代に及び二三國家に於て始めてこれに次で株式會社の設立あり。富豪階級は貧民の地位を向上せしめんが爲めにこれを創設し、これが原則は經濟上の教育を企圖し、資本將た創立者の利潤を期待するにあらず。

されば吾人は貯蓄銀行を定義して下の如く言ふことを得べし。曰、概して始めは一地方の共同經濟的共益的貸付機關にして、支店開設を以て全國土に擴張し、これが第一の目的は貧民の貯蓄を利付にて預かり、而して請求に依りて即時に若しくは短時日の豫告期間を以てこれを拂戻すに在り、第二の目的はこの貯金を資本として使用し、依て第一の目的を達せしめ、監理費を補償し、正貨準備を積集せんとするに在りて存せりと。貯蓄銀行の支拂ふ利足は、その投資に依りて得る所に比し、費用を補償し得るだけに低率なるべく。而して何時にて



も即時拂をなし得るだけの餘裕を準備せざる可らず。貯蓄者の拂込は通帳に記入し、利足及び拂戻も亦これに準ず。この通帳は貯蓄者記名にて發行せらるれども、亦之を以て貯金收納の證左たらしむ。一回の貯金極小限は一マルク若しくは二マルクと定め、以て監理費用の夥多に陥らんことを防ぎ、一人宛總貯金極大限は例へば一千マルクと定め、依て以て貯蓄銀行本來の目的を空うせざらしめんとす。凡そ貯蓄銀行はその條例に準じて經營せられ、諸國概して千八百十七年以來一般的法律若しくは秩序規定を設け、これが取扱範圍を限定し、これが行政を規定し、幾分國家よりこれを監督するに至れり。貯蓄銀行が尙ほ一地方の小取引を問題としたる間は、その行政困難にあらず。共同團體の職員若しくは組合の委任者より一週數時間を費し、副業的に處理せられたり。この業務が愈擴大するに及んでありとあらゆる困難を生ぜり。

英蘭にありては名士(土地所有者、僧侶等)は受託者として貯蓄銀行の頭取の職に就きたれども、該銀行の書記若しくは支配人の取引に關して甚だ無頓着なりしかば、貯蓄銀行は千八百四十年乃至千八百六十年の間に形式上社會の信用を

失墜し、これが屢時の破綻は日程となり、而して受託者は屢その責に任せざらんと欲す。千八百五十八年の調査に依り、二百の私立貯蓄銀行が八千八百萬マルクの缺陷を存せること確實となり。貯蓄銀行の半ばは毎週たゞ一回開店せらるゝに過ぎざること判明せり。グラッドストーンは貯蓄銀行の不都合と怠慢とを救済せんが爲めの政策として、名聲ある受託者の間に國家の官吏を責任ある出納員として伍せしめんと欲したれども、これが效果は擧がらざりき。

佛蘭西に於ける共同團體の貯蓄銀行は千八百四十年に二百七十、千八百七十年に五百十一、而して千八百三十五年以來この貯蓄銀行は益その貯金拂込を國庫に融通するの權利を得たるが爲め、これが業務は容易となれり。而して流用貯金は佛蘭西の年金公債(レント)に投ぜられ、依て佛蘭西のレント相場は騰貴を來たせり。然れども貯蓄銀行の行政は愈以て懶惰に流れたり。この貯蓄銀行は千八百四十八年その貯金が大半引出されたるが爲めに半ば破綻の運命に陥り。貯蓄銀行の貯金額は千八百四十八年に三億九千二百萬フラン、千八百五十年には七千四百萬フランに減少せり。これと等しく千八百七十年にも支拂停止の悲



境に陥れり。ベルギエンに於ても亦六つの貯蓄銀行は千八百三十年に支拂停止の止む可らざるに至れる事例あり。千八百六十五年創立せられたる國立貯蓄銀行 *Caisses d'épargnes* を俟て始めて、ベルギエンに於ける貯蓄銀行制度に一段の進歩を效すを得たり。

プロイセンに於ける貯蓄銀行は當初殆んど僅かに共同團體の設立に係かるもののみ。千八百五十四年以來若干の郡貯蓄銀行も亦設立せられたり。總じてその數千八百三十五年に八十、千八百六十五年に五百十七。プロイセンに於ては、官僚的國家監督及び秩序ある都市自治體行政の發達ありたるが爲めに、今吾人が掲げたるが如き大破綻を見ることなかりき。然れどもこれが發展の停滯状態は他國に譲らず。千八百六十五年の現状は貯蓄銀行通帳未だ百萬に上らざるなり。貯蓄銀行に創始の精神なく競争力に缺乏し、その公開は極めて罕れに、投資者の方法としては殆んど僅かに抵當信用を營まんとしたるのみ。爾他獨逸聯邦に於ける状態も亦これと伯仲の間に在り。シロースウヰヒホルシュタインには英蘭に於けるが如き私立貯蓄銀行の發達あり。幾分英蘭に於けると同一の弊害を

曝露したれども、大體に於て尙ほその行政宜しきに適ひ、而して信用需要者並に貯金者の一地方的欲望を充足すべき機關となれり。奧地利、伊太利、シヰイツ、和蘭、スカンチナヴィア諸國に於ける貯蓄銀行の發展は、千八百五十年より千八百六十年に至るまで全く言ふに足らざりき。

然れどもこの時期以降、貯蓄銀行制度は面目を革新したり。社會問題は日程となり、一般に社會問題の爲め及びこれに類似せる問題の爲めに憂慮せられたり。賃銀は騰貴せんとする傾向を示し、勞働者はその沈淪状態より覺醒し、勞働者の節約衝動も亦昂進せんとす。中産階級は貯蓄銀行を利用したると過去の比にあらず。組合制度、救助制度は活動を開始せんとし、殊に千八百六十一年英蘭に郵便貯金制度の創設せられたると、諸國土のこれに模倣せるとは社會民心を喚發したるの效あり。獨逸に於ては自治行政の改革ありて共同團體及び郡區は内的生活を著しく豊富にし、依てその貯蓄銀行を改善したり。貯蓄銀行の擴張は専らこの問題に鞅掌する特殊の職員階級及管理階級を發達せしめ、先づこれが州同盟成立し、次で獨逸貯蓄銀行同盟の實現となり、この同盟を俟て



凡そ貯蓄銀行に關係ある問題は専門知識を以て論議せられ、あらゆる刺戟は供與せられたり。

千八百六十一年「グラッドストーン」は從來僅かに數百ヶ所に過ぎざりし郵便貯金拂込所を實に數千の多きに増加し、千八百八十年に於ける郵便貯金取扱局は八千三百五十一に上れり。この郵便貯金制に依り、何人に限らず苟くも英王國の郵便局長に宛て貯金の拂込及び拂戻をなすことを得るに至り、主として貧民より利用せられたり。この制度は舊制受託人貯蓄銀行をも促してありとあらゆる改革に出でしめたるが、而かも舊制貯蓄銀行は大體に於て其後停滯状態を示し、反之郵便貯金制は擴張したり。試みに聯合英王國に於けるこれが統計を關するに左の如し。

千八百六十一年	千八百六十年
郵便貯金	受託人貯金
一・六	四一・二
通帳	通帳
百萬元位	百萬元位
貯金	貯金

千八百六十九年	千八百八十五年	千八百八十五年	千八百八十五年
一三・五	四・七	一・五	四六・三
三・五	四・七	一・五	四六・三
八・〇	一三〇・一	一六・	五一・四
千八百九十九年			

英蘭の郵便貯金制は集中的國家設備として、これが一切の貯金は英蘭のコンソル公債に投ぜられ、一般に大信用を博したり。但しその支拂利率は僅かに二・五プロシエントに過ぎざりき。英蘭のこの制度を先例として諸國これに模倣せり。佛蘭西は千八百七十五年より千八百八十一年までの間にこれを設立し、ベルギエンは千八百六十九年その郵便局を國家貯金集金所に當て、伊太利は千八百七十五年、ニールデルランデは千八百八十年に、澳地利は千八百八十二年、シウエーデンは千八百八十三年に、ウングアルンは千八百八十五年、露西亞は千八百八十九年にそれぞれ郵便貯金制を施行せり。ルーマニエ、日本、濠洲諸邦、カナダ等にも亦この制度あり。この制度の利益はここに特に説明するの要を觀ず。殊に國民住居の甚しく散在せる國土に於て顯著なるものあり。經濟上の文



明尙ほ幼稚にして、その共同團體并に私的富裕階級は金庫組織を立てんと欲せず且つこれが能力にも乏しく、而してその貧民階級は從來未だ節約心の習慣を發達せざるが如き國土に於けるも亦然り。されども郵便貯金制の効果廣大なること未だ英蘭の如きはあらざるなり。例へば佛蘭西に於ける郵便貯金は千八百九十七年に及ぶまでに八億四千四百萬フランに増加したるのみなるに、舊制貯金は實に左の如き好況を示せるが如き是れなり。

	貯金庫	百萬人位貯金者	百萬フラン位貯金額
千八百七十五年	五一五	二・三六	六〇〇
千八百九十七年	五四五	六・七七	三四二七

爾他國土に於ても亦集中的國家貯金にはその弊害を伴へり。集中的貯金制は貧民の資本を首府に吸収し、これを以て絶對的に國家證券のみ購入せらるる場合には、その相場は一時不自然に暴騰し、而して相場の下落に際し再び一〇プロセントまでの損失を生ぜざんばならず。英蘭の郵便貯金は千八百九十八年ま

で國庫に對し百五十萬磅の剩餘金を拂込みたるが、これ當然貯金者の爲めに有利に使用せらる可りしものたり。國家貯金制は或は共同團體の貯蓄金庫に比し廉價なれども、或はこれより高價なるを免かれず。その盛運は則ち一地方の貯蓄銀行及びこれが貯金を拂込みたる郡區に於ける該貯蓄銀行の貸付業務を妨害しこれが進歩を禁止するの作用あり。貯金額は郵便貯金の設置せられたる國土に於けるよりもそのこれなき國土に於て時に多大なることあり。これ千八百八十五年獨逸が帝國郵便貯金法案を否決するに至りし一動機たり。獨逸に於ては共同團體及び郡區は主として總貯金制度を執掌し、大體に於て更に正當なる發展を期せり。プロイセンに於けるこれが發展状態を示せば次表の如し。

	貯蓄銀行	通帳	百萬マルク位貯金額	百萬フラン位貯金額
千八百三十五年	八〇	九九六四五	一六	一六〇
千八百六十五年	三二三	九一九三三	二六八	二九一
千八百九十五年	一四八三	六五二七三三七	四〇〇〇	六一三



千九百年

一四九〇

八六七〇七〇九

五七四五

六六二

二八六

獨逸全體に亘れる統計に依れば、千八百八十四年の通帳數六百萬、貯金額二十八億三千三百萬マルク、千八百九十七年乃至千八百九十九年の間は通帳數千三百八十萬、貯金額八十一億八千六百萬マルクなり。貯金拂込所はプロイセンに於て千八百八十一年乃至千九百年の間、二千〇八十三ヶ所より四千三百七十一ヶ所に増加し、而して三千五百十八地域に散在し、ウールテンベルヒに於ては千八百七十九年乃至千八百九十五年の間に八十四ヶ所より千四百十五ヶ所となり、全獨逸のそれは「ドラーベ」の計算に依れば、千八百九十一年乃至千八百九十二年の間に六千八百七十八ヶ所となり。千八百九十一年乃至千八百九十二年の間、人口千人宛貯金銀行通帳數は、獨逸に於て二一二、プロイセンに於て二〇、ザクセンに於て四七、プレンメーに於て七一、大英國に於て一七、佛蘭西に於て二〇、奧地利に於て一四、伊太利に於て一二、シツイツに於て二七、デネマルクに於て三八に該當せり。三百マルク以下の貯金はプロイセンに於て貯金總

額の六〇プロウメントを占め、狹義勞働者の所持せる通帳は、「ドラーベ」の證明したる六貯金銀行にありて三〇乃至七五プロウメントを占めたり。

貯金總額は千八百九十七年乃至千九百年の間、獨逸に於て約八十億乃至九十億マルク、大英國に於て四十億乃至五十億マルク、佛蘭西に於て三十億乃至四十億マルクに該當せり。尤もこの中には組合貯蓄銀行に屬するものを含まず。貯蓄金庫は國土を異にするに従ひそれを利用せる人口階級を別にし又その組織を同らせざるが故に、よし凡そ比較貯金統計の大部分が如何に虚妄ならんとも、而かも尙ほこの統計は發展の概略事實を正當に反映せずんばならず。是を以てこれを觀るに、獨逸はその都市制貯蓄金庫を以て決して郵便貯金制をとれる國土の後に落ちず、否これを凌駕せるの事實を示し。而して又佛蘭西及び奧地利に於ては貯蓄銀行は決して勞働者階級を誘致すること能はざるは明白なり。

貯蓄銀行の改革は幾分既にその緒に就き、幾分否多くは漸くこれが實行を將來に期待せらるる所なるが、その眼目は一には貯蓄を奨励し且つ容易ならしめ、二にはかくて積集せられたる資本の利用を奨励し且つ容易ならしむることに在



りて存せり。前項の問題は次の如くして解決せらるべし。即ち拂込所を多く設立し、これを長時間開店し、而して貧民に最も適當なる時間を撰び、なるべく最小額の拂込を受入れ、拂込に對するあらゆる勧誘手段を講ずること是れなり。最小額拂込も最大額拂込もこれが行政費用は殆んど同一となり、從て最小額貯金は行政上引合はざるが故に、これに處するの一策として、ペンニヒ票及びグロツシエン票を賣出し、一マルク若しくは數マルクの極小限拂込額(譯者曰、日本郵便貯金制の最低預入を十錢と定むるが如し)に至るまでこの票を紙牌上に貼附し、而して後これを受入るゝの方法あり。これが集金所としてペンニヒ貯金學校貯金の制あり(譯者曰、日本に於ける田舎の小學校にはこの事實あり。強制にはあらざるが如し、然れども自然強制と同一の結果を生ずるは余の見聞せる所なり。この制は都市田舎を通じ日本全國の小學校に行はるゝものか否か、未だ詳細を聞知せず)。この制にては教師自ら生徒を獎勵し而してそのペンニヒを受領するものなり。ベルギエン、英蘭、佛蘭西には學校貯金の發達あり。就中佛蘭西に於ける千八百九十六年の状態は、青年貯蓄金庫二萬四千、貯蓄者四十四萬人、

貯金額千二百九十萬フランに上れり。又工場貯金制に依りて労働者の貯金に便せんとするものあり。而して最も貯金拂込を促進したるはもとより郵便貯金の制度となす。

貯金希望者の爲めに毎週取立をなすの計畫は現に僅かにその緒に着きたるのみなるが、英蘭亞米利加の國民保險は既にこの計畫に依りて多大の効果を收め、獨逸に於ける多くの貯蓄銀行及び田舎の前貸組合も亦これが組織をなせり。差當りこの計畫は費用多く、フランクフルトアムマインに於ては年々これが爲めに一萬五千マルクを費せり。然れどもその教育的効果は極めて重大なるものありとす。この計畫はやがて強制貯金を發達せしむべき準備たり、強制貯金は今日に至るまで二三工場がその青年労働者に對し實行せるに過ぎず。シヤンツは凡そ労働者をして一旦失職の困難に陥らざらしめんが爲めの準備金を平生に用意せしめんとしてこれを一般に施行せんと欲したり。これに關するシヤンツの天才的提案に依れば、この取立勤務を一般的に組織し、而して初年取立金の利足を毎週拂込の義務を負へる者に對する格外富籤に供用せんとす。この方法は恐ら



く毎週拂込貯金の希望者を著しく増加すべく。而して例へば「シャント」の計畫せるが如く該集金勤務を郵便配達人に委任せば、費用も亦甚しき巨額には上らざるべし。格外金と富籤的利潤とは現に多くの貯金銀行の實行せる所、例へば「エッセ」に於ける「グループ」の貯蓄銀行の如きこれなり。

現に貯金通帳の發行に繋れる雑多の條件規定は、貯金そのことの爲めに有效なれども寧ろ貯金を誘致する所以にあらず。貯金若しくはその一部分は或る年齢に達し或る機會に遭遇するにあらずんばこれを引出すこと能はざるが如き即ち然り。貯金を一銀行より他銀行に移轉することは今日既に多少の進歩をなせり。この貯金移轉は、地方的貯金銀行の制をとれる國土にありては、その一切の貯金銀行と清算交通及び書換交通をなせる一つの中央貯金銀行の設立を俟て始めて十分に實行せらるべし。一切の貯金銀行がその顧客に對し確實なる國家證券を購入保管し、而して再びこれを賣却するの義務に任ずべきことは、自明の要求に屬すれども、悲い哉獨逸に於てはこのこと尙ほ多くの繁冗形式に拘泥せり。これが爲めに理論上には認められて實際上には未だ遂行の運に至らず。

かくの如き慣例若し一般に普及せば、拂込極大限を一千マルク乃至三千マルクに制限することも亦何等の障害を伴はず。多くの貯蓄銀行は既にこの制限を設けず。四萬マルク乃至五萬マルク及びそれ以上の商人貯金の大口を好んで受入れ居れり。然れども貯蓄銀行當然の職能として中産及び富豪商人の機關銀行となる可らず。貯蓄銀行は如何なる場合にもかくの如き貯金に對し、苟くも銀行の預金利子以上の利足を支拂ふべきにあらず。而して貧民貯金者に對しては、堅實なる取引實行に可能なる限り將た今日前貸組合が支拂へる程度の利足を常に支拂はざる可らず、然らずんば則ち貯蓄銀行は貯金者を失ふべし。

貯蓄銀行に積集せられたる資本を利用することは、貯金勧誘の場合に比し殆んど概して一層の困難たり、大貯蓄銀行に於て殊に然りとす。その最も確實なるは畢竟國家證券に投資することに在り。郵便貯金は殆んど絶對的にこの方法をとれり。然れども地方の貯蓄銀行は漸次に且つはその所在地の至大便宜を計りて、地方信用を供給せんとし、而して最も抵當信用を引受けんとす。埭地利に於けるものは大部分この抵當信用を取扱へり。千九百年プロイセンに於ける



これが投資の割合は、都市抵當信用に三三五八プロセント、田舎抵當信用に二四八八プロセント、所持人證書に二六六〇プロセント、保證なき債務證券に〇・一五プロセント、保證ある債務證券に二三七プロセント、爲替に一四四プロセント、質擔保に一五三プロセント、公共的制度に九六五プロセント、其他に〇・六八プロセントとなれり。この投資の方法はやがて又貯蓄銀行に保藏せらるゝ正貨準備の額を左右するものなり。今日に至るまでの成績に觀れば正貨準備は大體に於て不足を告げたることなく、何時にても拂戻に應ずることを得たり。豫告期間を待つにも及ばずして自由に請求を満足したり。今日苟くもやゝ大規模の貯蓄銀行は、その蓋然的若しくは可能的拂戻に應じて正貨準備若しくは容易に現金に引換へらるべき投資方法に依り備ふべき必要ある限り、而してなるべく抵當解除を避け然り解除不可能の貸付をなすべき限り、銀行的特色を有せざる可らず。或る學者の計算に依れば獨逸の貯蓄銀行は平均その貯金の一五プロセントを正金にて保藏せり、これ恐らく貯金總額八十億マルクに對し既に一億二千萬マルクに上るべし。貯蓄銀行が愈良爲替を有し、容易に賣却せらるべ

き有價證券を所持し、確實なる銀行に巨額の預金を備ふるに從ひ、貯蓄銀行それ自體の正貨準備は小額にして事足るべし。一億二千萬マルクの遊金(無利足保管)は四プロセントの利率として四百八十萬マルクの損失を意義せり。一切の獨逸貯蓄銀行の爲めにその資本その正貨準備を以て一の中央銀行を建設せんことは、今日多く論議に上る所の計畫なるが、かくの如きは恐らく貯蓄銀行相互の間に一切の貯金移轉を容易ならしめ、有價證券の賣買を單簡ならしめ、一旦の恐慌時に一切の貯蓄銀行に對し應急手段を講ぜしむるの効果あるべし。これ然りと雖も、若し貯蓄銀行にしてメルチヒの郡貯蓄銀行、ホルシュタインの私立貯蓄銀行及び大都市の貯蓄銀行を模範とし、周到なる注意を以てたゞ單に確實なる投資のみならず又その領域に於ける正當なる信用供給を計るに出でなば、貯蓄銀行の社會的竝に自治體的機能は更に遙かに良果を收め得べし。郡長クネーベルがメルチヒに於て郡貯蓄銀行を變じて純農民銀行となしたるが如き計畫は、正當なる人員を以てすれば多くの地域に實行することを得べく、亦以て貯蓄銀行をして前貸銀行との競争を避けしむべき唯一手段たり。もとより貯蓄銀



行は常に殊に輕舉を避け堅實なる取引を逸出す可らず。その主要立脚點たる貯金投資の確實を忘る可らず。到底貯蓄銀行は公共的設備なるべく、利潤を目的とするを容さず。これが管理者は自治體の職員なるべく、たゞ單に商人及び銀行家と言ふのみにては足らざるなり。然れども貯蓄銀行は一地方の建築事項を促進し、一地方の高利を防壓し、勞働者及び貧民をして營に節約貯蓄の習慣を養成せしむるのみならず、又これを教育して正當なる信用利用を知悉せしめ得て、こゝに始めてその能く果し得べき全効果を收めたるものなり。

こゝを以て貯蓄銀行に對する國家の監督とこれが爲めの國家的規範的規定とは幾分相異なるべき能はず。千八百三十八年のプロイセン法律は既に業に類廢し、今や新法律の發布を觀んとす。新法律規定は必らずや從來のそれよりも幾分自由ならざる可らず。然れどもこれが取引に對し犯す可らざる軌道を規定するはもとより必要なり。例へば銀行券銀行及び抵當銀行に對する立法がこれ等の經營範圍に順應したるが如く適宜の處置に出でざる可らざるなり。貯蓄銀行が貯金に對して幾何利潤を收むべきか、(千八百九十六年の規定はこれが行政費をも

含めて〇・五プロセントなるべし。千九百年の状態は、行政費は貯金の〇・一八プロセントにして、利足剰餘は〇・八六プロセントに上れり、而してこれが剰餘分は自治體及び共同利益の目的に使用せられざる可らざるか。又これが支拂能力は如何に保證せらるべく、正貨準備は幾何額なるべきか等を規定すべきも亦當然この立法の任なり。

かくの如くして貯蓄銀行は愈益現今信用組織の有用なる一連鎖となるべし。現に獨逸に於ける貯蓄銀行の積集資本は八十億マルク、而してこの外千九百年獨逸の信用銀行は自家資本及び借入資本を合せて六十九億マルク、獨逸の抵當銀行は六十五億マルクの擔保證券及び自治體債務證書を發行したるに顧みれば、貯蓄銀行の資本が如何に重大なる意義を有せるかは一目瞭然たり。言ふまでもなく嘗て貯蓄銀行は屢過重視せられ、其後社會主義はこれを過輕視し、而してその何等勞働者の爲めに益する所なきを主張したり。もとより貯蓄銀行は一切の危急を排除したるにあらず、又倏忽の間に貧民階級の面目を革新せざりしことは言を俟たず。されども貯蓄銀行は、以て貯蓄心を喚發し且つ普及し、而し



て數千の貧民をして將來の準備及び自制の念を養成せしめんが爲めの重要な一救助手段ならずんばならず。貯蓄銀行は生計を向上せしめず、而かも能くその日暮しの輕卒なる生活を抑制したり。貯蓄銀行は幾千人の貧民に生活競争上の勇氣と安固とを與へ、道德的の力を増進せしめ、將來を慮り一旦の危急に困弊せざらんことを教へたり。これと同時に貯蓄銀行は富豪階級、共同團體及び國家をして貧民階級の爲めに力を竭さしめ、組合生活及び自治を活潑ならしめ、共同團體及び國家をしてその社會的義務に慣れしめ而してこの義務を果し得べき形式を發見せしめんが爲めの有效手段なりき。貯蓄銀行は富裕階級の思想なりしが、又貧民階級をして向上せしむべき階級となりたり。既に數百マルクの貯金通帳を所持せる労働者はもとの労働者にあらず。最早賤民にあらずして、現社會秩序と密接に結合せり。既に今日獨逸に於ける貯金銀行通帳は千三百萬に達せるが、將來五十年にしてその數は二倍し三倍することは不可能ならざるべし。而して苟くも労働者にして貯金なき者あらざるに至らば、凡そ恐慌、凡そ一時的失職難に對し労働者は今日と大に其面目を革新すべけん。最も完全な

る國家秩序及び經濟秩序と雖も、若し社會の最貧民階級それ自體が知識上及び道德上並に經濟上に幾分の特質を發展するにあらずんば、畢竟何等の効果もある能はず、然り而して現在の事情に在りて貯蓄銀行はこれが特質の發達に著大なる貢獻を效すことを得べし。

**二百〇一** 貧民及び労働者の信用機關、信用組合、(一)都市工業上の前貸組合。貯蓄銀行は貧民に對する受動的信用取引を出發點としたるが、組合制度はその最も重要な部門に於て、貧民主として小商人手工及び農民に對する自動的貸付業務を目的とせり。その起源と一般的意義とに關しては吾人既に本譯補の第四冊 **百四十五** に叙述したり。 **百四十五** の叙述を承けてここに吾人は差當り、主として獨逸に於ける「シュルツェデーリッヂ」の創立に繋がる都市工業上の前貸組合を論議し、而して後田舎に於けるこの種の機關に及ばんとす。

大陸に於ては英蘭に於けると比し中産階級遙かに強固に、一般銀行業の發展は却て遅れ加之緩漫なりしが故に、此の種の金庫に對する多少の欲望は比較的夙に現はれたり。然れどもこれが正當なる形式は發見せられざりき。貯蓄銀行



の設立せられたると殆んど同時代に、君侯及び慈善家は公益的都市貸付金庫を建設し、この設備は半ば寄附資本を以て貧民に對し無擔保低利にて僅少額の貸付をなせり。然れども此等の金庫は千七百七十年乃至千八百五十年の間毫も正當なる効果を擧げず。懶惰頹廢言ふ可らず、恐慌の危急に際し廣く社會諸方面のこれが爲めに劃策せるあるにも拘らず此等金庫は屢その剩餘金を融通せざるなり。始めてヘルマン・シュルツ及びその友人がアイゼンベルグ及びデーリッ・チュに於て千八百五十年以來これが爲めに一策を講じ、信用需要者たる小親方を金庫に對する組合的支持者及び所有者となして以てこれが意義を高めんと謀るに及んで、この貸付金庫は有力なる活動をなすに至れり。千八百五十二年より五十九年に至るの間、既に獨逸にこの種の前貸組合若しくは國民銀行の設立せられたるもの約を二百に及びたり。これが組織は負債者の組合にして債権者若しくは商人のそれにはあらず。これ等の負債者は合同し、連帶責任を以て信用を求め、債権者の慈善を受けず、自ら助けんと欲するものなり。金庫として且つ取引として組織せられ、苟くも責任を負はざるものなく、以て月掛小金額に依て

基本金(本來は數ターレルに過ぎざりき)を積集せんとす。連帶責任とこの組合資産とを準備とし、資本家よりは大口の、貯蓄者よりは小口の利付信用を求め、さてその組合員に對して必要だけの資本を一ヶ月乃至二ヶ月の期限にて貸付け、單純なる債務證書若しくは保證を取りて、これにやや高率の利足を課す、利率は多くは五プロセントを下らず、屢七プロセント及び八プロセントに及ぶことあり、而して一乃至一五プロセントの準備を藏す。その純取引的行政と強制貯蓄と自助の原理と一切組合員の活潑なる組合的總會參加とは極めて良好なる結果を收め、而して幾多の民制的理想家はこの金庫を監理し而かも近世商人的信用形式に於ける冷靜なる取引的教育を念として犠牲的に活動せり。此犠牲的活動は當時取引の隆興及び從來不完全なりし中産階級の對人信用欲望と相俟て、約そ千八百七十五年に至るまでこの種設備の發達に前古無比の盛觀を致せり。これ等の金庫は既に千七百年乃至千八百年の間獨逸に成立し、外國も亦業にこれに模倣したり。されどもそれより現代に至るの間はこれが増設極めて徐々にして著しからず。これが立法はプロイセンに於て千八百六十七年に、獨逸に於



て千八百九十二年の間及び千八百八十九年に、嘗て「シュルツェ」及びその創設に係られる一團體が組合委員の協力に俟て主として設立したりし形式を法律上に確定せり。

盛なりし組合は忽ちにして組合員の數を増加して數十人より數百人となり（千九百年に於て平均五百六十九人）、然りやや大なるものに至りては數千人の組合員に増大したり。而して多くの都市に於て忽ち唯一若しくは最も重要な對人信用機關となれり。債務證書及び保證に引換へて信用を供給したる單純取引は減じて爲替取引、交互計算業務、預金業務、小切手業は増加し。貨幣の積集せられたるもの巨大額に上り、これを利用融通すること屢困難となり、依て抵當及び有價證券にも亦投資せられたり。一組合員の持分は平均二三百マルクに増加し、正貨準備も著大となれり。「シュルツェ」が常に熱心に努力せる所は、概して流出の可能あり殊に恐慌時期に忽ち流出すべき借入資本に對し組合それ自體の資本を増加せんとに存せり。組合は始め數年はその自家資本の二〇乃至二五プロツェントを貸付くべく、爾後はなるべく三〇乃至五〇プロツェントを貸出すべき

の規定となれり。組合理事の許に報告せられたる前貸組合はこの關係上次の如き概貌を示せり。

組合數	組合員數	百万マルク單位		百万マルク單位			
		持分	正貨準備	借入資本	自家資本對借入資本百分率		
千八百九十五年	八〇	一八六七六	〇・七三	〇・〇九	三・〇四	二七・五〇	一一・三九
千八百七十年	一四〇	三一四六五六	四〇・三四	三・六四	一三七・九九	三一・八七	六二・八五
千八百八十年	九〇六	四六〇六五六	一〇二・〇二	一六・三九	三六四・四四	三二・四九	一四四七・五二
千八百九十年	一〇七二	五一八〇〇三	一一七・〇七	二八・四七	四五三・八二	三二・〇七	一六四一・五七
千九百年	九七五	五五五〇四九	一四九・四一	四九・二五	六五三・三七	三〇・四〇	二四〇九・〇八

この統計に徴し、比較的大規模なる組合の多くが著しく銀行業務に變じたることは理解し難からず。千八百七十一年此等の組合が法律上組合員にあらざるものと取引することを許され、而して組合支配人に對し給與の外にやや巨額の配當を分ちたるとは、以て多くの組合をして大膽なる取引所投機に陥らしめたり。多くの組合は株式會社と變じ、殊に千八百八十九年その組合員にあらざる



者に對し信用を供給するの權利を得るに及んで然りとす。千八百八十九年より千八百九十年に至るの間に、組合の變じて株式會社の形をとりたるもの約そ一百に及べり。多くの組合はこれが地盤たる共同團體以外までもその取引を擴張し、諸地方に於ては多くの農民も亦これに加入せり。然れどもこれを大體に觀察するに、組合は都市の中産階級、手工及び小商人の機關銀行たるの關係を失はず。その大多數は堅實及び取引的堪能の舊精神と組合的關係及び共同精神とに依りて支配せられたり。組合理事、法律、模範定款、州組合會合日、總組合會合日の制は以て極めて強固なる原則を遂行せしむるに與て至大の力あり。なるべくは支配人に對して信用を供給することを妨げんとするの傾向あり。これ抑、株式會社に於ける濫用の主要源泉なり。支配人、監査人及び職員の数は一增加し、これ等のもの相互の教育の連絡は、自然に組合行政をして官僚的事務的性質を帯びしむる結果となり。行政費用も多額に上れり。總會は一般にその舊時の支配的大勢力を保留せず。多大配當は當初より希望せられ、以て組合員を誘致すべき手段と考へられたり。而して屢組合取引上の第一原理となり。抑

信用を需要する所の組合員に對し低率信用を供給せんとする傾向に反對せり。かくの如くして凡そ大なる前貸組合はその傾向に於て殆んど株式會社と撰ぶ所なく。從て廣大なる商人的信用機關に膨脹したる結果、一組織にしてさながらに二つの精神若しくは傾向を藏するを免かれず。即ち一は債務者組合の理想主義的組合精神にして、この精神は貧民の爲めに犠牲的救助を辭せず。二は持分所有者の射利的傾向にして、この傾向は高率の配當を得て益多くを收得せんと欲す。それ然りと雖も凡そ如何なる人間將た社會組織にこれを觀察するも未だ嘗てこの二傾向ありて存せざるはなし。(これに就ては本譯補の第一冊、殊に道德と經濟との關係、生存競争等を論ぜる所を閲讀し省慮せらるべし、譯者云)。射利的傾向がたとへ個々組合に支配することあらんとも、これ決して不幸にあらず。(譯者曰。弊害の曝露は偶以てこれを革正すべき好機會なり)。果して然れば即ちこれ爾他普通銀行の状態そのものを反映せるなり。若し此の如き傾向にして一般に支配せば恐らく全銀行制度を擧げて變體せしめ、而して將來に對する銀行そのもの大なる意義を失はしむべし。而かもこのこと未だ論ずべき限



りにあらず。吾人はただ下の如く言ひ得べけん。曰、千八百七十五年乃至千八百八十年以來この組合的思想の衰頹を來たし、爾後屢停滯を生じたる所以のもの、現在組合及びこれが支配人が一に富める者は幸福なりと信じて、理想的面を看却して寧ろ取引方面の開拓に偏したるに在りと。これが原因は幾分又次の如き事情に在りて存すべきか。曰、現在二三千の都市工業的前貸組合は主としてそれに利便多き領域のみに膨脹し、而してその形式は小地域及び田舎に發展するにはしかく適當せざるなりと。

遮莫これ等の國民銀行は獨逸國民經濟を根幹となせる最も喜ぶべく且つ最も美しき一紅葉なり。これ等の堅實なる組合が中小取引業者の幾百萬人を結合し、殆んどあらゆる都市に於て對人信用事項を極めて確實に組織し、以て數に於てこれと匹敵すべき私的銀行業をして後に墮若たらしめたるは、全中産階級の爲めに有效なる事實ならずんばあらず。

埃地利、伊太利、シウイワに於けるこれが發展は、獨逸に及ばざれどもやや類似し、而して英蘭及び北亞米利加合衆國には全然これを缺き、佛蘭西及びベ

ルギエンに於ては僅かにこれが端緒あるのみ。この機關の缺乏せる處にては都市にありても高利率遙かに多く、信用を媒介する公證人及び辯護士は甚しくその獨立を缺き、全中産階級は苦境に陥らざる能はず。獨逸の前貸組合はその多數の地方聯合及び中央獨逸組合銀行（ゾエルゲル、パルシウス組合銀行）と共に堅實なる純地方信用組織の確固たる根幹たり。該中央獨逸組合銀行は千八百六十七年以來書換連絡を、千八百九十六年以來小切手同盟を發達したり。

（二）田舎の貸付銀行及び貯蓄銀行。田舎の貧民に對しても亦諸國土に人道的貸付銀行の設立せられたるものあり、家畜貸付銀行、救助組合あり、バイエルンに於ては千八百七十八年郡救助銀行の創立せられたるあれども、千八百五十年以前は未だ著大なる意義を有するに至らざりき。市長ライファアイゼンは千八百四十九年に創立せられたる貧困農民の救助を目的とせるフランメルフェルドの救助組合及びこれに類するヘッデルスドルフの組合に對し、千八百五十四年始めて人道的形式を與へ、これを模範として千八百六十年乃至千八百八十年の間にはライン州に、其後幾もなくして獨逸西部の諸州に、これに等しき幾多組合の發



達を観るに至れり。

この組織は「シュルツェ」の創始せるものと等しく債務者組合なり。即ち此等債務者は連帯責任を以て低廉なる良信用、差當り主として對人信用を得んと欲する者なり。然れどもこの點以外に於て此組合は「シュルツェ」のそれと根本的に相異せり。「シュルツェ」のそれが都市の事情に適合したるが如く、この組合は田舎の關係に順應せり。この組合は「シュルツェ」のそれに比し遙かに小規模にして、殆んど常に田舎の共同團體に限られ、概してこれが組合員は五十人乃至百人に過ぎず。この組合はその組合員に對して全く長期の信用を供給し、その期限は屢、數年に亘り、時に抵當をとることあれども、主として單純なる債務證書にて保證するのみ、爲替取引はその全く拒斥する所なり。此組合は苟くも信用需要を嚴密に吟味し、苟くも債務者を日々追究す。例へば飲酒者に信用貸付をなすが如き場合には、條件として將來禁酒する事を誓はしめ、かくの如くにして道德上に大効果を收めたり。これが取引は常に單純なり。「シュルツェ」のそれの如く嚴密なる意味の銀行に發展せず。その多くは同時に貯蓄銀行をも營まんと欲し、而して事實上にも

田舎の貯金を積集することを得たり。多くの組合はその組合員の土地買受の際にこれを補助せんとするの計畫を立て、頗る良成績を示せり。この方法は所謂累進價格表を調製し、土地賣買價格の支拂に任じ、その買受人より之を分額償還せしむ。この組合は土地賣買信用并に家畜貸付及び爾他の田舎信用業務に於て、嘗て農民より一〇乃至三〇プロセント及びそれ以上の利足を徵集したる高利貸の大部分を驅逐せり。凡そこの組合が能く大成績を擧げたる所以のもの、その田舎の小團體に於ける地方的事情と人間そのものとの精通したるに在り。「ライファアイゼン」その人の基督教的人道的精神と田舎の慣習及び習慣并に隣人精神及び共同團體精神とに應じ、田舎組合の全組織は都市のそれに比して著しく同情心を基礎となせり。即ち組合の支配人及び監査人はなるべく俸給并に配當を受けざるの制を固執し、僅かに計算人に限りて給料を拂ふべしとなせり。概して組合の年行政費は百乃至二百マルクに限れり。この故に信用は平均して極めて低廉に提供せられたり。始め「ライファアイゼン」はその組合員をして持分を獲得せしめざりき。「ライファアイゼン」の一團に結合せる組合は今日と雖も僅かに



二乃至一五マルクの持分を有するのみ。總じて持分は普通利率に準じて利足を付せらるるに過ぎず。大配當を期待し將た高俸給及び支配人の大配當を希望するが如きは皆艾除せられざる可らず。利得する所は所謂慈善基金及びなるべく巨額の正貨準備金を積集すべき手段たらざる可らず。慈善基金は決して分配す可らず、一旦組合の解體するが如き際に、共同團體そのものの一般的福祉の爲めに供用せらるべきものなり。今日にありては多くの組合は最早此の如き基金を有せず。然れどもその利潤の大部分を擧げて正貨準備金若しくは債務者に對する低廉信用の手段たらしめんことを期せり。

組合はその必要なる資本を始めは絶對的に近隣富豪より借入れ、而かも容易に且つ低利率にてこれを調達せり。よしその借入資本の契約期限は三ヶ月にして、貸出期限は多く六ヶ月乃至十ヶ月の長きに亘りたれども、組合は未だ嘗て窮乏を告げたることあらず。然れども組合が進んで比較的貧弱なる地方にも普及するに及んでは、資本調達のことしかく容易ならず。而して一般に「シュルツェ」の組合にありて組合員の社會的地位が相異せる自然の結果として避け得られたる

困難状態は今この組合の場合に必然的に勃發したり。これ他にあらず、これが組合員たる一村の小農民は一年の間殆んど悉く同一時期に貨幣を需要し、而してこの時期を經過せる後は再び皆不用に委せざるを得ざることは是れなり。

ここを以て「シュルツェ」の組合が概して安固なる基礎を有し、寧ろ獨立することを得て、農民の剩餘資金を手工に、手工の剩餘資金を農民に貸付けたるに比し、やや廣大なる範域に在りて組合聯合して資金相殺所及び中央組合を設けんとするの欲望は、田舎組合の場合に遙かに緊切なるものあり。「ライファアイゼン」は千八百七十二年乃至千八百七十七年の間にノイウイードに於て始めてかくの如き聯合機關を創立したり。

田舎組合の發展は千八百八十年代の中頃に及ぶまで大に顯著ならず。千八百八十五年に至るまで獨逸に設立せられたるものは總じて約そ千二百乃至千四百を出でざりしなるべし。現在法律の下に如何にこれを疵護すべきかの問題は幾多の困難を生じ、「シュルツェ」の組合及びこれが委員の攻撃は到る處に妨害をなせり。各村落に於てやや高尚なる農民及び文字を解せるもの、僧侶、學校教師、郵便



局員及びこれに類似せる人々の間に、この組合に對して有能にして且つ犠牲精神に富みたる監理者を得んことは言ふまでもなく容易の業にあらず。然れどもあらゆる困難は漸次に排除せられ、他の州及び獨逸諸聯邦に於ては「ライプアイゼン」と匹敵すべき別の名士に依りて監理せらるるを得たり。千八百八十九年の法律はこの組合の登録と州の中央組合設立とに便宜を與へ、この中央組合は個個組合を以て組織せられたる組合となれり。農業上の大恐慌は信用制度の改革將た改善と利率引下げ及び高利抑壓の問題を促したること曩日の比にあらず。獨逸に於ける抵當債務の寧ろ既に過度の發展をなせること、對人信用はその債務者を教育し統制せん限り屢々抵當信用に勝れる効果を收め得べきことは一般に承認せられ、政府も亦この運動を賛し、例へば千八百九十一年ザクセンに於て、千八百九十三年バイエルンに於て、中央組合は政府に補助せられたり。プロイセンにありては千八百九十五年十月一日、州組合の中心機關として國家より、プロイセン中央組合の開設あり、五百萬マルクの資本を以て創始せられ、其後二千萬、四千萬及び五千萬マルクの國家資本を供與せられたり。この高級銀行

に依りて忽ち諸處に創立熱起り、一般にこれが助言と信用とに俟ちて當該貸付業務は便宜を得たるもの多し。千八百八十五年乃至千八百年の間に農業上の貸付銀行及び貯蓄銀行の數は、約そ千二百乃至千四百より略一萬に増加したり。プロイセンの中央組合は千九百〇一年に於て定期の取引聯絡をなしたる地方組合團及び田舎組合團三十、都市組合團は十九あり、これ等の聯絡組合團は中央組合より信用を受けて更にこれを個々の組合に融通するものなり。これが融通總額は千八百九十五年より千九百〇一年に至る間に一億四千萬マルクより五十八億六千二百萬マルクに増加せり。このプロイセン中央組合は年と共に全獨逸に亘れる組合的信用制度の中心と化し、其の條件及び堅實なる取引交通に依りて地方組合團及び個々組合を支配せり。これが目的は大利潤を收めんとするにあらず、なるべく低廉信用を供給せんとするに在りとす。

塊地利及び伊太利に於てはもとより、大英國及愛蘭に於ても亦此の如き組合組織の小田舎對人信用機關に對する運動活潑となり。獨逸の諸地方に於ては既に一切村落の四〇乃至五〇プロセントは今日この種の銀行設備あり。若しこの



發展にして愈進み、而して能く堅實なる軌道を逸することなくんば（このことに殊に希望すべき所なるが）、凡そ小農民の大多數と舊銀行の商人的信用を喜ばざる一切大農民の大多數とは、かくの如くして苟くも最も低廉に且つ最も利便なる對人信用を供給せらるゝに至るべし。而してこれと同時に組合生活の訓練將た組合銀行に依れる道徳的及び技術的取引的統制は以て全農民階級の地位を上進せしむべし。この改革は社會政策上に絶大の意義を有するもの、これを以て田舎に於ける貧民の面目革新し、凡そ高利と不健全なる隸屬關係の大半とは殆んど勦滅せらるべし。

この組織は抑近世國民經濟の開拓及び改造の過程に於ける最も重要な一部分若しくは一羽翼なり。正當なる集中はこの場合に於ても亦地方機關の完全なる獨立と相俟たざる可らず。自助を以て至重となし、國家の補助は則ち多く恃むに足らず。經濟的營利衝動は決して否定す可らず、ただ國家社會の公安と調和すべき愈完全なる行路に啓導せざる可らざるのみ。然り而して誠實なる取引生活の凡そ高尚なる動機—例へば隣人に對するの顧慮、弱者の發展に對する強者

の同情、眞に公正なる精神、純潔なる利潤の如きも亦、この組織の發達に參かることを得べし。（譯者曰、この種の論議は遡りて本譯補の第一冊殊に營利衝動の説明を閱せらるべし）。

二百〇二

信用發展に對する結論。信用取引及び信用發達は、その當初より而して著しく最近時代に及ぶまで、高級文明國民にありて最も強烈に獨特の色彩を示し、それが爲めにこの發達をして經濟生活の爾他部門、私的家族經濟、農業經濟、工業生産、而して又概して爾他の商業部門と截然堙別せしむ。獨り交通發展及び交通機關の發達は最も顯著に同一傾向を有せり。信用組織及び交通組織は國民經濟組織に於ける指導的部分にして且つ最も集中組織をなせるものなり。保險制度及び大カルテルも亦幾分既に集中、國家的統制、公共的結社組織等の如き、前二者に類似せる特徴を發揮せんとするはもとより言を俟たず。信用制度發達の當初に於て既に當該取引はその貨幣制度及び鑄貨制度と關聯せるにより、幾くならずして國家財政とも亦關聯せるによりて獨特の特徴を示したり。國有財産、教會及び僧院の資産、貴族及び國庫の中央金庫はそれぞれ



機關の信用取引を發達せしめ、貨幣鑄造家は銀行家となりて尙ほ半ば若しくは全く官吏たることを廢せず。公共的權力は所關取引を認可し而して統制せり。次で一般に分業として商業はこれが取引に執掌するとなれり。小規模なる私的貨幣商人及び信用商人并に富力君侯に匹敵すべき大銀行家は信用取引の技術を發達し、而して又爾他一切の階級然り遂には國家をも自家權力範圍に願使隸屬せしむるに至れり。かくて萬能力を有する私的資本は國民經濟を支配したるの觀あり。誤謬學說(所謂自由學說)は私的資本に絶對的自由を與へんと欲し。而してこれが理由として主張して曰、信用取引は爾他一切の取引と毫も異なる所なし、國家は徒らに信用法に依り國立銀行に依りて國家それ自體と國民經濟との發達を不健全ならしむるのみと。然れども第十八世紀及び第十九世紀の間この學說の誤謬は遺憾なく曝露せられ、必然的に恐慌を増大し、私的銀行家階級をして社會を支配せしめ、小貸付業者をして高利を以て貧民の膏血を吸はしめずんば止まざるが如き私的信用組織の貪慾不正なる權力濫用が社會を蠱毒するの歴然たる、又一點の疑を挿むべき餘地なきに至れり。

立法は個々信用機關を統制し、これに依て信用機關はその取引の種類と形式とを規定せらる。國家はその或る部門を直接經營し、若しくはこれが監理者を任命し、或る部門例へば銀行券業の如きを集中統一す。州及び共同團體、公共的及び組合的結社は抵當銀行、貯蓄銀行、擔保貸付所を建設せり。社會の爾他一切階級は從來信用を求めて僅に高價に且つ辛じてこれが需要を満足したるが、今や自ら組織を發達せんとし。商人銀行に反對して債務者銀行を設立せり、例へば信用組合の如き即ちこれなり。

かくて凡そ經濟生活及び經濟繁榮が正當なる信用發展に依繫すべく、國家及び國民經濟はその集中關係上信用組織に依りて接觸すべしとの感情は愈益活潑ならんとす。信用は何れの處にありても集中し、種々信用部門の中心機關は、その相互の間に且つ又國家權力と感觸すべきこと必要なり。極めて小規模なる農民機關の前貸組合も、猶ほ商人機關の有價證券銀行支店の如く、州銀行、國家集中組合、帝國銀行の連鎖制度に依りて信用の中心點と關聯せり。

この全發展過程に於て大銀行の監理者は愈益獨立し大權力を掌握せんことに



努力し、而して又自ら數百萬金を獲得す。然れどもその地位は最早や千八百五十年に於ける「ロスチャイルド」將千五百〇六年乃至千五百六十年の間に於ける「フッゲル」の地位に及ぶべくもあらざるなり。中央銀行券銀行及び其他の半ば若しくは全く共同經濟的性質を備ふる中央銀行の支配人は、株式銀行のそれに比して權力強大なり。多數の銀行員は漸次に以てその利己主義的私人利益にて活動せず、主として總利害に顧みて活動す、銀行取引監理上の集中過程に平行して信用取引の民制化あり、而して高利及び權力濫用掃蕩過程あり。かくて信用取引はその野蠻時代を脱して、愈以て公開、道德、慣習及び法律に依て統制せらるべし。

銀行業務の近世發展は所謂資本主義の絶頂なり。今日尙ほこの領域に最大利潤と經濟的所有狂と而して又巨大資本の利用より陥り得べき權力濫用及び爾他の濫用とこれあり。然れども集中、國家統制及び公開、一切階級の信用教育、共同經濟的見地より統制せらるる健全なる經濟競争の意味に於ける最近五十年の發展傾向に徴し、嘗に所謂資本主義に匹敵し得べきのみならず、國民精神及

び國家組織にして健全なる場合には進んでこれを凌駕し得べき反對主義の發達せんこと不可能にあらざるなり。

### 七 労働關係、労働法、労働契約及び労働賃銀

二百〇三

自由労働者階級の起源。既に本譯補の第四冊に於て——

百十六

百十七、百三十三——文明發展の高級段階にありて常に經濟社會が貴族階級、中産階級、手工労働者階級に分化する事實とその理由とを闡明せんとし、貧民労働者階級が逐次奴隸、隸屬及び自由労働てふ法律形式を経過したること、而かも人格の自由及び一切階級の法律平等の大進歩も未だ嘗て特殊労働者階級及び一般に階級支配の現象を消滅せしめざることを觀察したり。

手工労働者階級の起源及び存続が必然的社會分化の結果なること、而してこの社會分化は抑絶對的に社會主義者の信ずるが如く財産分配の不平等に發せるものにあらず、「ゴビノ」及びその一派の説くが如く絶對的人種別に基けるものにもあらざると——これ吾人の證明せんと力めたる所なり。吾人の信ずる所を以



てすれば、人類進歩の形式は唯一つあり得べきのみ、即ち差當り個々人及び個  
 個群がそれぞれの人種、能力、活力及び賦質に應じて分業的に勃興し、而して  
 政治上、技術上、組織上の支配者となり、これ等の支配者は家長、軍指揮官、  
 土地所有者、商人、船長、將た企業家として多數の執行労働力を要し、而かも  
 この労働力としてその幼年兒孫及び血縁者は足るべくもあらず、かくの如くし  
 て凡そ支配的大統一組織の發達はやがて隷屬的手工業者階級の起源をなしたる  
 もの是れなり。人格的特質、職業及びこれが結果の相異に原因せる權力及び財  
 産の差別、命令者と服従者とを以てする法規に準ぜる労働組織の發達は、蓋し  
 社會的分化の過程に必然の二結果なり。これなくんば人類の向上發展は期待す  
 ること能はざるべし。

社會の分化とその組織上の欲望とは永久的階級對立の現象を生じたり。この  
 現象の依據する所は一に身心上の相異に在り、而して身心上の相異は幾分既に  
 生理自然的に存し、幾分は權力、成文法、業務、職業世襲、所有に依りて更に  
 増大したり。これが結果は常に多少に拘らず高級社會に對し貧困手工階級の隷

屬關係を生じ、而して組織上の欲望、時代の政治的觀念、爾他の國家事情、法律事  
 情及び經濟事情と相俟て、こゝに逐次先きに掲げたるが如き奴隸、隷屬及び自  
 由労働てふ模型的法律形式を發達するに至れり。その何れも顯著なる社會的階  
 級對立を前提とすれども、亦互に前提の種類を異にし、その經濟發展の段階は  
 全く同じからず、これが社會政策上の觀念世界は全く異なれり。三法律形式の  
 差別を攝要すれば恐らく下の如くなるべし。支配階級の行使せる命令及び權力  
 は、自由労働の制度に於て隷屬關係に於けるより薄弱に、隷屬關係を以て奴隸  
 制度に比するに又更に微弱なりとす。この故にこの最後の制度即ち奴隸制度が  
 嘗て發達したる時代は、やゝ大なる家族、經營、支配團體を組織せんとすれば、  
 極端なる権力行使に出でずんば不可能なり、低級社會は尙ほ粗野且つ暴力に任  
 じ、極端主義を以てするにあらずんば家族及び經營の組織不可能なりしものと  
 假定するを得べし。権力行使のやゝ緩和せられたるは即ち隷屬關係の場合これ  
 なり。隷屬關係及び奴隸制度の兩舊労働組織は嘗て較著疎大なりし階級對立の  
 現象に相應じ。當時尙ほ主として自然物經濟行はれ、技術と分業と不完全なり



しかば、從て苛酷なる訓育手段を必要となし、これが爲めにこの兩制度を採るに至りしなり。この兩制度は、既に本譯補の第四冊に吾人の觀察したるが如く、技術上及び經濟上に時に偉大なる效業を擧げたり、而かも訓育的支配手段を苛酷に施行せざりし者は未だこれあらず。而してこの結果は時と共に漸く殘酷なる虐待となり寒心すべき社會的不祥状態となり、遂に以てこの全制度を不可能ならしめたり。これより生じたる憎惡の念と社會的軋轢とは、支配的労働關係のこの苛酷なる法律形式を不可能ならしめたり。勃興し來れる貧民階級は人道的形式即ち自由労働の形式に組織せられざる可らざりき。

奴隸制度及び隷屬關係の支配せる時代においても個々の自由労働者あり、然り既に自由労働者の群これなかりしにあらず。俊秀なる労働者は開放せられ若しくは自ら自由を贖へり。技巧進み、分業及び貨幣經濟の發達あり、新經營形式、大經營の起るに及んで、自由労働者の數は増加したり。第十四世紀及び第十五世紀の歐洲都市人口を調査するに、徒弟及び職人の外に既婚賃銀労働者あり。伊太利、獨逸、ニールランド、佛蘭西及び英蘭に於ける都市家内工業の

發達は、労働者の一大階級を生ぜしめ、幾分尙ほ小親方もこれに加はれども、主として既に純賃銀労働者の階級を観るに至れり。建築労働者、船夫、第十五世紀乃至第十八世紀の鑛山労働者及び鹽坑労働者、所謂臨時労働者(不熟練なる雜業労働者)、田舎に於けるインステン、ホイスラー等の小舎住人(共に既に詳説)、其他の日雇人亦隨所に既婚自由労働者の群を増加せり。(本譯補の第四冊 **百十七**を参照)。到る處に經濟上の多少の進歩あり—人口稠密となり、分業複雑となり、貨幣及び其他の發達あり—、而して又經濟的技巧は増進し、驗知の増大あり、労働者の生計も亦幾分向上せり。これ等の發展を前提として奴隸制及び隷屬關係は個々の當然自由労働の爲めに取て代はらるべき運命となれり。

然れども漸く最近百年の間に歐羅巴に於ては隷屬關係、殖民地にありては奴隸制が完全に撤去せられ、而かもその方法に於て曩時の如く個々契約、個々規定及び習慣的改造に依らず、主として大規模に奴隸開放を實行せんとするの形式をとり、即ち國家の權力より秩序せられ、數年若しくは數代にして法律上及び經濟上に大變動を完了し得たり。この結果は手工労働者階級に人格の自由を



與へ、結婚、財産、移住、職業選擇、契約の自由に關しこれを爾他階級と同列に置き、かくてこゝに形式上及び法律上、確實に且つ一般に自由労働者てふ一階級を生ずるに至れり。

こゝに於て從來奴隸若しくは隷屬民として世襲的に隷屬し、自然物經濟の給與に依て生活し得たる人々は、何時にても解除し得べき自由契約に依りて自ら地位を保ち、その毎週の勞銀を以て生計を立て必要品を購入し、獨立經濟を營まざる可らず。嘗て自由労働者これありたる場合に於ても、尙ほ彼等は家長制組織に依り、自然物給與に依り、職業の自由及び移住の自由これなかりしに依り、世襲的慣習に依りて、幾分隷屬關係に支配せられたると同時に又屢その生活を支持せなれたり。今や全く自らの力に依頼し、自由契約に依り勞銀に依りて生活を安固にし且つ改善すべき運命となれり。

從來隷屬し支配せられたる労働者の幾部分が果して能く道德上知識上技術上及び經濟上に全く自由に放任せらるべきか、何れの地方、經濟生活の何れの部門、何れの經營がこの自由労働を正當に使用し得べき迄に發達したるかは問題なり。

もとより近世の奴隸開放及び開放立法は苟くも世界史的大進歩として推賞せられざる可らず。加之これが結果は主として社會の爲めに福祉を齎らし、幾百の労働者より觀て妥當なる改革たるや論なし。自由労働の制は奴隸制及び隷屬關係の世襲的羈絆を絶ち、農奴的束縛及び職業世襲、苛酷なる刑罰及び強制手段將た労働者の動物的虐待を撤去し去れり。ここに於て凡そ労働者は自ら依頼し、自家の活力と努力とに訴へ、自己責任を感じ。而して労働が自家に適合して、給付に應じて勞銀を増加せらるる限りは、労働者の労働心を喚發し、虐待せられたる労働者は苛酷なる壓迫と虐待と低賃銀とを去りて別に良地位を求むることを得るに至れり。凡そ此の如きは單に可能と言ふのみ必らずしも實現を期す可らずと雖も、既に大なる希望と自由運動とは必らずや幾多の労働者を開放し、精神上、道德上及び經濟上に及ぼす所の效果測る可らず。

然れども個々労働者が能く如何なる範圍までこの可能を自ら實現し得るかは疑問に屬せり。而して吾人は最近自由の結果を、當初及び今日と雖も尙ほ幾分樂觀主義的謬論の認むるが如く、しかく盲目的に過重視すべきにあらず。形式



的人格自由は倏忽にして現社會階級別將た現在の全財産分配を轉覆すること能はず。一般的法律は萬人に對し法の自由を與へざる可らず。既に數百年來隷屬して精神萎縮し懶惰に流れたる隷屬民將た半ば動物化せる奴隸に對しても亦法を二三にす可らざるなり。等しく自由を施くも、これ等の隷屬民竝にや、高尚なる勞働者を、忽ちにして身心上、經濟上及び政治上に高尚なる人間と化し、內的に現在高尚階級と同班に向上せしむるは不可能なり。よし如何なる教育規定と過渡規定とを案じ、自由を與へられたる隷屬者、農民及び日雇人(インステン)の多くになるべくフーフ(説明前に在り)將た耕地を供與し、若しくはこれに爾他市民と同一の所有を得せしめんことを力むとも、全然財産分配を新たにし、加之從來一切の隷屬民若しくは奴隸、一切の自由勞働者に爾他市民と同一の所有を與へんとする新分配は不可能なり。これ恐らく無能力者に權利を移轉することに依り現在の財産を破滅せしむるに過ぎざるべし。

されば貧民が如何なる範圍まで自由を享受するの力あるか、それに應じて新法律秩序が個々の點に於て如何に編纂せらるべきか、自由の良果を收むべき前

提たる―精神道德上及び技術經濟上の貧民教育は如何にこれを促進し且つ完成すべきか、更に進んでは新自由及びこれが效果と實際取引上の必然要求とを如何に調和せしむべきか―換言すれば勞働者階級を從來の如く執行勞働者として、家族、田舎及び都市の經營、益擴大せんとする企業に組織し、これが訓育に服従せしめ、即ち經營の擴張に應じて必然的に或る方面には愈嚴格なる訓育を加ふべきこと、如何に調和せしむべきか―これ依然として大問題ならずんばあらず。何となれば經濟經營に於ける支配的組織の必然性は差當り數百年來依然として變化なし。忽ちにしてこれを組合經營に轉ぜんこと、第十八世紀及び第十九世紀の間に全然拒斥せられ、現在及び將來に於ても亦至大の困難を伴ひ、現今に及ぶまで少數の優秀者に成功したるに過ぎざればなり。自由勞働者を以て大支配的經營を組織せんとする問題は、古今を通じて心理學上、社會學上、法律及び經濟上に凡そ想像し得べき限りに國民經濟上の至難事業たり。これが解決の爲めに吾人は既に數百年來努力したり。將來數代に亘りて尙ほこれが解決に至ることなかるべし。



若しそれ近世労働關係にありて主として個々契約に係かれるもの、即ち例へば家婦が家内屠肉者、織布者、裁縫者若しくは指物師と契約し、或る時間その家内にて一定労働に従事せしむるか若しくは燃糸、布、木材を加工の爲めこれが仕事場に携帯せしむるかの場合の如きは、現在の支配關係及び勤務關係は即ち恐らく大部分除去せらるべし。(locatio conductio operis—請取仕事即ちこれなり)。此の如き個別給付將た或る時間に對する労働契約は、傭主と労働者とを自由不羈の同列關係に立たしむ。然れども主として労働關係はこれと異なれり。婢僕、徒弟、職人、工場労働者、田舎の日雇人、多くは又手工が、數日、數週、數ヶ月の間一社會機關の労働者となり、概して自己の家に生活せずして傭主の家族將た仕事場に起臥し、その命令に應じて複雑なる労働給付をなすことを前提とせり。(locatio conductio operum 即ち勤務契約これなり)。これを以て労働者は労働勤務の間自己の家族を離れ、而してその業務の生活秩序、技術及び分業に編入せられ、これに順應せざる可らず。こゝに支配せる慣習及び傳説竝に企業家將た官吏の秩序に服従せざる可らざるなり。かくて労働者の住居、家族生活、生

活法、將たその全生存は當該業務に依りこれが位地に依り將た労働關係に依りて規定せられ、而してその屬せる社會組織が益廣大となり、自己の所有と能力と技術的發達と愈貧弱なるに従ひ、この規定は愈益強烈となり露骨とならざるばあらず。

分業増進し且つ貨幣經濟發達したるが爲め、命令者と服従者とは益復雜なる方法にて愈廣大なる組織をなし、而かも労働勤務時間に於ける服従と爾他日時に於ける人格自由の増進とをして能く調和を失はざらしむ。然れどもかくの如き協働現象は益以て衝突なきを得べからず、而して新慣習及び秩序の發達、さては人間そのもの、智徳發達を前提となせり。されば歐洲人の殖民地に於て舊主人と舊奴隸とが屢自由關係を維持すると能はず、奴隸開放が全國土の國民經濟を振盪し、「カールライル」の如き人士をして英蘭の奴隸開放をして失策と叫ばしめ、露西亞に於て千八百六十年以來、獨逸に於ても亦隸屬關係撤廢の後、數十年間の状態が前時代に比し管に不活潑となりしのみならず個々的には更に頽廢に歸したるが如き—かくの如き現象は恐らく怪むに足らざるべし。



若しこれを總評せんと欲せば吾人は恐らく次の如く言ふも不可なからん。曰、千五百年以來徐々としてその緒に着き、而して千七百八十九年乃至千八百七十年の間に始めて完成したる自由勞働の制は、勞働全階級を三分してその上級より觀れば眞に幸福なり。從來自然物經濟と隸屬關係とに束縛せられたる中級者は、これに依て自ら依頼し、新法律形式に正當にその新利益を認め貨幣經濟の利便を感じ、而して自由勞働契約に正當なる形式を與ふる迄には尙ほ數十百年を要すべし、最も劣等にして最も懶惰なる下級者はその生活と幸福とに於て退歩せずんば則ち沈淪すべし。何となればこの下級勞働者は高尚なる新生活形式に適應し、技術經濟的及び道德的進歩をなすの能力なく、而してこの進歩なくんば自由勞働の制度はその良果を收むること能はざればなり。

**二百〇四** 現勞働者階級の諸要素。吾人は次節に於て勞働契約の原理に詳論する所あるべし。本節は則ち前節の歴史的考察を承け、今日賃銀勞働者と稱せられ勞働契約を締結する人々それ自體の間に大なる差別あるとを一瞥せんとす。凡そ勞働階級に關する問題の批判は、この階級をその要素に分解して始めて明

瞭且つ判然たることを得べし。彼の所謂勞働者を以て無差別的一集團と見做し、即ち資本及び勞働手段を奪はれ、資本力に隸屬したるもの、勞働者をして眞に自由に幸福に、經濟上完全に活動し得べき人間となさんが爲めにはただただこの資本の拘束を脱せしむれば足れりとなすが如きは、到底獨斷的謬見ならずんばあらず。

一、差當りここに賃銀勞働者の最高限界如何と問はば、公私職員、補任せられたる技術家、代理人、職工長を以て一般に社會の上流階級に及び、幾萬の小農民及び細農民、都市及び田舎の手工、家内勞働者を以て一般に中流階級に及ぶべし。然れどもこれ等の兩群は、その所有、所得、社會上及び法律上の地位、營利の方法に於て根本的に賃銀勞働者と相異なれり。官吏は確實なる年俸を受け、安固なる地位と恩給とを賜はり、市場及び日々契約の解除に支配せられず。單獨に従業せる手工、小農民、其他は賃銀勞働にも當れども、そはもとより副業なり。若しくは熟練家内勞働者の如く、小企業家と賃銀勞働者との中間的地位を占む。ここに階級限界は常に動搖不定なり。然れども此等要素と賃銀勞働



者との相異は尙ほ根本的なるを失はず。よし小農民、手工及び小商人の大半、恐らくはその多數は、自家の資本利子若しくは企業家利潤よりは寧ろ自己の勞働に依て生計を立つれども、尙ほ概してこれを賃銀勞働者に見做す可らず、これを貶するとも手工勞働者階級と稱すべきのみ。彼等は勞働賃銀に依りて生活せずして、その給付及び商品の個々販賣に依て生計を立つるものなり。

賃銀勞働者そのものの中にも多くは小所有あり小家屋あり小庭園あり、小規模ながら自足經濟あり、以て野菜、馬鈴薯及びこれに類せる生活資料を生産せり。多くは又幾分小資産收入あり、加之や、高級の勞働者階級將た官吏階級にありては著大の資産收入あり。中流社會階級に屬する幾千人の青年勞働者はその家より種々の方法にて支持せられ救助せらる。既に本譯補の第四冊百十七にこれを觀察したるが如く、統計に算入せられたる獨逸勞働者の殆んど三分の二は三十歳以下に屬し、その多くは後日勞働者たるよりも高き社會的地位を占むるに至るものなり。賃銀勞働に従事し奴婢として勤務せる婦人の多數は結婚し、而して後尙ほ賃銀勞働に従事するもの極めて少數に過ぎず。既に説明した

るが如く、千八百九十五年の統計に徴し農工商業に従事したる千二三百萬の獨逸勞働者の中、勞働者家族は四百萬人を超加すること幾ならず、此等勞働者の中に於て既婚男子は僅かに三百七十萬人と計上せられたるのみ。

この事情より最も重要な一系列の斷案を生ず。凡そ十四歳乃至二十五歳の青年勞働者に對し、勞働契約は同時に又教育關係たり若しくは然らざる可らず。殊にこの年齢の一切婦人勞働者に對しては、道德及び健康、家族的業務及び練習に對する保護規定を必要とす、これ抑最も憂慮すべき結果を招かざらんが爲めの用意なり。凡そ何等か自足經濟、資産、家族の救助等より收入を得る所の勞働者にとりては、賃銀は唯一の收入にあらず。かくの如き關係は一面より觀れば極めて望ま欲しきことなり。小自足經濟は婦人及び兒童をして従事せしめ、勤勉及び節約の徳を昇進せしめ、生存を低廉ならしむ。貯蓄銀行若しくは其他の投資方法に於ける自己の所有は將來生活を安固ならしめ、賃銀勞働者をして中産階級に匹敵せしむ。他面より觀れば凡そ此の如き補助は勞銀壓迫を可能ならしめ、而して勞働者階級に障害を及ぼすことなきにあらず。さればとてこの



種の補助を一も二もなく非議せんと欲するはもとより誤見なるべし。ただただかくの如き不利なる随伴結果將た勞銀壓迫を禁止するに力むること肝要なり。なるべく財産と所有とを有し而して高賃銀をとれる勞働者階級は、能く妻兒をして餘りに早く餘りに屢々家族生活及び教育を犠牲に供して勞働場裡に出でしむることなきを得べし。かかる勞働者階級にして始めて現勞働關係の最も悲惨なる方面即ち生活の不安固及び苛酷なる隷屬關係を脱することを得るなり。

差當り賃銀勞働者の大多數が所有なく若しくは利子を生ずべき著大所有なきとは言を俟たず。而してこれその兒童をして再び勞働者の悲境に陥らしめざるを得ざる既婚勞働者の多數なることと相俟て正に現今勞働者階級の特色をなせり。勞銀問題秩序及び青年勞働者教育が社會問題の中心をなせる所以、亦實にこの點に在り。

二、これ等は賃銀以外の收入、年齢、家族状態より觀たる勞働者階級の差別なるか。尙ほこの外これが特徴を闡明せんが爲めに人種的及び心理學的特質、教育事情及び文明關係より觀たる相異あり。これ等の極めて復雜せる状態を最

も容易に概觀せんが爲めに、吾人は人種的及び歴史的に形成せられたる現今勞働者階級の二三重要體型を比較せんとす。

(イ) 奴隸制を撤去したる殖民地に於て、住民所謂自然民族と撰ぶ所なき經濟發展の幼稚なる國土に於て、ネーデル及び之に類似せる勞働者を自由賃銀勞働者として使用せんと欲し若しくは使用せざる可らざる國土一般に於て、主とし問題とする所は、此等勞働者が恐らく既にその自足經濟の爲めに勞働するに至りたれども、これが爲めに概して未だ勉強と勢力とを示さず、而して他人の爲めに正當に賃銀勞働に當るの能力なきに在り。彼等は懶惰にして吞氣に、且つ遠慮なし。その欲望は貧弱にして容易に昂進せしむ可らず。屢一二日の輕易なる勞働に依り一週間の生計を立つるとを得べし。屢事もなく些細の自家所有を得べく、大所有に至りてはその決して努力獲得せんとする所にあらざるなり。豫定計畫に基ける八時間乃至十二時間繼續の勞働を慊惡し殊に工場に於て機械勞働に當るを避忌するの念は、屢訓致し難きまでに強烈なることあり。その習知せる所は粗大なる耕圃勞働及び家内勞働に過ぎず。精緻なる機具及び機械は容



易に使用す可らず。この故に常にこれが爲めに何等か勞働強制の計畫あるは怪むに足らざるなり。而かも彼等を賃銀勞働に教育し、高尚なる欲望に馴致し、努力と勤勉とを促進せんとする規定は、例へば和蘭人のその殖民地に施行したるが如き、殊に巧妙なるものにして始めて徐々に特質變化に成功することを得べし。「ウエルネルシューメンズ」この間の消息に關し、彼がカウカスに於てあらゆる誘致手段を講じて如何に徐々に賃銀勞働者を發達せしめたるかを面白く物語れり。例へばこれを良住居に慣れしめたるが如き、妻の虚飾と欲望とに依り夫をして全一週間工場に勞働せしめたるが如きこれなり。

加之露西亞に於ては、その諸地方に最近十年間に始めて嚴密なる意味に於ける自由賃銀勞働者を發達したりと言ふも不可なかるべし。開放せられたる隷屬民の多數は、よし副業的に地主の爲めに勞働し、若しくは家内勞働者として工業品を生産販賣し、若しくは時期を定めて數週間及び數ヶ月間都市及び爾他領域に出稼し、そこに何等か勞働に任ずるあれども、通じて今日猶ほ曩時の如く土地に固着しその自足經濟を墨守せる小農民たり。今日尙ほ露西亞工業は、

その勞働者が播種期及び收穫期には家郷に歸り、而してその何時工業勞働を捨て去るかは全然豫測す可らざるを以て非常に困難せり。「シユルツェゲアルニツ」は全家族が永久的にその郷里を離れ、間斷なき賃銀勞働に慣れ、その子供を賃銀勞働に教育するに至るを以て經濟上の一大進歩と信ぜり。

本日この引とすもの、その二二の、  
 日この引とすもの、その二二の、

(ロ)近世賃銀勞働者と近似すれども亦區別せらるべき一體型は、既に支那、日本等、半文明の舊民族に發達せり。これ等半開民族は既に久しく人口稠密して、勤勉、手工、家内勞働に慣れ、多くは強靱なる體力を備へ、その冷靜にして無欲望なること他に類例なし。概して彼等は企業に於ける貨幣給の賃銀勞働に於けるよりは寧ろ家族勞働及び家業出精に供用せらるべく、差當りは企業勞働の規律と訓育とに反抗す。若しこの反抗的避忌傾向にして馴致せらるる曉には彼等は歐羅巴勞働者に對して恐るべき競争者となるべし。而して又今日よりも遙かに高賃銀を要求し且つ享受すべし。南歐羅巴の個々勞働者體型、加之伊太利勞働者の體型も亦これと近似せり。伊太利の舊文明はその勞働者をして非常に巧妙に且つ勤勉ならしめ、而かも長期間に亘れるこれが經濟の萎微はその生計



を痛く沈淪せしめたり。伊太利の氣候とその家族生活とは分業發達と背弛せしめ、一完全人たるの體型を作りたれども、彼等は専門勞働者、分業勞働者、機械勞働者にあらずして、無双の良家僕なり、左官なり、土工なりとす。

(二)中部、北部及び西部歐羅巴の賃銀勞働者、殊にその田舎に於けるものは、約そ千七百五十年乃至千八百年の間、尙ほ全く自然物經濟の舊軌道に終始せる隷屬民にして虐待せられたり。執拗にして懶惰に、諸地方に於てはさながら乞丐の如く、技術及び經濟の新裝置新方法を嫌ひ、久しき間の階級壓迫に依りて意地悪く且つ疑深く、若しくは他力的にして自己意識の覺醒なし、かくの如くしてその勞働も亦屢量と質と共に劣悪なり。必要なれば農民は手も足も出さずとは能くこの状態を言ひ穿てるものと謂ふべし、學校教育もなく、欲望は貧弱に、粗食にして時に洗足なるあり、冬期と雖も亞麻製の粗衣を纏へるのみ、上流階級よりこれを觀るにこれ等の勞働者階級はさながらそが文明の自然的基礎なるが如し。彼等を勞働せしめんが爲めに貧困と危急とは必要なりとは殆んど一般の認むる所なり。尙ほ千八百四十九年に於けるプロイセンの田舎勞働者

に關する官廳統計に徴し、到る處日雇人が馬鈴薯の良收穫の後、生活に不自由なきが故に、一週僅かに二三日勞働に従事するに過ぎざること明白なるに至れり。

都市に於て多くの職業に於ては、既に久しくやゝ高尚なる欲望とやゝ進歩せる技巧とやゝ善良なる勞働習慣とこれなきにあらざりしも、懶惰の惡癖未だ全く去らず。漸く農民階級の開放あり、一般學校教育の強制施行あり、經濟競争劇甚を加へ、勞働契約自由となりて、こゝに千七百八十九年以來、主として千八百四十年乃至千八百六十年以來、勞働者の間に自覺及び活力は喚發せられ、漸次にして以て根本的に高尚なる勞働者階級の發達あり。然れどもその人種、技術的及び經濟的發展に依り、その地方それぞれの事情と政治的教會的周圍事情とに従ひ、その社會的運命及び爾他の影響に準じて、歐羅巴及び歐羅巴の殖民地に於て等しく勞働者階級の間に極めて種々の群と段階とこれあるを免かれず。

(三)その最低層は今日と雖も眞に沈淪せる賤民階級なり。彼等は常業なく、粗



食し、生活最も低く、屢勞働避忌階級及び無職階級に轉じ、然り浮浪人、竊盜及び犯罪者の階級に陥る。最も甚しき沈淪状態にありても尙ほ出精勤勉にして死するまで勞働せるものも亦もとより多し。前者は大都市に在り。後者は寧ろ小都市、田舎に在り、家内工業、田舎の小經營、將た最低廉の勞働力を利用せんとする寄生的工業の行るゝ地方に在り。プーヌの計算に依れば英蘭に於ける八百萬の男子勞働者の中少なくとも百萬人はこの最低階級に屬せり。此等勞働階級の割合は獨逸に於ては恐らく比較的になく、伊太利、ベルギエン、和蘭にありては恐らく幾分多かるべし。土地に剩餘ある新文明國土即ち濠洲及び北亞米利加合衆國の如きに於ても亦この勞働者階級なきにあらざるなり。

(ホ)これより一段高級に位せるものは不熟練勞働者の大群なり。田舎の日雇人、工業勞働者の一部分も亦これに屬せり。少なくとも婢僕はこの階級より補充せらる。この階級の一部分は尙ほ近世的經濟制度と戦ひ、古來の懶惰と自然物經濟的關係の放漫とを未だ全く脱するに至らず。これが生計は種々の點に於て眞に困乏状態なり、例へばシレジエン、バイエルンのフランケン、チリンゲンに

於けるものゝ如し。この外北東部獨逸、バイエルン、ニーデルザクセンに於けるが如く、富裕なる生計を立つるものも亦これあり。幼稚なる人種に屬する勞働者の來住現象、例へば英蘭に於ける愛蘭土人、東獨逸及び塊地利に於けるスラーヴ、南佛蘭西に於ける伊太利人の如きは、やゝもすれば此等勞働者階級の生計を改善せざらしむるの障害なり。然れども大體にこれを觀察するに不熟練勞働者の間にも自覺あり營利衝動既にこれあり。敏捷及び智慧、勉強及び技巧は田舎勞働者にも亦發達せんとす。

(ハ)田舎及び都市に於て、工業及び商業に於て、熟練勞働者は生計上には未だ悉く不熟練勞働者の上に位すべくもあらず。困弊せる家内工業及び手工業には劣等生計をなせる幾千の貧弱勞働者あり。衣服工業の勞働者は殆んど一般に甚だ高き生計をなさず、その數は千八百九十五年獨逸に於て五十二萬九千五百七十八人あり。織物勞働者は現に英蘭にやゝ高き生活をなせども爾他國土にありては然らず。加之幾分不熟練勞働者なり。千八百九十五年獨逸に於けるその數は七十四萬八千七百八十四人と計上せらる。鑛業勞働者は諸國に於て多くは勞



働者貴族に屬せず。然れども英蘭に於てはその新組織に依り、獨逸に於ては新鑛山法よりは寧ろその從來の組織が著しく爾他階級のこれに従業せることに依り恐らく勞働者貴族に屬すべし。其數は千八百九十五年に五十一萬五千二百八十六人なり。建築業勞働者の大部分(千八百九十五年獨逸に於けるもの八十二萬九千七百四十一人)、金屬業及び機械業の勞働者(千八百九十五年獨逸に於けるもの九十二萬五千八百七十六人)、並に印刷業、工藝及び其他幾多の美術工業の勞働者は勞働階級の最も俊秀なるものに屬せり。千八百九十五年、獨逸工業の總體に亘りて、熟練勞働者三百八十萬人、不熟練勞働者は則ち二百萬人と算せらる。而かも二者を全く區別せんことは難く、その限界線は常に動搖せり。熟練勞働者の中にも最も頭角を露はせるものは職工長及び組頭なりとす。彼等は轉じて技術上及び商略上の職員に進むもの極めて多し。下は最低級の賃銀勞働者より上は大會社の總支配人に至るまでを總括して勞働者階級の全組織となし、而してこの職員階級を以てこれが頂點とす。この全組織に於ける種々雜多の差等は殆んど社會全局に存在せる地位段階の諸相を表示せり。

三、最後に尙ほ近世社會に於て、勞働者として賃銀及び俸給に依て衣食せる人口の總體に關して一言する所あるべし。

千八百九十五年獨逸に於て、農工商業の賃銀勞働者千二百八十萬人、企業の職員六十萬人、不定賃銀勞働者四十萬人、婢僕百三十萬人、總じて千五百十萬人の勞働者あり。此の外公共的職務、郵便、鐵道、自由職業に従事せるもの百四十二萬人。これ等は幾分賃銀勞働者なり、幾分は廣義の勞働者階級に屬し、少なくとも屢勞働者と等しき經濟上の生活條件に立てる者なり。是を以てこれを觀るに(本譯補の第四冊 **百十七** の統計表を參照)二千〇七十萬人の營利活動者と百三十萬人の婢僕と即ち總じて二千二百萬人の中、少なくとも千六百五十萬人從て四分の三は、決して悉く勞働者にあらざれども、而かも皆勞働關係の裡に在り。これ等のものに對し、廣義勞働契約の發達は抑、その就職及び凡そ就職と關聯せる一切事項の條件たり、その經濟的生活の中心利害たり。

この故に吾人は次の如く主張するも殆んど不可なかるべし。曰、勞働關係よりも更に重要な經濟問題無く社會問題無し。社會組織の將來は繫りてこの問



題の解決如何に在り。凡そこれに關係せる制度を正當に形成し且つ發達することは、現今及び將來に亘れる唯一の重要な問題ならずとも、少なくともその一重要問題たりと。

**二百〇五** 労働関係及び労働契約の原理上の論議。斯く陳じ來りて更に吾人は現在労働関係の原理上の論議に轉ぜんとす。労働関係の包括する所は労働者と雇傭主との間に存する經濟的及び法律的並に精神的及び社會的關係なり。これが法律上の表示は根本的に労働契約に在り。その根本中心は勞銀即ち雇傭主の労働者に對する支拂に在りて存せり。労働者と雇傭主とふ兩社會階級は、個人的に且つ群として、組織せらるゝと組織せられざるとに別なく相對立し、労働條件及び勞銀に對し必らずや常に契約的に一致せざる可らず。而してその如何に一致するかは實に國民經濟の全行程を規定するものなり。

思ふに從來の二學派(自由主義及び社會主義)はこの労働関係を相背弛せる一般寫象に依りて闡明せんとしたるものなりと言ふことを得べし。自由主義はただたゞ労働関係を市場現象と認め、社會主義は則ちこれを以て單に社會競争と

觀じ、乃ち一方を壓迫し加之撲滅し而して他方をして不當利潤を積集せしむるものなりとせり。この兩寫象は全然誤謬なりとせざれども、偏頗にして事實を盡さざるものなり。

市場現象及び相場の問題は重要ならざるにあらず。供給と需要とは労働市場に對立し、その數量關係は勞銀に對し且つ労働者雇傭主何れかの權力に對して至大の影響あり。然れども労働の販賣と商品の販賣とは根本的に相異し、労働の需要運動は屢商品市場に於けるより更に甚深なる結果を伴ひ。労働市場に於ては力に於て相如かざるもの極めて屢對立し、個々の労働者、加之個々労働者の妻、幼年及び青年労働者等―著しく力の劣弱なるものと資本力を備ふる雇傭主と相對立し、而して人口稠密に經濟發展の幼稚なる國土にありてはやゝもすれば一時労働者の供給過剰となり、爲めに最近世紀の間、弱者即ち労働者の壓迫せられたること勝げて數ふ可らず。否啻に壓迫せられたるのみならず、労働者は頹廢し、利益を壟斷せられ、高利を貪られたり。これを禁止せんが爲には、唯、弱者即ち労働者の組合組織、立法上の保護規定、將た個々の労働者群及び



經營群に適當なる特殊の勞働法に依り、屢又勞働契約に關する組合的協定、然り、國家の勞働賃銀最低限規定に依り、而して最後に全勞働者階級の生計、技巧、經濟心を向上せしむべき一系列の制度(勞働案内、組合制度、保險制度、教育制度等)に俟たざる可らず。

現今勞働關係を階級競争と稱する説は、近時雇傭主と勞働者とが互に意識的に競争階級として對立し、彼等が組織的に市場、聯合、罷業の手段に訴へ、又政策、新聞、輿論、立法の手段をとり、時ありては恐怖主義及び暴力を以て相競争せる限り眞理なり。然れどもこれ尙ほ大體に於て慣習、法律及び道德に依りて打ち立てられ而して國權より防禦せられたる大なる平和秩序の圏域内に於ける競争たり。(譯者曰、これに就ては本譯補の第一冊概論 **三十二** を殊に參照あれ)。而して資本主義經濟學者の屢勞銀競争を規定するものは獨り權力のみと主張する場合にも、その意義は恐らく一切の權力及び暴力にあらず、寧ろその時に道德、慣習及び法律の認むる範圍内に事證することを得べき優勝權力に限らるべし。無差別的に權力事證と言へば脅迫、ありとあらゆる暴力、殺人、放

火も亦是れなり。然れども凡そ騷擾時期は別問題とし、嘗にこれ等の權力事證が社會に拒斥せらるゝのみならず、爾他多くの權力事證と雖も法律及び刑罰に依りて不可能たり。例へば凡そ兒童及び婦人の勞働に關し、勞働時間等に關する秩序これを明示せるが如し、若し吾人にして兒童勞働、婦人勞働時間、健康制度に關し一般に權力―社會の總利害及び正義に代ふるに―をして決定せしむるを當然とすと説かしめば、その結果如何なるべき? 賃銀の爲め勞働條件の爲めにする競争は權力の試験に外ならずと主張せる學説は、實際上に惡結果を生じ、實に競争そのものを蠱毒したりと言ふも亦もとより妨げなかるべし。吾人はこれと反對に次の如く主張せんと欲す。曰、公私兩方面に關せる全勞働法と個々勞働契約及び組合的賃銀協定の組織とは、極めて廣大且つ確實なる障壁と限界とを以て勞働關係を防禦し、その多くを社會及び平和の總利害上より秩序し、依て以て純粹の階級競争將た單に權力の試験と言ふが如きは問題にあらずと。

さればとて勞働者及び雇傭主てふ二つの大社會群が經濟的數量現象及び精神



的の力にして、その員數、所有、所得、その精神的社會的及び政治的特質が彼等相互の間に起る所の經濟的財貨分配の大過程に對し、よし唯一の規定力ならずとも、苟くも根本的影響を及ぼさざることなきは確實なり。労働者及び雇傭主は、共に國家、法律、締結せられたる契約、道德觀念及び輿論より漸次に影響を蒙りて、以て所謂階級競争及び労働市場の賃銀は廣大なる社會的倫理的統制に準ず。この故に労働関係を定義すれば、これ労働者及び雇傭主とよ二大階級の相互作用關係にして、自由労働組織を基礎とし、而かも道德及び慣習の影響を蒙り、而して幾多有力なる經濟制度法律制度より變化せられたるものなり。されば吾人の問題は、現在の労働法が如何にこの關係を秩序するか、労働契約は如何なる根本的内容を備ふるか是れなり。

この問題を解決せんとするに當り、吾人は先づ労働關係全般に亘れる秩序の要點を確定すべき必要あり。抑、労働關係の重要とする所は、たゞ單に賃銀及び労働給付のみにあらず、總じて賃銀労働と労働者の生活及び企業の經營とを調和せしめんことに在り。労働者の職業教育は如何。青年労働者は自己の家族、

企業者の家族若しくは其他に於て如何に生活するか。家族生活と賃銀労働との全關係は如何に秩序せらるるか。婦人労働、男子労働、兒童労働、徒弟労働が法律上に認められ且る慣習上に行はるる場合如何。一日の労働時間と其間に於ける休息とは如何。労働従事と労働力及び健康との關係は如何。労働義務の間若しくは其後、疾病、不幸、廢人の労働者に對する私法上の責任、貧民制度、保險制度、恩給制度は如何、若しくは全然これ等の設備を缺けるや否や。契約期限、契約解除の豫告期間及び求職者に對する設備の問題。豫告なくして契約解除せらるるは如何なる場合なるか。雇傭主は解雇以外に如何なる訓育手段を以て労働者に臨むか。雇傭主は労働者を雇傭し又は解雇するに際し實際上如何なる程度まで自由なるか。労働條件を確定するに當りて労働者は單獨にこれをなすか若しくは多數合同するか。労働者は合同して労働に従事することを得るか。それに相應する組合法あるか。労働者は事實上良組合と良金庫とを備ふるか。これ等は労働關係の最も重要なる二三問題に過ぎず。これを以て決して労働關係は盡きず。これ等問題の幾分は一般に私法若しくは公法に依て解決せらるる



所なり。然らば則ち爾他の問題は如何にこれを決定すべきか。

或は近世自由主義立法の高潮に立ちて、是が解決の爲め凡そ想像せらるべき限りの最も單純なる形式を下の如くに發見し得べしと信じたり。その法律に曰、労働契約は自由協定の對象たりと。而して解除法及び退去法に關する若干規定に附加するに、尙ほ舊封建的労働秩序に復歸するものと見做されたる所の二三契約種類若しくは條件の禁止を以てしたり。即ち例へば多年間兩者を束縛するが如き労働契約、若しくは労働給付と土地財産とを結び付くるが如きそれを禁止したり。自由協定に對する此労働契約規定を以て一面には労働自由の大原理に順應し得べしと信ぜられ。而して他面には凡そ個々労働契約の條件は雇傭主及び労働者に放任するを上乘とすべしてふ不正寫象を商量し且つ確立したり。

この最後の項目は既に舊時代に於て言ふまでもなく妥當を缺けり。中世紀時代に農民、日雇人、隸屬者の領主及び土地所有者に對する關係は、莊園秩序及び農民秩序に依り、幾分は又法律に依りて規定せられ。親方階級及び職人階級の制并に手工組合法は、苟くも都市一切の工業に於ける工業的労働關係を秩序

し。鑛夫、船夫、鹽坑労働者の關係、概して又家内労働者の關係は、幾分慣習及び慣例に依り、幾分協定及び規定に依りて詳細に亘りて確定せり。法定労働賃及び官廳の労働賃銀決定は概して諸國に發達し、幾分は最大限規定として雇傭主保護の爲めに、幾分は最小限規定として労働者の保護の爲めに計れり。これ等協定の多くは不完全なることを俟たざれども、これ等秩序の多くは明文に草案せられ、一定労働者社會に於ける生計と労働と技術的技巧とを能く退歩せざらしめたり。労働時間、休息、労働者そのものの段階秩序、賃銀支拂の方法は合理的に統制せられ、労働者の生存は或る程度まで安固にせられたり。

千七百六十年乃至千八百七十年の技術的革命は、舊手工組合法、家内工業上の規定、舊鑛業労働者法を幾分撤廢せしめ、幾分改正せしたり。然れども身體財産(農奴)制及び手工組合の撤廢、職業及び移住の自由、自由労働の全原理は更に多くを求めずんば止まざりしものゝ如く。即ち雷に類廢せる労働法の逐一秩序を廢除するのみならず、凡そ廣く労働關係の社會的若しくは國家的秩序を撤去せんとしたり。所謂自由労働契約の意味は、舊拘束形式の消滅のみならず、



既に吾人の觀察したるが如く、凡そ労働者と雇傭主とは全然自由に且つ隨意に契約を締結し得べきを當然とすと言ふに在り。凡そ勞銀表は今や一切の舊勞働法と等しく頽廢せるものにして、要するに個々人的に締結せられ、何時にても解除し得べき貨幣賃銀契約を以て理想と信じたるが如し。蓋し自由平等と見做せる個々人の洞察力と利害とは則ち労働者及び雇傭主を満足せしむべき良契約を生ずる最善の保證と認めたるなり。事體の性質將た技術上及び社會上の共通制度が必らずや同一若しくは類似の労働者をして一般に、地域的若しくは職業的に事實上共通せる労働契約及び労働秩序を締結せしむべきこと。若し労働者が雇傭主と一々繁冗にして複雑なる契約を締結すべしとせば、相互は時間の空費に堪へず、殊に僻在労働者には恐らく實現すべからざること——これ全く看過せられたる所なり。全労働關係とその廣汎なる結果とを併せて、苟くも個々人的に論議せられ且つ秩序せられざる可らずと言ふが如きは、これ不可能事を要求するものなり。これ既に曩時にありて不可能なりし所、巨大經營發達し、全國土に社會的組織形式の統一せられたる今日愈以て實行す可らざるなり。

個々人的労働契約の意味に於ける所謂自由労働契約は、大多數の労働關係より觀て、舊傳説及び舊慣習を存續するもの、若しくは労働者雇傭主一方の偏頗なる權力命令にして、壓迫に過ぐれば即ち反抗、競争及び一揆を伴ふべし。所謂自由労働契約は、當時未だ新技術、複雑せる新經營形式、新労働關係の概觀を得ざりしが故に、直に舊秩序に代ふるに新秩序を以てすることの不可能なりし事態を自白するものに外ならず。新秩序、新法律、新共同協定が二三時代を経過する間に始めて發達し得べきことは、或る意味に於て自然の理なり。労働自由を以て、貧民階級に對し、舊労働秩序よりも多くの人格的責任と個人的裁量とを認めんことは、疑もなく正當なる欲望たらずんばあらず。

然れども他面に於て、所謂自由協定を基礎とする自由主義法律の規定、將た絶對的形式的契約自由に對する盲目的信用が、大謬見を含めることは、漸次に益々闡明せられざる可らず。この自由は労働時間を延長し、兒童婦人を制限なく労働に従事せしめ、商品價格を暴騰せしめ、其他社會上の劣惡状態を惹起し若しくは促進したり。所謂自由労働は輕卒にも幾多の安固なりし労働組織をその根



底より解體せり、例へば獨逸の鑛山業に於けるが如し。自由労働の制は着々施行せられ、而して政府も議會も、そが労働者の要求にあらずして獨斷論者及び企業家の冀求する所に出づることを十分に注意せざりき。人間は悉く平等なり而して個々人として最も善く自家の利害を理解するが故に、自由労働は則ち福祉を齎すべしてふ子供らしき虚構は、壓迫せられ幾分は賤民化せる下二分の一の労働者にとりて最も當らず。かくて労働契約の自由の論議に際し經濟的自由の實際の本質とこれが結果とは屢根本的に誤解せられたり。

これが原理の概説は吾人既に本譯補の第一冊 **二十六** 乃至 **二十九** に開陳したり。自由労働の良果に就ては先きに本冊の **二百〇三** にこれを叙述し、而して如何なる束縛及び制限、如何に嚴格なる訓育手段がこれと共に廢除せらるるかを主張したり。現代の自由労働は實にこの制限を廢除し、職業、住居地及び雇傭主を常に自由に選擇し、有利の労働條件及び高勞銀の爲めに常に自由に競争し、而してこれが爲めに正當なる準備條件を認めんとす。労働契約の形式的自由は或る程度まで必要なること今日と雖も變せず。然れどもこれと同時に

に民法及び行政法、法定契約及び新慣習は、愈益契約條件を永久的若しくは一時的に地域的若しくは職業的に確定すべし。何となればかくならずんば弱者は正當に保護せられず、契約の内容は永久的に完成せらるること能はざればなり。雇傭主及び労働者はその結合に依り、市況商議に基き労働關係に順應せる正當なる確實内容を契約に與へんとし。法律及び合同商議に依り、これ等權力の束縛力に依りて自ら個々契約の形式的内容は制限せらる。恐怖主義行はれ、不正が強制せらるる場合に、この制限は極端に陥り不祥の結果を招くこと隨所これが實例に乏しからず。然れども大體にこれを觀察し、これに依り契約當事者の大多數に對して労働關係が改善せらるゝ限り、これ經濟的及び道德的進歩たり。形式的自由、隨意、權力濫用を正當なる範圍に制限するとは、如可なる社會に於ても常に必要なり。歴史上苟くも新自由は常に新束縛を伴へり。凡そ労働關係は自由と秩序との調和交譲なり。「ブレンターノ」が法律の形式的自由契約は職工組合に依りて始めて事實的に自由なることを得べしと言へるは、蓋し形式的自由契約が依て以て愈完全、正當に 益労働者階級を促進するに至るべしと



言ふ意なり。余は形式的自由が法律に依り合同的契約締結に依り道徳的壓迫に依り著しく制限せらるゝことを否認せざらんと欲す。ウヰッブ夫妻は更に一步を進め、恐らく誇張的に述べて曰、何人に限らず苟くもその欲する所を行ひ得べしと言ふが如き意味に於ける契約の自由は、民制、分業、稠密人口と調和せずと。然れども法律上社會秩序の愈以て加はるは凡そ高尚なる經濟形式の前提なりと観るは正當なり。随意を意味する經濟的自由の極端は凡そ如何なる社會に於ても實行すること能はず。

既に二人が労働契約を締結せんとする場合にも、一般にその衝突せる利害を契約的に一致し、強者が命令し弱者が服従するか、若しくは雙方幾分づつの譲歩をなすにあらざれば不可能なり。更に進んで雇傭主及び労働者の大群が労働條件に關して一致し、労働契約上の詳細なる點は個々人の裁量に放任するも、その大體は一般的に秩序せざる可らずとせば、必らずや互譲に依り中間規定に依り、即ち或る程度に個々人のあらゆる願望を斷念せしめ、人格的自由を否認せしめざる可らず、然らずれば不可能なり。然れどもかくの如き一般的秩序及

び互譲は雇傭主及び労働者の大部分が寧ろ希望する所なり、何となればこれに依り闘争と軋轢と輕減せられ、大體に於て雙方に有利なる效果を得、労働者の雇傭、その取扱、その解雇はこれに依りて非常に容易にせられ單純にせられるばなり。近時英蘭の機械製造業者が言へるが如く、かくして労働者争議は純身體上の權力競争領域より進んで正義及び道徳に依りて裁決せんとする高尚なる基礎を得べけん。

吾人が次節に究明せざる可らざる點は、労働関係のこの法律秩序に當りて法律及び合同的協定は如何なる意義を有するか、それより生ずる結果は如何なるか、現今改革より豫想せらるべき將來に發達すべき労働関係の性質は如何なるものなるか是れなり。

こゝに吾人は豫じめ、將來到底實現せらるゝことなかるべき範疇を斷定し得べし。即ち労働契約は、労働者の大多數が賃銀關係を脱し、所謂労働收益の全額を收得するが如き意味に變化することはなかるべし。労働關係が生存の權利若しくは労働の權利て理想主義的要求に依りて恐らく正當に表示せらるべきが



如きものとなることも亦決してこれあらざるべし。

勞働收益全額に對するの權利、生存の權利、勞働の權利等は單純明瞭なる法文を表示せるものにあらず、抑かくの如き命題は、勞働を對象とする將來法律秩序若くは理想的法律秩序の内容に關し、然り社會主義者の提案に繋かれる國民經濟全般の組織に關する幾分曖昧多義の一般的寫象を含蓄せり。かくの如き理想を一々實現せんことは若干の社會制度及び特殊法律秩序に俟たざる可らず、過去に於て然り將來と雖も亦然らずんばあらず。

生存の權利は比較的慎重なる舊社會主義の要求なり。その正當なる限りは今日貧民制度に依り且つ國家の合理的經濟政策及び賃銀政策に依りて實現せらる。勞働の權利は幾分フロイセン國法の認むる所、千八百八十四年「ビスマルク」の辯護したる所なるが、極めて種々の意義に解し得べし。若しこれを以て苟くも勞働に堪へ得る者に對しなるべく勞働案内に依り、危急勞働に依り、正當なる工商業政策に依りて、幾分良賃銀の業務を授くべき國家及び社會の義務と解釋せば、則ち妥當なるを失はず。然れどもこれを以て國家が各人に對しその職業上

の地位と收支相償ふべき賃銀とを保證すべき責任ありと解釋せば、これ極端に陥れり。かくの如きは凡そ居住地及び職業の自由選擇を撤廢し、人口運動を國家的に秩序し、全經濟生産を國家にて管理するにあらずんば實行を期す可らず。若しそれ類廢工業の勞働者をして引き續き従業せしめ而してこれに從來の賃銀を保證せんと欲するが如きは、抑經濟的矛盾なり。

勞働收益全額に對する權利——勞働契約に代ふるには「ラサール」及びその思想上の先進より提案せられたる形式なるが、これが出發點は抑虛構にして、即ち凡そ經濟的生産は賃銀勞働者のみに俟てるものとなし、從て法律上勞働の全收益も亦賃銀勞働者に屬すべしとなす。これを以て企業家利潤及び資本利子は不當なりと斷定せざる可らざるなり。その理想は即ち社會主義的國家に在り、社會主義的國家は勞働全收益の中よりその官吏及び國民資本の分として若干額を引き去り、残りの全額は勞働時間、勞働給付若しくは勞働者の欲望に準據し悉く勞働者に分配せられざる可らずとなす。この形式は極めて曖昧なるが爲め、「マルクス」は始めよりこれを非難し、社會共和黨と雖も千八百九十一年その社會



主義的提案よりこれを抹殺したり。「カウツキ」を以てして近時尙ほ次の如き言あり。曰、財の分配は凡そ豫想せられ得べき將來に於て、現貨銀形式の發展形式以外には起ることを得ざるべしと。

**二百〇六** 労働關係を秩序せる種々の現在法律形式。吾人は上來の陳述を以て現在の労働關係が益法律より秩序せらるゝことを證明せんとしたり。然らばこれに關與せる法律形式は如何なるものにして總じて如何なる影響を及ぼせるか、而してこれに依て總労働關係は、依然賃銀關係たることを脱せずして、而かも如何なる變動を來たすべきか——これ吾人の今より研究せざる可らざる點なり。個々國家の近世民法及び商法が從來労働契約を秩序せると質量共に甚だ不完全なりし理由は、幾分労働契約がその現今の意義と形式とに於て既に新發達に屬すると、從來寧ろ過去と所有者の利害とに着眼したる立法家より概して労働者の利害が疎せられたると、幾分は又民法が一切労働契約に對して最も一般的問題のみを秩序することを得れども、労働者にとりて最も重要なものは即ち特殊契約に始めて現はるゝの事情とに坐せり。Code civil は第七百八十條乃至

第七百八十一條に労働契約若しくは勤務契約を規定し、新獨逸民法は第六百十一條乃至第六百三十條に之を規定せり。將來法律は疑もなく更に詳細に規定するととなるべし。一般に近世高利の概念を労働契約に應用せんとし、概して労働者の正當なる利害を多く既に民法上に保護せんと欲せば、今後民法は從來より廣く労働契約及び勤務契約を秩序すべき必要あり。然れども民法の此秩序は餘りに詳細に亘ると能はず、何となれば先きにも述べたるが如く、民法は極めて復雜せる労働關係全般に共通なるもののみを秩序し得るに過ぎざればなり。行政法上の特別法律は更にこれよりも廣汎なる秩序をなし、多くの私法關係にも及び、即ち工業規定、労働者保護法、船夫規定、婢僕規定、鑛山法等をも秩序すれども、これとても屢或る程度の根本規定をなすを以て満足せざる可らず。その補充は則ち特殊の聯邦議會及び各省の規定、州若しくは地方警察の秩序及び規定に俟たざる可らざるなり。

總じてこの立法は從來次の三要點に限局せざる可らざりき。一、労働者の生命及び健康を保護せんが爲め、工場、機械据付、空氣の流通を適當ならしめん



が爲めに多少の條件を規定し、旁以て換衣室、便所等に關し、幾分道徳上にも注意せしむること。二、児童及び青年、婦人の労働時間、幾分は又成年男子労働者のそれをも規定すること。三、企業家の責任及び義務に關し、若しくは労働者が疾病に罹り、廢人となり、老人となり、經營上より怪我せる場合の配慮に關する規定。更に附帶條項としては一、賃銀支拂に關する二三規定(現物支拂、賃銀帳、賃銀差押等の禁止)。二、經營上の労働規定、刑罰、訓育に關するもの。三、労働簿の實施。四、經營上の労働者委員に關するもの。これ等の法律は始め僅かに最も重要な工業上の大經營及び鑛山業に施行せられ、其後漸次に機械力を使用せる一般工場然り凡そ多數労働者を使役せる工場に應用せられ、次で又商事取引、旅館業等にも及びたるが、農業、森林業及び家内工業には未だ適用せられざりき。舊法律にも幾多の労働者保護法ありたれども、殆んど一般に始めて職業の自由が宣せられし時代に消滅せり。而して後僅かに徐々として新發達起り。當初千八百〇二年大英國に於けるものは極めて墓々しからざりしが、千八百四十七年には著しく發展せり。獨逸、*シウイツ*、*埃地利*、*佛蘭西*、

其他の諸國も亦これに倣へり。而かも労働者保護法のやゝ觀るべきものは最近三十年の發達に屬し、尙ほ將來に果すべきもの極めて多し。労働關係及び労働契約を改善せんが爲めにするこの法律規定の大なる特徴は、改革が憎惡もなく罷業の苦痛もなく、一に輿論の討議と議會の論争とに俟て遂行せられ、國家の強大權力に依據するが故に凡そ相競争せる同一業務に一樣に及ぶこと是れなり。然れどもこれ最も一般的なるもの最も重要なもの最も粗大なるものを規定し得るに止まり、圖式的平均準繩に拘泥し、その起源に於て將たその施行に於て多少官僚的繁冗を附帶せずんばならず。かゝる規定を以て十分に個々人の欲望を満足し個々の場合に嚴密に適合せんこと不可能なり。かかる方法に依て、例へば労働問題、勞銀の程度、勞銀の種類等、幾多の至重なる問題を秩序せんとするも能はざるなり。然れども労働關係の法律規定にして、個人的労働契約に發せずして労働者の群(大小種々の)に關し、幾分官廳の秩序及び條例と幾分企業家に對する秩序と幾分は又合同組織とを基礎となせるものは、發達未だ顯著ならざれども既に多く



上陳の法律的及び定款的規定の範圍外に出でたり。

國家及び自治體の大經營に於ける勞働の統制は (Regulierung der Arbeit) その既に多く輿論の批判を蒙り、同一國家若しくは同一共同團體に存する總經營に一樣に施行せられ、かくの如くして大體に於て私的經營の如く利潤を目的とすること能はざるが故に、多少重要な意義あり。加之勞働規定 (Ordnung der Arbeit) は近時英蘭に於て實施せられ、大陸に於ても亦これに模倣し、即ち國家及び共同團體は、公共入札に参加し公共事業を引受くる所の企業家に對しこの規定の遵守を要求せり。かくて一定賃銀、最低極限賃銀、一定の勞働時間及びこれに類似せる制規は、經濟生活の廣大範圍に要求せられ而して實施せらるゝを觀る。

然れども凡そやゝ大なる私立經營若しくは株式經營に於ても亦、漸次に一樣の永久的勞働規定を打ち立てこれを明文上に確定せんとする欲望を生じたり。差當りやゝ大規模の取引業並に殆んど一般の家政に於て、經濟的活動の目的に依り、技術及び仕事場の制に依り、勞働者の數とその協働及び分業とに依りて多少の規定は自ら生じたるが、その實際成績は或は合理的に或は劣惡なること

を免かれざりき。これ等の規定は命令者の組織能力如何を基礎となせるものなり。若し夫れ經營をして良成績を收めしめんには、規定そのものが空文に止まらずして苟くも該經營に参加せる者の肉となり血となり、慣習及び生活習慣とならんとを必とす。規定の眞内容と内的生命とを以て重要となすなり。然れども文面上の確定は義務と規定とを逐一判然せしめ、これを新たに加入するものに告示し、これが實施を圓滑ならしむるの效あり。勞働者はこれを以てその命令者の專恣に屈服するにあらずして實に業務そのものゝ性質に緣由する必然の勞働規定に服従する所以を看取すべし。

所謂勞働規定、工場規定、經營規定は主として第十九世紀の間に大經營と共に發達したり。これ等の規定は始め寧ろ企業家の偏頗なる支配的規定なりしが、最近五六十年來、個個國家の立法は一定の經營に對し一定内容を備ふる規定を要求し、幾分官廳の審査、官廳に於ける試問とこれに對する勞働者の直接聽聞とは法律上に規定せられたり。かくて苛酷なる懲罰、勞働者と企業家との間に於ける契約解除等に關する不平等權利、其他公正を缺ける規定は撤去せられたり。



これ等の規定を見易き場所に揭示し若しくは新契約の労働者にこれを告示することは、今日殆んど一般に要求せらるゝ所なり。殊に進歩せる諸國にありては、この規定は労働者との實際商議に基き契約の形式をとれり。その内容は漸次に擴大せられ、極めて種々の労働關係に亘り、即ち日々労働時間の開始、終結及び休息、賃銀支拂の時日と方法、契約解除の條件、經營内の活動法、原料及び機械の取扱、點燈及び掃除、休日制度、慈惠制度、救助金庫、其他尙ほ多くの事項をも含み、益以て人道的となり、愈公正となり、實に労働者の訓育を促進するのみならずして又労働者を保護せんとするの特色を發揮したり。

これ等の労働規定は主として工場、鑛山業、大船主會社、船舶經營等に亘りしが、農業經濟にも亦これなかりしにはあらず。例へばメクレンブルグに於て、千八百四十八年の労働者移動の結果、インスロイテ(小舎に住せる労働者、前に説明せり)の労働及び地位に對し、官廳管理者の斡旋に依りて所謂レグラチーヴェ(労働規定)と稱する規定の發達あり、この規定は習慣法として今日に至るまで行はれ、而してその労働關係の組織に於て隣接プロイセン諸州に比し遙かに良結

果を齎らせり。

個々經營の労働規定は此の如く幾分既に契約的に進化したるか、今日總職業部門に於ける雇傭主及び労働者が組織的にその競争に當る場合、若しくは同盟罷業の後仲裁裁判及び職業裁判の調停に依り雇傭主及び労働者より承認せらるる新労働規定の成立する場合に於ても亦、賃銀及び労働條件に就ては一般に契約的なりと言ふことを得。この種の規定は獨逸に於て今日法定契約(Tarifverträge)と稱せらる。蓋しその労働條件にて賃銀及び請取仕事の定率が最も廣汎なる範圍に長期に亘りて規定せらるればなり。かゝる一致協定の困難なるは言を俟たざれども、英蘭及び其他に於けるこれが發達は既に著大なるものあり。獨逸にありては殊に調停官廳たる職業裁判所の活動に依りて、年々協定契約の成立を觀るもの數十に及べり。企業家及び労働者の多數がこの協定に參し而してこれを承認したる場合には、概して少數者も亦これに讓歩承認し、然らずんば默認す。統一的規定を樹立せんとする必要上少數者は強制的にこれに贊する外ある可らざるなり。



この契約は近時に至り概して合同的労働契約と稱せらる、(Kollektiv-Arbeitsvertrag)。げにも「ロートマール」の言へるが如く、この契約は實際に於て企業家及び労働者群が、一定時期間絶對的に協定條件に該當せる労働契約を締結せんと欲することを契約せるものに外ならざるなり。個々労働者の雇傭及び解雇、個個經營の開始、擴張、閉鎖、使用労働者の數—此の如きは全く個々人の自由裁量に一任せらるゝ法行爲及び決斷なり。法定契約の意義は、法律上に規定せられざる労働契約の部分に關して、將來愈多數の労働者を一括し、而して經濟生活の個々部門に統一労働法を確立せんとする點に在り。これが如何なる影響を及ぼしたるかを知悉せんが爲めには、必らずその個々契約例へば千八百九十六年獨逸の印刷業者に對して定められ現に改正せられたる法定契約を採り來り、その如何に詳密に労働關係を規定せるかを觀ざる可らず。最も重要な點は、この法定契約に依りて、賃銀支拂法及び賃銀率をも亦、一定労働者群に對し長短種種の期間に對し一様に確定すること是れなり。獨逸に於ける大工職の中央組合は法定契約成立に關するその報告に述べて曰、これに依て少なくとも賃銀及

び労働時間に恒常性を與ふることを得べしと。

殊に實行と立法とに依り能く仲裁裁判の評決に依頼したる場合に於ては、全工業部門に對し總労働條件に亘れるこの種の契約を發達せしめたり。最近五年乃至七年の間、殊に濠洲諸邦の立法は、幾分工業上の鬭争を縁とし幾分敢てこれを俟たずして、國家裁判所をして一定職業及び一定時間の賃銀及び労働條件を強制的に確立せしめたり。この規定は凡そ雇傭主及び労働者の犯す可らざる(その規定以上の契約は差支なきも)最低限賃銀及び最低限労働條件に過ぎざれども、その影響は顯著なるものあり。雇傭主及び労働者より共に歡迎せられたり。これに倣て英蘭に於ても亦この種規定は熱心に討議せられ。千九百年ゲンフに施行せられたる一法律も亦これと其の目的を等うせるが如し。尙ほこれに就ては本譯の第七冊 **二百二十七** 仲裁裁判所を説明する段に論及すべし。要するにかくの如き計畫にして愈一般に施行せらるれば、凡そ労働争議の過半は排除せられ、而して労働契約の全内容は益以て個々職業の時々状態に順應せる規定に準ずることとなるべし。



如何なる場合を問はずこの雑多なる法律形式を概観するに、嚴密なる意義に於ける群的將た社會的勞働契約が漸次に益、法律的秩序を加ふるとを斷言し得べし。則ち然りと雖もこれを以て全勞働關係の法律秩序は未だ盡きたるにあらず。勞働契約そのものに關し賃銀に關する規定の重要なや論を俟たずと雖も、勞働者の平生(爾他)生活に關せる制度及法律秩序も亦これと等しく肝要なり。次節に特に論述せんとする貧民制度、勞働者保護制度、勞働案内、勞働者組合制度の如き即ち是れなり。

これを總合するに、現今の總勞働關係は一つの社會現象にして、自由契約と競争需給作用と皆この裡に存せざるにあらずれども、これと同時に法律及び秩序、競争統制及び社會的の制度より廣く影響を蒙り且つこれが規定を受く。而してこれにこれ等の秩序に磅礴せる精神如何と問はば、これ雇傭主及び勞働者の總利害なり、社會の公共福祉なり、正義及び社會的義務の觀念なり、平和的調停の期待なり而して多少に拘らずこの調停に表示せらるゝ社會的教育なり。かくの如き精神は市場及び階級競争に發するものにあらずして、實に社會の道德

的基礎なり。偶、この競争現象にも現はれ來りて以て利己主義、貪慾、階級憎惡を抑制し、雇傭主及び勞働者を教育して漸次にその面目を革めしめんとするなり。然り而して常に勞働契約の爾他重要規定のみならず賃銀率も亦徐々としてこの法律秩序に組織せらるゝもの、これ既に吾人が本譯補の第五冊に於て且つ又後段に於て反覆縷述する所に屬せり。吾人は前言を反覆して曰はんとす、曰、國家官廳及び自治體官廳はその幾多干涉の中に勞働者を使役せる企業家をして或る最低限賃銀を支拂はしめんとするの規定をも亦既に確定したりと。法定契約は或る種の職業に對し且つ比較的長期に亘りて賃銀率を秩序し、依て以て隨意に賃銀引下げをなすこと能はざらしむ。吾人は此の如くして、よし曩時と比し方法に於て全然相異し而して需要に適應するの程度に於て遙かに勝れるあれども、再び社會的賃銀規定の觀念に徐々に接近するものなり。

かくの如くして自今將來法律上道德上に秩序せらるる勞働關係は一舉にして理想的急變をなすことなかるべきも、勞働者の生存はこれを以て安固にせられ、その生計向上は愈可能となり、勞働者の經濟的及び技術的特質は良影響を蒙る



べし。労働者の中にも殊に頭角を露はせるものは既に組合業を起し、總じて労働者委員、職業裁判所、職工組合の制を以て反對利害をも評價し、自家利害を商量するに於て益精しく、愈正當なる手段を以てこれを防禦せんことを理解せり。労働關係に對するこの法律秩序より漸次に發達すべき經營に於ては、特に有爲にして遠大なる眼識あり且つ正義の念に富みたる監理者これが首腦となり、吾人の所謂立憲的労働組織を實現すべし。

然りと雖も労働關係のこの漸進的法律關係は、労働者をして大經營を管理せしむることともならざるべく、一切の家長制的労働關係を排除することともならざるべし。これが影響は階級競争將た社會上の資産差等及び權力相異を倏忽にして廢することなく、ただただこれが極端なるものを緩和すべきのみ。

吾人は先きに本譯補の第四冊 **百四十三** に於て労働者の家長制的取扱の意味、換言すればその家父的後見的支配を叙述し。而して精神上道德上及び經濟上に於て労働者の發達水準が尙ほ幼稚なる場合に、田舎に於て小取引に於て、青年労働者に對しかくの如き關係が今日尙ほ必要にして且つ有效なることを觀察し

たり。既に吾人の陳べたるが如く、労働關係は甚だしく多岐多端なり。田舎(農業)労働者及び工場労働者、般夫及び鑛山労働者、徒弟及び職人、奴婢及び御者、職工頭及び普通労働者は、自然にその業務を區別せられ、これを統制するの法律は種々に相齟齬し、契約も又區々たり。その現に享受し且つ堪へ得べき家長制的取扱及び人格の自由はもとより同一にあらざるなり。然れども如何なる場合にも現在の成年男子労働者、殊に既婚賃銀労働者の多數は、最早これを青年婢僕の如く家長的命令に服従せしむること能はず、平等權利を有せる自由市民として取扱はるべきを必とす。

さて雇傭主及び労働者は今日互に同列者若しくは同一權利者として關係し若しくは活動せりとは屢耳にする所の言なるが、これ果して何を意味するかは抑問題なり。雇傭主と労働者とを全く同一視せんと欲するはこれやがて數百年來の發展系列を抹殺するに外ならず。この兩社會群は、その能力、教育、所有、身心上の特質、職業及び活動に於て、如何にして忽ちに全然同一化せらるべきか。然り而して既に兩者が物質上に不平等たり、その機能及び活動、所得及び



所有に於て差別ある限り、これが平等権利も亦制限せられたる意味を出づる能はず。平等権利は企業家と労働者とが管理を分業し、両者が交互に命令し且つ服従すべきを意義する能はざるなり。労働關係は一つの勤務なり、而して訓育及び服従を伴へる執行労働者の勤務たるべし。企業家は則ち訓育の最後手段として解雇の権利を保留せざる可らず。この關係は、企業家が個々労働者をその職工組合に屬せるが故に解雇せずと約束せんとも毫も根本的に變化を來さず、又雇傭主及び労働者の高尚なる合同組織をなせる工業に於て、該組織の管理者即ち市況に通曉せる兩派の専門職員が、生産の多寡に關し技術的方法の新設備及び其他に關して合議一決せんとも何等變動する所あらず。この結果は主として無能なる個々經營の労働者が副管理權を掌握することとなるにあらずして、たゞ労働者階級の有能なる總代表者が賃銀率にも影響すべき二三問題に關して幾分の勢力を獲得するに過ぎざるなり。

雇傭主及び労働者全般の平等権利は屢主張せらるる所なるが、その意義は概して下の如きに外ならず。曰、企業家は労働者組織を寛容し認容し、これと商

議し、而して労働者代表を丁寧に出すること猶ほ賣買當事者が市場に相會するものの如しと。企業家は賃銀引上げ若くは労働時間短縮の要求を叛逆と見做すを廢せざるべからず。企業家は労働者を遇するに、これを尊敬しこれが爲めに顧慮し、これに臨むに人情を以てすべきこと、例へば猶ほ今日唇齒補車の關係をなせる諸社會階級の間に一般に、取引生活、組織生活將た社會平和の前提なるが如くあらざる可らず。労働者の代表者と企業家とが賃銀及び労働の條件を商議し、職業裁判所及び仲裁官廳に共同出庭し、調査に際し平等權利を認めらるる場合、労働者が労働者保護法の統制に當り、それぞれ地方の自治行政上に爾他階級と協働する場合、更に進んで労働者及び企業家が相契約し市況に應じて自在に賃銀を變化して(賃銀滑尺率)、利潤分配に共に參する場合、ローズベリ卿の如き大臣が労働者を共同朝餐に招待するが如き場合には、平等權利を當然の要求は最も較著に表示せらる。かゝればとて労働者が從屬、訓致、服従、忠實及び献身の徳を或る程度に確持し、而して以て愈これ等の徳を修得すべきを妨げず、此等の徳を俟たずんば凡そ大組織は不可能なり。然り而して勞



働者は、その正當に取扱はれ、労働條件に對し正統の規定力を有し、壓迫と訓育とを現今大取引組織全般の必然成分と認め、これに對して勞務に服せざる時には則ち正當に自由に、國家の市民として消費者としての自由を享受するに應じて、愈以て容易にこれ等の特質を發達することを得べし。

このことが如何に可能なるかの幾分の範例は、吾人これを現今公共的官吏及び大企業の高級職員に發見す。即ち官吏の法律上の地位と經濟上の安固とは最近四百年來に發達し、企業の高級職員の起源と増加とに就ては吾人自らこれを經驗せり。これが労働契約は、よし幾多の不完全なる點あり、これに對する非難の正當なるものあらんとも、尙ほ公共的官吏の官吏法と賃銀労働者の労働法との中間に位せるものなりとす。

國家の官吏が労働強制、労働義務、統制及び嚴格なる訓育に服することは労働者と異ならず。その労働者に勝れる點は、その地位が多く生涯に亘り、恩給制に浴し、安固なり、勤務に勵精すれば俸給と地位とに陞叙あり、犯罪、非行及び行政上若しくは裁判上の審議を理由とする外は免職せらるることなく、旅

館宴會食時の際等にありて上長官と社會的に同一待遇を受くることに在り。多くの労働者は今日既にこれに等しき權利を享受せんとす。全労働者群、例へば國有鐵道、國營鹽坑、鑛山業に従事せる労働者の或る群を官吏となせるは、一般に進歩と認めらるる所なり。

株式會社及び其他の大私營業の所謂職員は何等公職を奉ぜらるにあらざれども國家の官吏と同一の語を以て呼ばる。その理由は、該職員が國家の官吏に等しき社會上及び經濟上の地位を占め、幾分はその契約期間が數年間若しくは一生涯に亘り、多くは配當の外其地位に附帶せる俸給及び恩給の昇進制度をも亦伴ふが故なり。詳細にこれを觀察すればこれが地位は極めて區々たることを俟たず。その大多數は契約、支給及び待遇に於て高級賃銀労働者と毫も異なる所あらざるなり。

されども公共官吏及び私的職員は普通の賃銀労働者と著しき差別あり。その法律上の地位、給與の名稱(給與及び賃銀の區別)、社會的地位は一般に堙別せられずんばならず。公共官吏は生活安固に、その義務と權利とは公共の法律、制



度將た詳密なる契約に依て規定せられ、依て以て大體に於てその生計を引き上げ若しくは過重労働を強制せらるることなく、その私的生活に於ける云爲行動は比較的に獨立し拘束せられず。

これと全然同一の條件は差當り賃銀労働者の享受せざる所、而かも幾分これに類似せるものは即ちこれなきにあらず。賃銀労働者の地位が不利にして不安なる限りは、聯合法及び合同法に依りてこれが缺陷を補充せらる。老年、疾病、廢疾は今日既に官吏の場合と同様の取扱を蒙れり。賃銀形式も亦幾分俸給形式をとらんとす。

労働關係が漸次に官吏關係に接近せんとする裡に吾人は一般に一進歩を認むることを得べく、この進歩は今日既に事實となり現在に於て達し得べき限りを事證し、労働者の愁訴する最悪條件を排除するものたり。

**二百〇七**

賃銀率以外労働契約の個々重要規定、契約期間及び契約解除權、契約締結の形式、契約破棄、労働時間、自然物賃銀及び貨幣賃銀。若しそれ原理上の論議より轉じて労働契約の個々事項如何を察せんか、賃銀率の最も重要

なる問題たるや言を俟たず。されどもこゝに賃銀を論ずるに先ち、爾他の最も重要な點に就き多少の説明をなすを便とすべし。

(イ)契約期間及び契約解除權。今日主として行はるる労働契約は永久的家長制關係より發したるものにして、夙に幾分一般的に比較的長期間に亘りて契約せられ、屢一ヶ年を通じて契約せらるるものあり。今日と雖も農業上婢僕制度上一ヶ年契約及び比較的長期の解除豫告期間は幾分實際に行はる。然れども工業將た大都市にありては、契約期間并にその解除豫告期間は漸次に短縮し、現に労働者と雇主とが毎晩翌日の労働契約をなせるが如き場合も亦屢これあり。労働者も雇主も互に無關係にて何時にても都合なる場合に労働者を隨意に羅致せんことを欲す。企業家も亦屢これを利益とし、依て不能労働者を謝絶し除分の労働者を解雇すると自由となれり。かくの如くして屢眞に憂慮すべき状態を效せり。市況の變動は廻期的に多數労働者の解雇と新雇とを反覆せしめ、労働爭議、雇傭及び解雇の頻繁常ならざる結果は經營内の労働者を變換せしめたること驚く可なり。英蘭に於ける個々職業部門、例へば裁縫業、船渠労働



者の如きは、從業不規則剩へ低賃銀労働者の過剩の爲め、毫もその職業を永續すること能はざるの事情に在り。日々數百人數千人の労働者は襲ひ來り、僅かに數時間にも又ただ一日間の從業にても苟くも糊口の資を得んが爲めに、能く數時間これを待つを意とせず。大陸に於ける大商港、例へばハンブルヒ、マルセイユの如きにありても亦、よし既に擔夫荷造人等の強固なる結社組織あるにも拘らず、最近時代に労働者の從業は全く不規則且つ無秩序の状態に陥れり。かゝる状態はなるべく排除しその秩序を回復すべき必要あり。然れども現今労働者の從業不定状態は概して屢誇張せられ、即ちこれが實例として好況時代及び少數労働者を使役せる個々工場の統計を掲げ、職業自由、移住の自由將た不熟練労働者の増加の結果―換言すれば苟くも労働者をして(一見)自由にその就職を變換せしめ得べき(實は然らず)状態を極端に過大視せると一再にあらす。青年労働者はもとより屢變化を欲し、新地域に新經營を修得し、その地位を上進し、又新技巧を學び得べき地位を求めんと欲す。然れども今日や、老人の労働者はその住地、職業及び從業場をしかく容易に變換すること能はず、殊に技能に長

ぜるものに至りては一所に定着し、その變更は緊切止むを得ざるの理由ある場合に限らる。今日と雖も幾多の工場は公正なる良管理者を以て經營せられ、その重要な労働に従事せる労働者は全然固定し、二十年乃至四十年も同一工場に勤務するものなきにあらす。獨り契約の形式は屢變換し、契約期間は短縮し契約は日々に解除締結せらるゝの法を設けらるゝも、これ毫も數年間同一工場に協働することを妨げず。何等特別の契約なければ、獨逸職業法の規定に依り十四日間の解除契約を締結し得べし。而して高級の労働者、職工長、職員は今日と雖も尙ほこれより長期に、三ヶ月間、半年間を期間として契約をなせり。加之や、知識ある労働者階級は、短期契約殊に企業家の隨意解除權が労働者に對し不利なることを看取するに至れり。「フレンシ」の如きはこれに就て、雇傭主はその労働者解雇に先ち必らず労働者委員若しくは仲裁裁判所に謀るべきことを提案せり。事實上人情ある製造業者は、その經營縮小に際し、何人を解雇すべきかに關して労働者委員に談合せり。佛蘭西に於て千八百九十年十二月二十七日發布の法律は、若し労働者と雇傭主との間に一定期間を定むることなくし



て労働契約の締結せられたる場合に、これを理由なくして解除せんとすれば、それに對して賠償金を要求せられ、賠償額は裁判所の規定する所に準ずべしと規定せり。職工組合の發達せる場合には、一般に該組合は解雇の當否に就て容喙し、屢舊手工組合の權利を復興せんとし、以てその組合員に限りて就職せられんことを要求し、而して組合管理者はその處置に關する十分の權利を有しその爲めに罷免せらるゝことなし。

かくてこの發展は獨り雇傭主若しくは労働者の利益にのみ偏せずして二者の中間に進み相反對せる二傾向の互讓調和をなせり。即ち兩者をしてなるべく自由、且つ容易に迅速に契約を解除せしめ、以て市況に順應し、猛烈なる賃銀競争を可能ならしめ。又反面には永續的地位の價値と俊秀労働者の安固とを承認せしめたり。而してこれが爲めに官吏法と近似せる極めて種々の労働契約は一般に考慮せられ、既にこれが實現を觀たるものあり。例へば先きに説明したる法定契約の如きは、もとより雇傭主及び労働者の短期解除權を奪ふことなけれども、而かも労働者が概して同一工場場合に數ヶ月間數年間從業せる限りは、

事實上長期間に亘りて該労働者を同一職業に固定せしむるの效あり、さて國を異にするに應じてこの問題に於ても亦著しき差別あることを免かれず。これを概言すれば、獨逸企業家は多く市況不振に際してもその労働者を繼續使用せんとする強烈傾向を有し、反之北亞米利加の企業家は多くは苟くも過剩労働者を解雇して顧みざらんとす。

尙ほ茲に附言すべきは、賃銀支拂の期間が大體に於て解除豫告期間に相應ずること、最短期契約の場合には、賃銀支拂も亦短期にして、例へば一週毎なること、而してやゝ高級の労働者及び官吏は每一ヶ月及び毎三ヶ月に支給せらることなり。大體に於てその日暮しの生活を防がんが爲めには、比較的高級ならざる労働者には一度に餘り多くの貨幣を所持せしむ可らずと言ふも不可なからん。従て低級労働者に對し毎週支拂の制は適當せり。やゝ高級の労働者に對しては毎二週間制然り毎月支拂の制は適當なり、これ高級労働者は貨幣を處理することを知ればなり。かくの如き長期支拂制は同時に企業家の取引費用を節減せしむるを得べし。日曜日の賃銀支拂は從來主として行はれたる所なるが、



一週の最終日に相當し、少なくとも日曜日に幾分樂しき生活をなさしむることを得べけれども、(亦小人閑居して不善をなすの喻に漏れず)、不要支出、飲酒、然り浪費に陥れしむるの危険あり。この故に多くの雇傭主は一週日の半ばに支拂ひ、屢勞働日を區分してその賃銀支拂日を異にし、以て節約貯蓄の精神を涵養するに資せんとせり。

(ロ)契約締結の形式、契約破棄。労働契約の締結、解除及び終結は、過去に遡るに從て愈習慣法的儀式的形式をとれり。激情強烈にして交通幼稚に、形式主義の法律が行はれたる時代に於ては、一般に親方はかくの如き形式に依らずんば労働者を確實に使役すること能はずと信じ、職人も亦かくの如くするにあらずんば訓致せらるゝこと能はざりき。手工の職人は職人頭の鑑査に依りてその地位を得、儀式的誓約を以てその職に就けり。其後に至りこの場合に出生狀と徒弟狀を差出すを慣例とし、加之こゝに來る以前に何處にて労働したるか而してその處より不都合なく出で來りしかの文書上の報告を齎らすことゝなれり。かくて多くの工業殊に又鑛山業に於ても、凡そ解雇はかくの如き證書に依りて

官廳的に證明せられ、如何なる雇傭主と雖もこの證書を携帯せざるものを雇入るゝこと能はざるの慣例を生じたり。この解雇證書を連綴せるものは、即ち千七百五十年乃至千八百年の間、警察國家に於ける労働簿及び遍歴簿にして。この労働簿は雇傭主に托せられ、以て雇傭主の爲めに契約破棄を防禦すべき手段となり、而して爾他の警察上の目的に對しても亦手段となり、労働者を訓育し且つ秩序する所以の具となりたれども、亦一面労働者はこれに依りて拘束せられたり。現今労働者の獨立衝動はこの労働簿の制に反抗し、これが撤廢は未だ一般には得べからざれども、主として成功したり。労働簿は獨逸に於ては婢僕に對し弱年労働者に對して現に尙ほ存し、所謂解雇證は鑛山労働者に對して依然として行はる。從來の形式を撤して口頭を以て契約を締結し、これが期間を豫告し且つ契約を終結することの實行せらるゝ限りは、労働者の移動とその要求の貫徹とに有利の結果を生じたり。然れどもこの形式撤廢は契約破棄を増加し、義務を問はずして獨り權利のみを認むるの傾向を生じたり。この形式撤廢が眞に有利なる結果を齎らし得べきは、實に高級労働者か別途の道德力に依り、



例へば又職工組合に依りて、契約を實行するに規則的に且つ義務に忠ならざるを得ざるに至れる場合、將た確定慣習あり、契約の内容判然せる場合に限り、この故に契約せる勞働給付を警察力を以て強制せしめ、勞働者の契約破棄を刑法上若しくは警察上より懲罰せしめんとするの要求は、今日企業家の方面より囂々として起れり。かくの如き懲罰は嘗て殆んど一般に存し、以て支配關係の表示となり、粗野未開の勞働者群を訓育し且つ秩序せんが爲めの必要事項なりき。近世時代に至りこれが大部分は撤去せられたり。これが撤去に就ては、人道と權利平等と時代の民制的傾向と竝に實際上や、必要の程度を減じたと貧民階級の文明増進と相俟て與て力あり。この撤廢が勞働需要の劇増せる時代且つ勞働者の抗爭的自己感情の昂進する時代に忽ち惡果を伴ひ、個人的及び群的契約破棄の爲めに企業家が屢、災害を蒙ることは説くを要せず。それにも拘らず一たびその撤去せられたる後再びもとの制度に復歸せんことはその可なる所以を知らず。然れども現に獨逸に於て田舎の婢僕及び船夫に對し、英蘭にありて惡意を以てせる契約破棄に對し、人命を危険に陥れ他人の財産を破壊し若し

くは大破滅を來すの危険ある契約破棄に對しては、依然としてこの懲罰行はる。さてかくの如く除外例として如何なる範圍まで契約破棄に對する懲罰を存置すべきかの限界は、一面勞働者の文明程度及び法律精神に依り、他面に保護せらるべき當該利害の特殊意義に依りて自ら決定せらるべきものなり。契約締結は別とし、勞働契約の最も重要な條件を文書に規定するの新法は、苟くも明文上に確定せらるゝ法定契約に在り、調停官及び仲裁裁判所より協定せられたる勞働條件に在りて存せり。個人的契約を文書上に締結するの新方法は家内工業に在り、所謂請取仕事に在り、所謂勞働券に在りて存せり。この勞働券は現に屢推賞せられ。その實施は一般に大進歩と感ぜらる。勞働者はこれに依りそのなすべき仕事と支給せらるべき賃銀とを豫じめ正確に知ることを得るなり。曩時の遍歴簿と同様の效力あるものには、勞働者救護組合の領收證あり、獨逸老人保險及び廢人保險の證書あり、又以前の活動に關して幾分證明を與ふべき證券あり、而して又兵役除隊の證明及び證券あり、勞働者組合員たるの證書あり、例へば英蘭の職工組合員が諸方遍歴の間に保護を受け得べき證明



たる遍歴簿(旅行券)の如きこれなり。多くの雇傭主團體は今日と雖も尙ほその労働者を雇傭するに、労働簿若しくは雇傭主の證明せる解雇證を所持せることを條件となせり。労働者に對する一切の賃銀支拂と計算方法を記入せる賃銀簿も亦之に屬せり。賃銀簿は労働券及び賃銀券と等しく、労働者をしてその受取るべきを受取りたるか將た又支拂人の支拂はその要求と一致せるかを後日に吟味することを得せしめ、而して同時にその労働に對する證明書ともなれり。

(二)労働時間の規定。賃銀の外労働時間規定は労働契約の最も重要な規定なり。この規定は常に經營規定に確定せられ、多くの労働に對しては近世労働者保護法に依て規定せらる。全労働關係、身心上の全發展、労働者階級の疲弊及び向上——としてこれに支配せられざるはなし。

労働時間と睡眠(夜間睡眠)、食事時間及び其他休息時間との或る規定は、凡そ高尚なる社會文明に伴ひて心理學上の欲望及び家族生活より發達し。而して夙に社會機關に依りてこれが必要を認められ、精密に規定せられたり。さてパピロンに於て始めて大建築労働と相聯關して第七日を以て休日となすの制起りて、

後代の文明國民は恐らくこれに模倣し、而して後に神事はこの第七日に集中するに至りしなりとは、イエーリングの假定説なるが、これ頗る傾聽するに足るものあり。彼は尙ほ信すべきの假定として述べて曰、労働日を十二時間としてこれを三分し、三時間づゝの労働時間となし、其間の二回の一時間半の休息時間を設くることも亦パピロンに發せりと。果してイエーリングの主張せんとするが如くなりしや否やは別問題とし、猶太人には聖日(アッシリア語にて Sabbath は休息を意義せり)の制あり、基督教徒には日曜日の制あり。基督教流行の中世時代にありて日々の労働時間は朝の祈禱及び晩の祈禱に適應せられ。宴會日及び祭典日の増加は、一般に未だ周約的發展をなさざる労働に對し十分の休息を興へたり。工業の夜間労働は概して既に火災警察上の理由より禁止せられたり。始めて不斷の經營が發達したる場合、例へば鑛山業の如きにありて、中世時代以來晝夜二十四時間が六時間づゝに四分せられ若しくは八時間づゝに三分せせられたることは吾人の觀察する所なり。

基督紀元三百二十一年以來、コンスタンチン及び教會より禁止せられたる日曜